



平成 29 年 度

医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業  
地球規模課題対応国際科学技術協力  
プログラム (SATREPS)

Science and Technology Research Partnership for  
Sustainable Development (SATREPS)  
International Collaborative Research Program

公募要領

平成 28 年 9 月

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構

国際事業部 国際連携研究課



## 目次

<b>I. はじめに</b> .....	<b>5</b>
1. プログラムの趣旨 .....	5
2. プログラムの概要.....	5
3. プログラムの実施体制.....	7
4. 本プログラムの主な流れ.....	7
<b>II. 公募について</b> .....	<b>12</b>
1. 公募対象の分野と研究領域 .....	12
2. 公募期間.....	14
3. 応募の要件 .....	14
4. 審査方法等について .....	15
5. 審査の観点（事前評価項目） .....	16
6. その他（補足事項） .....	17
<b>III. 採択後の研究開発推進について</b> .....	<b>20</b>
1. 採択課題に関する情報の取り扱い .....	20
2. 研究開発計画の作成 .....	20
3. 委託研究開発契約.....	20
4. 研究開発費.....	21
5. 採択（条件付含む）された後の研究開発代表者等の責務等.....	21
6. 研究成果の取り扱い .....	23
7. 研究開発課題評価.....	24
<b>IV. 研究開発提案書の作成・提出方法</b> .....	<b>26</b>
1. 公募から事業開始までのスケジュール .....	26
2. 研究開発提案書の作成について .....	27
3. 研究開発提案書の提出方法について.....	27
4. 問い合わせ先.....	28
5. 研究開発提案書の記載例.....	29
<b>V. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法について</b> .....	<b>59</b>
1. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法.....	59
2. 利用可能時間帯、問い合わせ先 .....	60
<b>VI. 委託研究開発の公正かつ適正な執行について</b> .....	<b>61</b>
1. 採択の取消し等について .....	61
2. 調査対象者・不正行為認定を受けた研究者について.....	61
3. 研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除について.....	62
4. 他省庁を含む他の競争的資金等の応募受入状況 .....	63
5. 本事業を実施する研究機関の責務について .....	63

6. 不正行為・不正使用・不正受給への対応について.....	67
7. 間接経費に係る領収書の保管に係る事項.....	70
8. 繰越について.....	71
9. 府省共通経費取扱区分表について.....	71
10. 研究倫理プログラムの履修について.....	71
<b>VII. 応募に際しての留意点.....</b>	<b>73</b>
1. 法令倫理指針等の遵守への対応について（生物遺伝資源等利用に伴う各種規制）.....	73
2. 「国民との科学・技術対話」について.....	73
3. バイオサイエンスデータベースセンターへの協力.....	74
4. Researchmap への登録について.....	74
5. 機器の共用促進に係る事項.....	75
6. 開発したリソースのナショナルバイオリソース（NBRP）中核機関への寄託.....	76
7. 知的財産推進計画に係る対応について.....	76
8. 健康危険情報について.....	77
9. 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）.....	77
<b>VIII. ODAによる技術協力の概要.....</b>	<b>79</b>
1. 政府開発援助（ODA）とは.....	79
2. 技術協力とは.....	79
3. 技術協力プロジェクト実施の流れ.....	79
4. 技術協力プロジェクト実施体制.....	81
5. プロジェクト採択後の J I C A と研究代表者所属機関の契約.....	82
6. 業務調整員について.....	85
7. プロジェクトの評価について.....	85
8. ODAに関する問合せ先.....	85
<b>IX. Q&amp;A.....</b>	<b>88</b>
<b>別添 1 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラムの対象国.....</b>	<b>95</b>

## 平成 29 年度 研究提案に当たっての注意点

この公募は、平成 29 年度予算が成立した後に執行する課題を公募・選考するものですが、本プログラムは政府開発援助（ODA）事業との連携であり、相手国機関との調整に時間を要することがあることから、できるだけ早く研究を開始するために、予算成立前に行うこととしているものです。したがって、予算成立の内容及び予算成立額に応じて、研究領域の内容、委託研究開発費、採択件数等の変更が生じる場合や、追加資料の提出等をお願いする場合がありますことをあらかじめご了承ください。

予算関連事項の情報については変更があり次第、下記ウェブサイトに掲載しますので、適宜、参照ください。公募受付締切後は、必要に応じて電子メールにて連絡いたします。

<http://www.amed.go.jp/koubo/030120160620.html>

### 1. 応募方法について

平成 29 年度の研究提案は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）により行っていただきます。

e-Rad の利用に当たり、研究機関に所属する研究者は e-Rad における研究機関の登録と研究機関の事務担当者による研究者情報の登録、研究機関に所属していない研究者は e-Rad における研究者情報の登録が、事前に必要となります。

詳細は、本公募要領の「V. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法について」を、登録方法については下記 e-Rad ポータルサイトを参照ください。

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ポータルサイト

<http://www.e-rad.go.jp/>

『研究提案書類』の受付締切：

平成 28 年 10 月 31 日（月）正午（日本時間）

### 2. ODA による技術協力プロジェクト事業であることについて

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラムは、ODA との連携事業であり、技術協力プロジェクトとしての役割も求められています。ODA の経費部分については、委託研究費ではなく技術協力プロジェクトの枠組みに基づき執行されます。AMED への研究提案に当たっては、「Ⅲ. ODA による技術協力の概要」を精読の上、研究代表機関として JICA との取極めに基づいて事業の実施が可能であるかを確認し、また、相手国側研究者と共同研究内容を十分に調整してください。なお、相手国研究機関から相手国の ODA 担当省庁を通じて技術協力要請が日本大使館を經由して外務本省に提出されることが必要です。技術協力要請の提出の締切についても平成 28 年 10 月 31 日（月）正午（日本時間）としています。

相手国政府部内での締切は上記 10 月 31 日より前に設定されることが通常であるため、相手国研究機関との調整に当たってはご留意ください。なお、相手国政府より技術協力プロジェクトの要請が提出されていない場合は、「要件未達」と判断し、選考を行いません。

## I. はじめに

---

本公募要領に含まれる公募研究開発課題は、国立研究開発法人医療研究開発機構（以下「AMED」という。）が実施する医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業 地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS: Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development）感染症分野の公募研究開発課題です。

### 1. プログラムの趣旨

SATREPSは、開発途上国のニーズを基に、地球規模課題<sup>1</sup>を対象とし、社会実装<sup>2</sup>の構想を有する国際共同研究を政府開発援助（ODA）と連携して推進します。本プログラムでは地球規模課題の解決及び科学技術水準の向上につながる新たな知見や技術を獲得することやこれらを通じたイノベーションの創出を目的としています。また、その国際共同研究を通じて開発途上国の自立的な研究開発能力の向上と課題解決に資する持続的活動体制の構築を図ります。

SATREPSは、日本政府が推進する科学技術外交における重要なプログラムであり、単なる基礎研究や応用研究に関する支援ではなく、相手国の課題・ニーズに応える科学技術の社会実装を進め、相手国の科学技術イノベーションに貢献することにより、日本と相手国の外交関係強化に寄与し、また日本の国益にも資することを目標としているプログラムです。

### 2. プログラムの概要

#### （1）本プログラムの背景

科学技術の振興及び人材育成・開発を相互に促進する手段として、開発途上国のニーズに基づいた共同研究の実施と大学・研究機関等の能力向上の必要性が認識され、国の重要政策の一環として位置づけられました。（「科学技術外交の強化に向けて」（平成20年5月19日））

そのような背景のもと、文部科学省と外務省は科学技術とODAの密な連携の下、我が国と開発途上国の研究機関が地球規模の課題の解決に資する国際共同研究を実施する本プログラムを平成20年度より実施しています。

#### （2）本プログラムの政策的位置づけ

第5期科学技術基本計画（平成28年1月閣議決定）では、我が国の科学技術のポテンシャルを気候変動、生物多様性の減少、食料・水資源問題、感染症などの地球規模課題への対応や、途上国の生活の質の向上等に積極的に生かし、世界の持続的発展に主体的に貢献することが謳われています。

このため具体的には、我が国は、大学や公的研究機関、産業界、さらには諸外国や国際機関と連携・協力し、地球規模課題解決のための研究開発を推進すると共に、得られた成果の国内外への普及と展開を促進し、国際社会の合意形成を先導する必要があります。また、2015年に策定された国連の持続可能な開発目標（SDGs）などに貢献することが重要です。

新興国及び途上国との科学技術協力においては、これまでの援助型の協力から脱却し、社会的に包摂的

---

<sup>1</sup> 地球規模課題：一国や一地域だけで解決することが困難であり、国際社会が共同で取り組むことが求められている課題。

<sup>2</sup> 社会実装：具体的な研究成果の社会還元。研究の結果、得られた新たな知見や技術が将来製品化され、市場に普及する、あるいは行政サービスに反映されることにより社会や経済に便益をもたらすこと。

で持続的なイノベーション（インクルーシブ・イノベーション）の創出の枠組みを戦略的に確立し、各国との間でより対等なパートナーシップを形成することが重要です。加えて、国際的な人材のネットワークを強化していくことが重要であり、新興国及び途上国との科学技術協力において、相手国政府、大学、公的研究機関、資金配分機関、企業等との連携を進め、相手国における若手研究者や産業人材の育成を図ることでインクルーシブ・イノベーションを推進する仕組みの構築を行うことが必要です。

また、同基本計画には、科学技術イノベーションの基盤強化には、新たな知識や価値を生み出す高度人材やイノベーション創出を加速する多様な人材を育成・確保するとともに、一人ひとりが能力と意欲に応じて適材適所で最大限活躍できる環境を整備することが謳われています。国際共同研究を通じて、グローバル化に対応した我が国の人材育成にもつながることが期待されています。

さらに、同基本計画の推進に当たって重要な事項として、産学官の連携が挙げられます。同基本計画には、科学技術イノベーションを効果的に進めて行くため、大学、公的研究機関、企業といった科学技術イノベーション活動の多様な実行主体の機能強化に向けた取組の充実と、産学官のパートナーシップの拡大が鍵となることが記されています。

平成 29 年度の公募においては、これらの方針を踏まえつつ、本プログラムの趣旨に合致する提案がなされることを期待します。

### （3）本プログラムの仕組み

本プログラムは、AMED及び国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）がそれぞれ独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携して、地球規模課題を対象とする開発途上国との国際共同研究を推進することにより、地球規模課題の解決及び科学技術水準の向上につながる新たな知見や技術を相手国研究機関と共同で獲得することを目指します。具体的には、日本国内等、相手国内以外に必要な研究費についてはAMED及びJSTが委託研究開発費として支援し、技術協力プロジェクトの実施に必要な経費（日本側研究員の派遣、相手国側研究員受入れ、供与機材等）はJICAが負担します。医療分野における国内研究機関へ研究助成をするAMEDと、開発途上国へ技術協力を実施するJICAが、国際共同研究全体の研究開発マネジメントを協力して行います。この国際共同研究を推進することで、日本側の研究機関は開発途上国にあるフィールドや対象物を活用した研究を効果的に行うことができ、開発途上国側の研究機関（公共性のある活動を行っている大学・研究機関等。ただし軍事関係を除く）は研究拠点の機材整備や共同研究を通じた人材育成等により、自立的・持続的活動の体制構築が可能となることが期待されます。

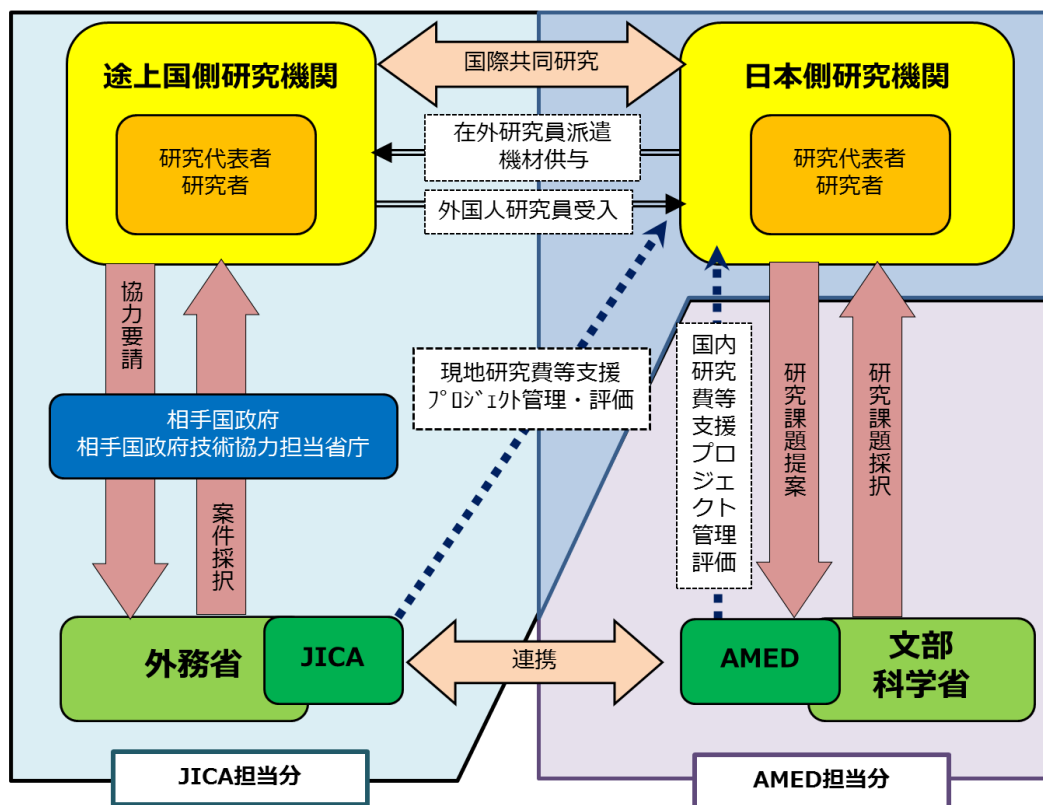


図1 SATREPSの実施体制

### 3. プログラムの実施体制

#### (1) プログラム・スーパーバイザー、プログラム・オフィサー

本プログラムは、医療分野での国際科学技術共同研究開発推進事業を構成するひとつのプログラムです。AMEDでは事業運営やプログラム間の連携等の調整を担うプログラム・スーパーバイザー（PS）、及びPSと協力して事業の運営管理実務を行うプログラム・オフィサー（PO）を配置することで、効率的・効果的な運営と研究開発の成果の最大化を目指し、全体として調和のとれたマネジメントを行います。

なお実施に際しては、POが、課題で開催される会議等に参加するとともに現地調査等を実施することで、課題の進捗状況を把握します。

#### (2) 評価（事前評価、中間評価、終了時評価）

AMEDでは、研究開発課題の選考（事前評価）、及び採択された研究開発課題の評価（中間評価、終了時評価）を、AMEDに設置する課題評価委員会により行います。JICA評価については、「Ⅷ. ODAによる技術協力の概要」を参照ください。

### 4. 本プログラムの主な流れ

#### (1) 提案・要請募集について

AMEDでは、国内の大学、研究機関等に所属する研究者を対象に研究提案を募集し、PS・PO及び外部有識者で構成される評価委員会にて研究課題を選定します。

AMEDでの公募選考と並行して、開発途上国から国際共同研究を行う技術協力プロジェクトの要請を



受付け、本邦にて J I C A とともに内容を検討します。したがって、AMED への研究課題の応募に当たっては、日本側の研究代表者に相手国側研究者と共同研究内容を十分に調整していただくことになり、相手国研究機関からの技術協力プロジェクトの正式要請が、相手国の O D A 担当省庁を通じて相手国を管轄する日本大使館を経由して、所定の期限までに日本の外務本省に提出されることが要件となります。

## (2) 公募・課題実施等の流れ

AMED による研究課題の選考と J I C A / 外務省による技術協力プロジェクトの採否検討のプロセスを連携して実施することにより、研究課題と技術協力プロジェクト要請のいずれもが採択に値すると判断された場合に、当該研究課題と技術協力プロジェクト要請が実施課題（プロジェクト）として条件付きで採択（条件付採択）されます。その決定を受けて外務省は相手国へその旨を通報します（図 2 を参照）。

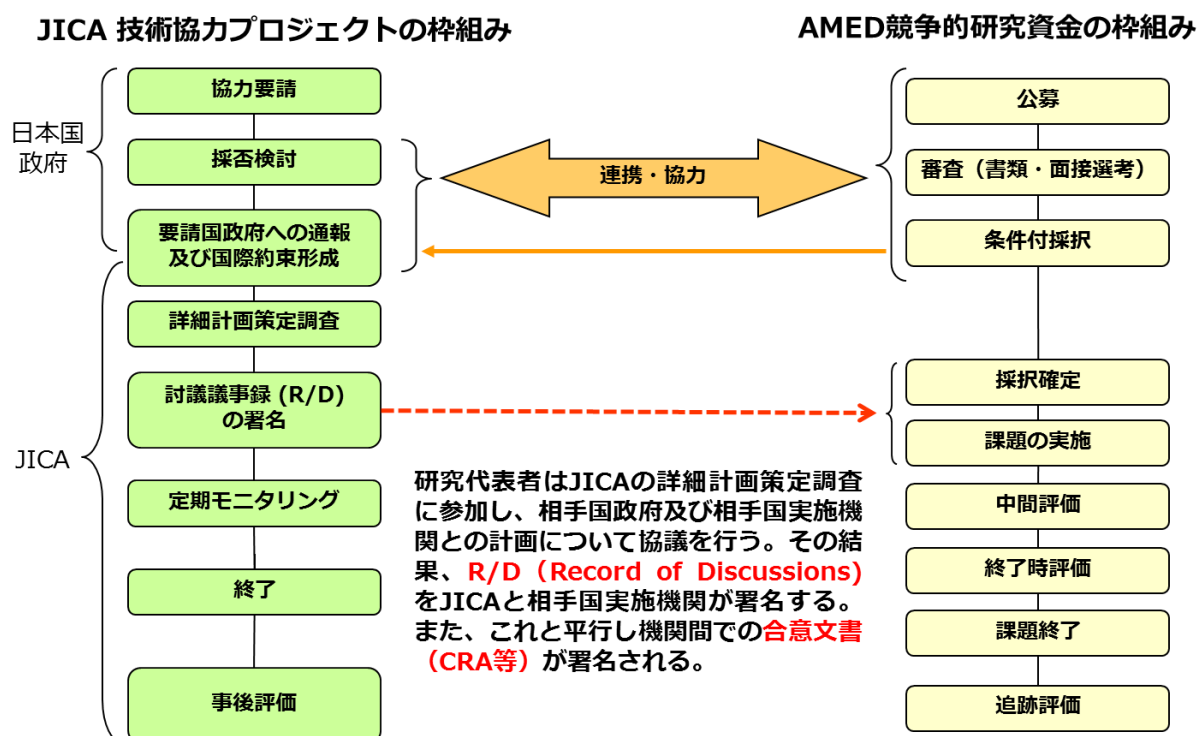


図 2 SATREPS における公募・選考から実施、評価、終了までの流れ

## (3) 国際共同研究実施に向けての準備

国際共同研究を実施する前提として、相手国研究機関等と J I C A との間で技術協力プロジェクトの実施内容の合意のための討議議事録 (R / D : Record of Discussions)、また研究機関 (当事者) 間で共同研究に関わる合意文書 (C R A : Collaborative Research Agreement 等) が、R / D 及び AMED の委託研究開発契約書と整合する内容で署名されることが必要となるため、条件付採択を受けた研究代表者及び研究参加者にはこれらの文書の速やかな取り交わしに向け協力していただきます。

条件付採択の通知後、まず AMED は日本側研究代表者の所属機関と暫定委託研究開発契約を締結します。それにより R / D の署名後速やかに国際共同研究を開始するために、R / D 署名前であっても、共同研究の準備のために必要となる日本国内側の研究費に限って、AMED の支援による委託研究開発費を執行していただくことが可能となります。

また J I C A は、要請背景や要請内容の確認及び共同研究内容の協議を目的として、日本側研究代表者

を含む調査団を相手国へ派遣（詳細計画策定調査）します。この調査において、調査団は合意事項を協議議事録（M/M：Minutes of Meeting）に取り纏め相手国との間で署名します。その後、JICAはこのM/Mの内容を踏まえてR/Dを作成し、JICA在外事務所長と相手国側代表者が当該R/Dに署名することで、技術協力プロジェクトが実施に移されることとなります。

ただし、このR/D署名に時間を要し、この署名そのものが採択年度末（平成29年度末）までになされず、また近日中に署名がなされる見通しもない場合のほか、治安の悪化その他の事由<sup>3</sup>が生じた場合等には、研究課題の条件付採択決定後であっても、プロジェクト開始に向けての準備作業が中断されることや、研究そのものが実施できなくなることもあり得ます。最終的にR/Dの署名が不可能となる場合は、採択された研究課題そのものの実施ができないこととなり、AMEDからの委託研究開発費もその時点で執行できなくなることをあらかじめ承知おきください。

#### （４） 国際共同研究の実施

正式に国際共同研究として本プログラムの研究課題の実施に当たっては、研究代表者及び研究参加者には、AMEDとの契約（委託研究開発契約）及びJICAとの契約（取極め及び事業契約書<sup>4</sup>）に基づいて活動いただくこととなります。研究代表者には、研究課題・プロジェクト運営管理の全般にかかる総括としての業務遂行に責任を負っていただきます。研究代表者が共同研究期間中に必ずしも相手国に常駐する形で派遣される必要はありませんが、日本側の研究メンバーの少なくとも一人が専門家（本プログラムでは「在外研究員」）として、国際共同研究を円滑に進めるために、できるだけ常駐に近い形で相手国へ派遣されることが期待されます<sup>5, 6</sup>。

#### （５） 人材の育成について

-国費外国人留学生制度等による人材育成の可能性

平成22年度より文部科学省の国費外国人留学生制度（大学推薦）において、本プログラムの採択課題を対象にした『SATREPS枠』が設けられています。本枠では、日本側研究機関において研究留学生として研究や学業に従事し博士号を取得することで、将来的に相手国において当該研究の中心的な役割を担う若手研究者が育成されることを目指しています。国費留学生制度の応募は文部科学省において実施され、本プログラムの予算とは別予算での支援となります。詳細は、国費留学生制度のウェブサイトをご参照ください。なお、予算成立の状況等により変更・調整が必要となる場合があることをあらかじめ了承ください。

文部科学省 国費外国人留学生制度

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ryugaku/06032818.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/06032818.htm)

<sup>3</sup> 天災、相手国政府による決定その他の不可抗力、研究費の不正な使用、研究活動の不正行為等を想定しています。

<sup>4</sup> 取極めは、JICAと研究代表者所属機関の権利・義務を包括的に規定するものです。JICAの技術協力プロジェクトを実施する際には、JICAと研究代表者所属機関との間で「地球規模課題対応国際科学技術協力における技術協力の実施に関する取極め」を初回の採択プロジェクトのR/D署名に合わせて締結します。さらに、JICAと研究代表者所属機関は、JICAが負担すべき経費の内容を明確にし、その概算額や経理手続きについて双方で確認するための文書として事業契約書を締結します。（JICAでは、研究代表機関とのみ契約関係が発生し、共同研究機関とは契約等を締結しません。）

<sup>5</sup> 在外研究員として派遣されるのは研究代表者に限られるわけではなく、共同研究に必要な日本側研究チーム内のメンバー等でもかまいません。ただし、学部や大学院等の学生は在外研究員としては派遣できません。

<sup>6</sup> JICAでは通常の技術協力プロジェクトにおいて、専門家の支援や現地業務費の管理あるいはJICA在外事務所による機材調達支援等のために、業務調整員を公募により採用して相手国側に常駐させており、本プログラムにおいても同様に業務調整員を配置することとしています。なお、この業務調整員は研究業務を兼任しません。

#### -外国人研究員の受入

ODA予算においても相手国側の研究者を招へいする「研修員受入」制度（本プログラムでは「外国人研究員の受入」）があります。国際共同研究を実施する相手国共同研究機関から研究員を日本に招へいし、日本国内で研究を行っていただきます。対象者は将来的に長期にわたり相手国研究機関において重要な役割を担うことが期待され、かつ共同研究推進の点からも不可欠と判断される人です。なお、外国人研究員の受入は、原則としてR/Dに記載された協力期間内に終了することが条件となりますので留意ください。

#### -若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」（平成23年12月20日、科学技術・学術審議会人材委員会）において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本プログラムに採択され、公的研究費（競争的資金その他のプロジェクト研究資金や大学向けの公募型教育研究資金）により若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援のための積極的な取組をお願いします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

#### ※博士課程（後期）学生の処遇の改善について

第3、第4及び第5期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程（後期）在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられています。

また、「未来を牽引する大学院教育改革（審議まとめ）」（平成27年9月15日、中央教育審議会大学分科会）においても、博士課程（後期）学生に対する多様な財源によるRA（リサーチ・アシスタント）雇用の充実を図ること、博士課程（後期）学生のRA雇用及びTA（ティーチングアシスタント）雇用に当たっては、生活費相当額程度の給与の支給を基本とすることが求められています。

これらを踏まえ、本プログラムでは博士課程（後期）在学者を本プログラムの共同研究のRAとして雇用する場合、経済的負担を懸念させることのないよう給与水準を生活費相当額程度とすることを推奨しています。

RAを雇用する際の留意点は以下のとおりです。

- ・博士課程（後期）在学者を対象とします。
- ・給与単価を年額では200万円程度、月額では17万円程度とすることを推奨しますので、それを踏まえて研究費に計上してください。ただし、学業そのものや本プログラムの共同研究以外の研究に関わる活動などに対する人件費充当は目的外（不正）使用と見なされる場合がありますので十分留意ください。
- ・具体的な支給額・支給期間等については研究機関にて判断いただきます。上述の水準以上又は以下での支給をAMEDが制限するものではありません。
- ・奨学金や他制度におけるRAとして支給を受けている場合は、当該制度・所属する研究機関にて支障がないことが前提となりますが、重複受給についてAMEDが制限を設けるものではありません。

これらの制度を効果的に活用することにより、相手国において研究を推進する中心的な人材や若手研究者の育成及び日本との継続的な国際共同研究の体制強化等の相乗効果を期待します。

※プログラムに関連する主な科学技術政策及び参照先は、以下のとおりです。

「科学技術外交の強化に向けて」（平成 20 年 5 月 19 日、総合科学技術会議）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/siryo/haihu75/siryo5-2.pdf>

「科学技術外交戦略タスクフォース報告書」（平成 22 年 2 月、総合科学技術会議）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/sonota/kagigaiko/8kai/siryo1-1.pdf>

「第 5 期科学技術基本計画」（平成 28 年 1 月 22 日、閣議決定）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/45honbun.pdf>

「平成 25 年度科学技術重要施策アクションプラン」（平成 24 年 7 月 19 日、総合科学技術会議、科学技術イノベーション政策推進専門調査会）

[http://www8.cao.go.jp/cstp/budget/h25ap/h25ap\\_honbun.pdf](http://www8.cao.go.jp/cstp/budget/h25ap/h25ap_honbun.pdf)

「平成 27 年度科学技術に関する予算等の資源配分の方針」（平成 26 年 7 月 17 日、総合科学技術・イノベーション会議）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/budget/houshin.html>

「科学技術イノベーション総合戦略 2015」（平成 27 年 6 月 19 日、閣議決定）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/sogosenryaku/2015/honbun2015.pdf>

## II. 公募について

### 1. 公募対象の分野と研究領域

\* 提案者はSATREPS全分野（JSTが研究助成する環境・エネルギー分野、生物資源分野、防災分野を含む）において、研究代表者として、1件のみ提案を行うことができます。

#### (1) 分野・領域

感染症分野「開発途上国のニーズを踏まえた感染症対策研究」

#### (2) 研究内容

HIV/エイズ、エボラ出血熱、マラリア、デング熱、結核、高病原性鳥インフルエンザ、狂犬病、カルバペネムやコリスチンなどの薬剤耐性菌などの新興・再興感染症は、開発途上国において健康への脅威となるだけでなく、社会・経済開発への重大な阻害要因の一つとなっています。各国間での人と物の往来が頻繁になっている現在においては、開発途上国のみの問題にとどまりません。このため、国境を越えて迅速に伝播しうる感染症に関する国際協力を強化することが求められています。感染症領域における地球規模課題解決のための研究開発としては、以下の例などの取組が挙げられます。

- ◆高病原性鳥インフルエンザ、狂犬病などの人獣共通感染症に関する研究開発
- ◆HIV/エイズ、エボラ出血熱、マラリア、デング熱、結核、カルバペネムやコリスチンなどの抗菌薬耐性菌等の新興・再興感染症の疫学、診断、予防、治療等に関する研究開発

※地球規模課題の解決及び科学技術の向上に資するとともに、開発途上国における課題解決のための研究開発の実施、及び研究者の能力向上に対するニーズが高く、かつ、共同研究の成果を当該開発途上国ははじめ広く社会に還元する将来構想を有する研究課題を募集対象とします。日本からの単なる技術の移転・知識の提供等、共同研究を伴わない課題や、科学技術の発展に寄与しない単なる調査等、また、成果が一国にしか還元できない研究等は、対象外とします。

※本プログラムでは、治験等及び医療行為を含む共同研究は対象とせず、また研究によっては倫理的配慮も求められますので留意ください。

参照	Q&A（91ページ）
----	------------

※相手国内の活動地域における治安状況、情勢によっては、同国への渡航及び同国での研究実施が制限される可能性があるため、選考で考慮されることがあります。

#### (3) 対象とする国（共同研究相手国）

本プログラムの対象となっている諸国は別添1をご参照ください。

参照	別添1（93ページ）
----	------------

#### (4) 留意事項

- 外交政策及び科学技術政策の観点から、共同研究相手国の適切な地域バランス（採択案件が同一地域に過度に集中しないこと等）及び研究課題のバランス（特定の研究に過度に集中しないこと等）を考慮します。
- 課題（プロジェクト）の選考に当たっては、研究水準の高さとともに、研究開発計画が重点的であり、

かつ具体性が高い課題であって、研究成果の社会還元の時期、方法を含めた道筋が明確である課題が高く評価されます。

- これまで採択課題のない国や採択課題の少ない国を共同研究相手国とする提案を歓迎します。
- 研究期間終了後の成果の担い手が、研究開発の初期段階から参画することにより、成果の社会実装への道筋がより確かなものとなります。この観点から、成果の担い手となる企業等と連携（産学官連携<sup>7</sup>）した提案を歓迎します。産学官連携による研究提案を行う場合については、研究代表機関が様式2の1.（3）、参加企業が様式12へ、それぞれ連携構想を具体的にご記入ください（研究開発代表機関が民間企業の場合は、様式12も作成し提出してください）。様式12を提出した企業からは、社会実装に向けた当該企業の取り組みについての報告書を研究期間終了時に提出いただきます。
- 地球規模課題対応というプログラムの性質に鑑み、複数国を相手国とする共同研究の提案も歓迎します。複数国と国際共同研究を実施する研究提案において、受付締切までに全ての相手国政府より技術協力プロジェクトの要請が提出されていない場合は、「要件未達」と判断し、選考を行いません。また、研究開始に当たっては、全ての関係国との間でR/Dへの署名を得る必要があります。
- アフリカ地域や後発開発途上国を対象とした研究課題提案を歓迎します。なお、これらの国々においては、人材育成、現地調査の実施と分析、そして適正技術や問題即応技術の開発と適用が重要であり、その観点を含む取組を期待します。
- 若手研究人材育成の重要性に鑑み、「研究代表者が45歳未満の若手研究者」又は「（研究実施期間中に研究に従事する予定の）日本側研究チーム（様式1「実施体制（参加者リスト）」記載分）の半数以上が35歳以下の若手研究者」を中心とした体制で構成される課題の積極的な提案を奨励します。
- 2015年9月に国連持続可能な開発サミットで採択された、持続可能な開発目標（SDGs: Sustainable Development Goals）に資する研究提案を奨励します。（参照：[http://www.unic.or.jp/activities/economic\\_social\\_development/sustainable\\_development/2030agenda/](http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/)）
- 相手国の政策やニーズを踏まえ、相手国の行政機関等も含めた組織的な取組が期待されます。
- プロジェクト実施期間中に相手国研究機関が民間セクターや関連行政機関との連携関係を構築し、協力終了後も研究開発を持続し社会実装を目指す体制や能力を強化すること、もしくは、社会還元のためにBOP（Base of Pyramid）ビジネスや日本の中小企業海外展開など民間企業の活動やNGOやボランティアなど草の根の開発活動と連携することが期待されます。
- 地域ごとの特性を生かした研究戦略として、過去に日本のODA等で整備された当該地域の優れた研究拠点（研究機関、大学等）の活用が期待されます。
- 平成20年度から平成28年度までに採択されている課題と類似の研究提案については、「研究の目的、対象、アプローチ、実施地域等から判断して、研究内容に顕著な差異が認められるか」、または、「既存類似課題と競争的に研究を推進することにより、地球規模課題の解決に資するより大きな成果が期待できるか」、といった観点からも選考を行います。特に、先行課題に対して研究対象や実施地域発展させただけの提案に対しては、課題解決への新たな貢献の大きさについて慎重に検討します。
- 研究参加者の所属機関は、当該共同研究を担う上で必要な国際交流活動基盤を有しており、十分な支援と協力を行う意思を有していることも重要です。
- 企業等が研究代表機関となり提案を行う場合には、一定の要件を満たす必要があります。

参照

Q&A（87ページ）

<sup>7</sup> 本プログラムにおいて、“産”として参加する機関としては、日本国内に法人格を有する企業等を指します。

- 必要に応じて、企業等に関する財務等審査も行います。
- ODAの視点として、以下の観点等に留意して選考を行います。
  - －ODA方針への合致
 

外交上の実施意義や必要性があるか、相手国の開発政策やニーズとの整合性があるか、開発協力大綱や国別援助方針や援助重点分野に合致しているか。
  - －相手国研究代表機関の実施体制
 

相手国実施体制が予算・人員・施設（設備）ともに整備されているか、ODA事業として相応しい相手国研究機関が選定され、能力向上が見込まれるか、十分な研究活動・実績があるか。
  - －プロジェクトとしての「妥当性」、「必要性」、「有効性」、「インパクト」、「持続性」
 

要請（提案）内容が、開発途上国の課題解決に必要なものか、プロジェクトとして目標達成が可能かどうか、機材計画が妥当であるか（必要最低限の機材か、調達面での支障の有無、プロジェクト終了後の維持管理体制等）、施設整備を含む場合、その計画の妥当性（必要最低限の内容か、期間内に完了可能か、適切に整備予算が見積もられているか、危険物取扱いに係る安全配慮は十分か、建設後の維持管理体制・先方予算は問題ないか等）、社会実装の具体化が明確かどうか等。（ODA事業では、「妥当性」等の5項目によって事業が評価されます。）

（評価5項目の詳細→<http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/about.html>）
  - －当該分野における日本及び他ドナーによる他の援助案件との関連
 

当該分野における他の援助案件とどのような関連があるか、重複やマイナスに作用することはないか。
  - －ODAで実施することに対する研究提案者の認識
 

研究提案者が、競争的資金の枠組みだけでなくODAの枠組みで共同研究を実施する意義を十分理解しているか、ODAで実施する必要性が正しく述べられているか。

上記のほか、機材計画（調達面での支障の有無、プロジェクト終了後の維持管理体制等）の適切性なども勘案し、ODA事業として実現可能性が高い提案を優先します。

参照	様式13（53ページ）
----	-------------

## 2. 公募期間

- 平成28年9月13日（火）～平成28年10月31日（月）正午
- 公募から事業開始までのスケジュールは、「V. 1. 公募から事業開始までのスケジュール」を確認してください。
- 申請（研究開発提案書の提出）は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を用いて行います。申請方法については、「VI. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法について」を参照してください。
- 公募締切間際は e-Rad のシステム負荷が高く、申請に時間がかかる、完了できない等のトラブルが発生する場合がありますので、時間的余裕を十分にとって申請を完了してください。
- 相手国から日本政府に提出されるODA申請書の締切も同様となりますのでご注意ください。

## 3. 応募の要件

- (1) 研究代表者（応募者）及び研究参加者の要件

国内の研究機関<sup>8</sup>に所属している研究者、または、応募時に海外在住の研究者で、契約開始予定日もしくは平成29年6月1日のいずれか早い日において、日本国内の研究機関に所属して研究を実施する体制を取ることができる研究者で、当該国際共同研究の研究代表者として責務を果たし、最初から最後まで国際共同研究に従事できることが研究代表者（応募者）の要件です。研究代表者自身が提案書を作成してください。

日本側の研究参加者は、日本国内の研究機関に所属していることが要件です。

- 日本側研究機関と相手国側研究機関の両方にポストを有していたとしても、両方のメンバーリストに名を連ねることはできず、どちらかに決めなければなりません。なお、研究代表者は、日本側のメンバーに限られます。
- AMEDと委託研究開発契約を結ぶ研究機関に所属していない研究者を参加させる場合、適切な書面を取り交わすなどの措置が必要です。
- 日本国でも相手国でもない第三国の機関とは共同研究はできません。また、第三国の機関にのみ所属する研究者は共同研究の参加者にはなれません。詳しくはQ&Aをご参照ください。
- 国際機関には参加に制限があります。詳しくはQ&Aをご参照ください。
- メンバーリストは日本側及び相手国側で共有します。

## （2）実施期間

暫定期間<sup>\*</sup>後、3～5年間とします。

国際共同研究開始後3年目に中間評価を行います。評価の結果に応じて、計画の変更、課題の中止等を含めた見直しを行うことがあります。

<sup>\*</sup>暫定期間とは、R/D及びCRAが締結されて正式に共同研究を開始するまでの期間のことです。

## （3）採択予定課題数

2課題程度。

<sup>\*</sup>採択予定課題数は、平成29年度政府予算により変動します。

## 4. 審査方法等について

### （1）評価の方法について

選考にあたっては、AMED/文部科学省及びJICA/外務省が連携して評価を行います。AMED/文部科学省は、主に科学的・技術的な観点から評価を行います。一方、JICA/外務省は主にODAの観点から評価を行います。海外での研究はODA案件として実施するため、研究内容が対象国の課題解決等に資する協力であり、開発協力大綱や国別援助方針にも合致していること、また社会実装への道筋を示す具体的なアプローチが示されていること等も必要となります。応募があった研究提案書類や書類審査結果・面接選考結果をAMEDから外務省/文部科学省/JICAに提供するため、採択までに時間を要する場合があります。ことをあらかじめご了承ください。

### （2）二段階評価

---

<sup>8</sup> 「国内の研究機関」とは、日本国内の法人格を有する大学、国公私立高等専門学校、独立行政法人、国公立試験研究機関、公益法人、企業等、及び法人化していない国立研究機関を指します。法人の場合、どの法人格であるかは問いませんが、研究実施能力については選考の際に問われます。



選定に係る審査（事前評価）は、AMEDが定めるところにより設置された、外部有識者で構成される評価委員会において、提出された提案書類による書類審査及び研究代表者からのヒアリング審査（面接審査）により行います。

※選定に当たっては、評価委員会の意見等を踏まえ、計画の修正を求めることがあります。

※審査において面接審査を実施する提案機関に対しては、ヒアリングの日時、場所等を提案書類に記された事務連絡先等に通知します。

### （3）利害関係者の排除

AMEDの規定に基づき、研究提案者等の利害関係者は選考に加わらないようにしています。

## 5. 審査の観点（事前評価項目）

本事業における課題の採択に当たっては、提案書類について以下の観点に基づいて審査します。

### ① 事業趣旨等との整合性

- 事業趣旨、目標等に合致していること
- 地球規模課題の解決及び科学技術の向上に資するか
- 相手国において、課題解決のための研究開発の実施及び研究者の能力向上に対するニーズが高いものであるか
- 共同研究の成果は当該相手国をはじめ、広く社会に還元する社会構想を有するか

### ② 研究計画の妥当性

- 全体計画の内容と目的は明確であるか
- 相手国側研究者との間で具体的な共同研究計画を有しているか
- 相手国研究機関との共同研究を推進する上で、研究のコストパフォーマンスも考慮された適切な研究計画（資金計画も含む）があるか。また、プロジェクト期間内に実施可能な内容であるか。
- 予算計画経費の内訳、支出計画は妥当であるか
- 年度ごとの計画は具体的なものでかつ、実現可能であるか
- 研究開発代表者および共同研究者の渡航計画は、研究推進のために十分な相手国への滞在が計画されているか

### ③ 技術的意義及び優位性

- 現在の技術レベル及びこれまでの実績は十分にあるか
- 医療分野の研究開発の進展に資するものであるか
- 地球規模課題解決のための新たな技術の開発及び科学技術水準の向上につながる研究課題であるか【科学技術的価値】
- 日本国内の研究だけでは達成できないような科学技術の発展あるいはその技術の有効性の検証に相手国の貢献が見込まれるか【日本のメリット】
- 日本の科学技術の相手国及び世界への効果かつプレゼンス向上が見込まれるか【日本のメリット】

### ④ 両国の実施体制

- 研究開発代表者はリーダーシップを発揮し、他の研究機関や相手国側研究機関と研究推進に係る調整ができるか【研究開発代表者の資質】
- 研究開発代表者はJICAの技術協力プロジェクトにおける研究チームの総括責任者としても相手国側

研究者とともに国際共同研究を推進する強い熱意および相手国の社会的ニーズを理解しようとする意欲を持っており、かつ信頼に基づく強いリーダーシップを発揮できるか【研究開発代表者の資質】

- 日本側及び相手国での研究の代表者が明確で、日本側及び相手国側において研究を実施できる組織的な体制が整っているか。日本側研究者は、研究期間中に必要な頻度及び期間で相手国において滞在、研究ができるか。【両国の実施体制】

#### ⑤ 社会実装の道筋と実現可能性

- 将来的な社会実装の構想（内容、時期、手段と実現の目処）があるか
- 研究成果を将来的に社会還元へ結びつけるための道筋（相手国側の活動の道筋や、他地域・市場への普及の道筋）が明確であるか

#### ⑥ 相手国のニーズ、ODA方針への合致

- 相手国に、地球規模で取り組むべき課題に関する明確なニーズがあるか
- 相手国に対する日本のODA方針に沿っているか
- 研究成果の社会実装を目指すODA事業として適切かつ実施可能であるか

#### ⑦ 継続的發展の見通し

- 日本側の協力終了後も相手国側で供与機材を維持管理して研究を持続できる見込みがあるか
- 日本の若手研究者の育成、および相手国側研究者の人材育成は見込まれるか

### 6. その他（補足事項）

#### （1） 研究開発期間

国際共同研究の期間（R/Dに記載された技術協力プロジェクトの協力期間）は原則として3～5年とします。

図3のとおり、条件付採択時に定められたAMED委託研究開発費予算の範囲内で、R/Dに定められた国際共同研究実施の最終年の年度末まで、AMED委託研究開発費による日本側での研究開発終了時期を延長し、AMEDの委託研究開発期間を長くとることができます（ただしこの場合も、ODA側経費についてはR/Dに記載の協力期間を超えて措置することはできません）。

提案課題の条件付採択後、R/D・合意文書（CRA等）の署名前であっても、R/D・合意文書の署名後速やかに国際共同研究を開始するために、研究準備のための日本国側の研究費に限って、AMEDの支援による委託研究開発費を執行していただくことを可能としています。

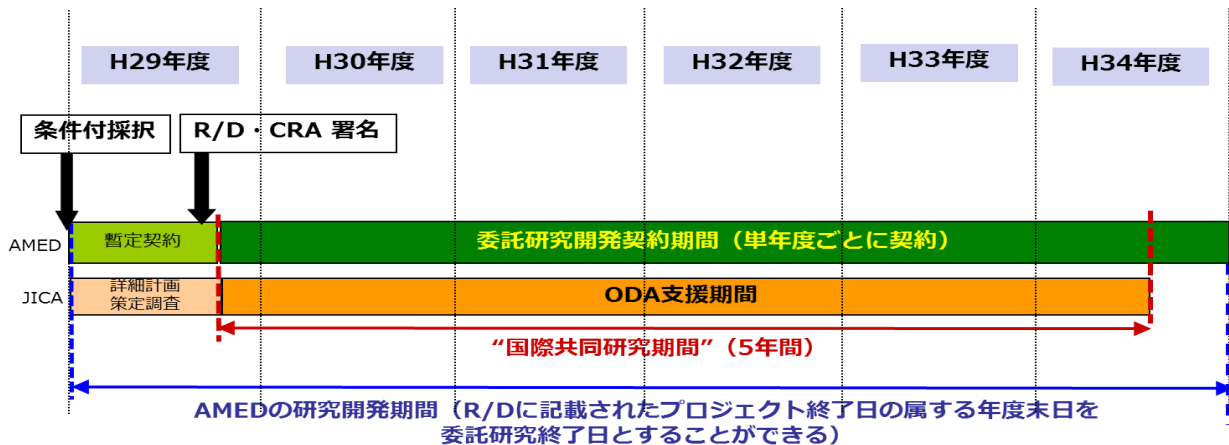


図3 研究開発期間の考え方（5年間の場合）

## (2) 研究費（AMED委託研究開発費及びODA事業経費）

本プログラムでは、日本国内等、相手国内以外に必要な研究費についてはAMEDが委託研究開発費として支援し、JICAは技術協力プロジェクトの実施に必要な経費（日本側研究員の派遣、相手国側研究員受入れ、供与機材等）を負担します。

表1に示したとおり、年間1課題あたり、AMED及びJICA経費を合わせ1億円程度とします。

AMED及びJICA経費 1課題あたり：1億円程度/年（間接経費含む）	
AMED：委託研究開発経費 3,600万円程度/年 （5年間で1.8億円以内）	JICA：ODA技術協力経費 6,000万円程度/年 （5年間で3億円以内）

表1 AMED及びJICA経費

参照	Ⅲ. 5. (3) (22ページ)
----	-------------------

1課題当たりのAMEDからの委託研究開発費は、年間3,600万円程度（プロジェクト期間が5年計画であれば、暫定期間も含めて6年間で総額1.8億円以内）【間接経費を含む】とします。これは、あくまでも研究開発費計画の目安です。なお、本公募は平成29年度政府予算の成立を前提としており、今後、内容等が変更される可能性がありますので予め承ください。予算成立の状況等により研究開発費についても変更・調整が必要となる場合があります。

選考に当たっては、コストパフォーマンスも大きな判断材料となります。多額の研究開発費計画で応募された場合は、より少額の提案課題と比較してより大きな研究成果を期待する観点から審査され、同時により大きな責務を負うこととなりますので、予算策定は慎重に検討してください。

研究開発費は、原則としてその全額を委託研究開発費として、AMEDから研究代表者及び主たる共同研究者の所属する研究機関に配分し、当該研究機関にて執行していただきます。直接経費の30%を上限とする間接経費を、当該委託研究開発に関して研究機関において必要となる管理費等として、委託研究開発費に含めることが可能です。

本プログラムでは、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定しています。経費の取扱いについては、後記「Ⅵ. 9. 府省共通経費取扱区分表について」をご参照ください。

1案件（JICAでは「課題」でなく「案件」と呼ぶ）当たりODA事業経費は年間6千万円を目安とし、5年間で3億円を上限とします。また、具体的なODA事業経費の予算額は、上記の上限額の範囲内で条件付採択後の詳細計画策定調査以降に活動内容が定まったところでその計画に沿って決まることとなります。

JICAのODA事業経費は技術協力経費であり、事業契約はJICAが行う技術協力業務を研究代表機関に委託する性格を有していますので、他の研究補助金や助成金とはその用途や支出監理の方法に大きく異なるところがあります。支出可能経費の種類・範囲や事業契約上の条件等については、「Ⅷ. ODAによる技術協力の概要」を熟読願います。

## (3) AMEDとJICAの経費の執行区分

AMEDからの委託研究開発費で執行可能なものと、JICAの経費で執行可能なものは原則として以下

のように分類されます。表2もご参照ください。

- A. 日本国内等、相手国内以外にて執行する研究費はAMEDからの委託研究開発費
- B. 相手国内にて執行する経費（研究活動経費・現地調達機材費等）はJICA経費（日本へ相手国側研究者を招へいする際に生じる経費も原則としてJICA経費）
- C. 日本側研究者が相手国に渡航する場合の往復旅費・滞在費（派遣期間1年以上の長期派遣の場合は赴帰任旅費・移転料・各種手当等）は原則としてJICAで経費<sup>9</sup>。現地での日本側研究者の当該国際共同研究に係わる活動は、共同研究を推進するに当たってJICAと相手国研究機関等が締結するR/D等にて規定される免税等及び活動許可条項が適用されます。

JICAは、本プログラムで相手国へ派遣される研究者チームメンバーの国内所属先に対する人件費補てん及び間接費並びに国内俸（所属先はあるが無給の方に対して定額の月額を毎月直接支給するもの）は措置しておりません。

経費	AMED	JICA
A: 日本国内での研究費	●	
A: 相手国以外での研究費 (第三国出張費、現地諸経費等)	●*1	
B: 相手国内での活動費	▲*2	●*3
B: 相手国側からの招へい旅費	▲*4	●
C: 日本と相手国間の旅費	▲*5	●

表2 AMEDとJICAの経費で執行可能な経費の分類

- \*1 第三国の研究機関との共同研究は対象外です。
- \*2 日本国内の研究の延長と認められる旅費・滞在費など、相手国においてJICAが負担できない経費のうちAMED委託研究開発費で負担可能なものに限ります。
- \*3 相手国内での活動費には、日本側の研究者が国際共同研究を現地で実施する上で必要な設備・備品・消耗品費を含みます。（JICAの経費は相手国の自立発展性を重視するODA技術協力プロジェクトによる支援であるため、相手国側の自助努力が求められます。したがって、相手国側の人件費、相手国における事務所借上費、相手国側が使用する消耗品、供与機材の運用や維持管理の経費、相手国側研究者の相手国内旅費、会議日当等は、原則として相手国側負担となります。）
- \*4 相手国側研究チームに含まれない外部専門家等の招へいに限ります。
- \*5 学生、外部専門家等、JICA専門家として相手国へ派遣することのできない場合に限ります。

参照	III. 5. (3) (22ページ)
----	---------------------

なお、企業等が研究代表機関となり応募される場合には、経費の執行区分が上記と異なる場合がありますので、あらかじめAMED/JICAに確認をしてください。

<sup>9</sup> 相手国への渡航に係る経費に関しては、場合により例外としてAMEDからの委託研究費からの執行も可能です。（例えば、日本においてポストドク等で雇用されている相手国の研究者）ただし、AMED委託研究開発費で出張する場合は当該国際共同研究におけるR/Dにて規定される活動とはみなされず、免税条項が適用されないこと、現地での活動許可が下りないこと等がありますので、必ず事前にJICAと相談してください。

### Ⅲ. 採択後の研究開発推進について

---

#### 1. 採択課題に関する情報の取り扱い

##### (1) 採択結果の公表等

- 採択された個々の課題に関する情報(制度名・事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究開発代表者氏名、実施期間等)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。
- 研究開発課題の採択にあたり、研究課題名、所属研究機関名、研究開発代表者氏名、及び研究開発課題要旨を公表する予定です。
- 採択課題の研究開発提案書は、採択後の研究開発推進のためにAMEDが使用することがあります。

##### (2) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)から内閣府への情報提供

- 文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じ、内閣府に、各種の情報を提供することがあります。また、これらの情報の作成のため、各種の作業や確認等についてご協力いただくことがあります。

#### 2. 研究開発計画の作成

- 採択後、研究開発代表者には、研究開発課題の研究開発期間(暫定期間を含む。最長6年)全体を通じた全体研究開発計画書を作成いただきます。また、年度ごとに年次研究開発計画書を作成いただきます。研究開発計画には、研究開発費や研究開発体制が含まれます。研究開発計画(全体研究開発計画及び年次研究開発計画)は、PS及びPOの確認、承認を経て決定します。
- 提案された研究開発費は、選考を通じて査定を受けます。また、実際の研究開発費は、研究開発課題の研究開発計画の策定時にPS及びPOの確認、承認を経て決定します。
- PS及びPOは、選考過程、研究開発代表者との意見交換、評価結果等をもとに、研究開発計画に対する助言や調整、必要に応じて指示を行います。また、事業全体の目的達成等のため、研究開発課題間の調整を行う場合があります。

#### 3. 委託研究開発契約

- 研究開発課題の採択後、AMEDは研究開発代表者及び研究開発分担者(以下「研究開発代表者等」)の所属する研究機関との間で委託研究開発契約を締結します。但し、国立研究所等に所属する研究開発代表者等については、研究開発代表者等(個人)とAMEDとの間で委託研究開発契約を締結しません。この場合、委託研究開発費の経理に係る事務を研究開発代表者等の所属機関の長に委任していただきます。

※ 委託研究開発契約書雛形

[http://www.amed.go.jp/content/files/jp/youshiki/itaku/00keiyaku/iformat\\_20160613.pdf](http://www.amed.go.jp/content/files/jp/youshiki/itaku/00keiyaku/iformat_20160613.pdf)

- 申請課題の採択後、速やかに契約作業が進められるよう、受託者は、委託契約に係る下記の資料の作成をお願いします。

※各資料の様式は以下の URL にて確認してください。

[http://www.amed.go.jp/keiri/youshiki\\_itaku.html](http://www.amed.go.jp/keiri/youshiki_itaku.html)

- 【計画様式 1】研究開発計画書（契約機関ごと）
  - 【計画様式 1 付属資料 1】研究開発参加者リスト（契約機関ごと）
  - 【計画様式 1 付属資料 2】経費等内訳書（契約機関ごと）
  - 【全体計画 1】全体研究開発計画書（申請課題ごと）
  - 【全体計画様式 1 付属資料 2】経費等内訳書（申請課題ごと）
  - その他本事業で定める様式
- 再委託は原則行わない方針ですが、予め再委託が認められている事業において、研究開発代表者の申請に基づき課題評価委員会が再委託を認めた機関、かつ、再委託を適正に遂行できる機関等に対しては、再委託を認めています。
  - 研究機関と委託研究開発契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究開発を実施できないことがあります。詳しくは、「Ⅲ. 5. 採択（条件付含む）された後の研究開発代表者等の責務等」を参照してください。
  - 研究開発により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 19 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件に研究機関に帰属することができます。但し、海外研究機関に対しては適用されません。

#### 4. 研究開発費

- 研究開発費は、AMED から研究機関への委託研究開発費として支出します。「直接経費」に加え、直接経費の 30% を上限に別途「間接経費」を措置します。
- 本事業の事業趣旨に合致しない経費、間接経費による支出が適切と考えられる経費については、直接経費として支出できません。直接経費からの支出が適切か否かの判断が困難な場合は、AMED へお問い合わせいただくとともに、以下 URL にて委託研究事務処理説明書等を確認してください。

【平成 28 年 4 月、委託研究開発契約事務処理説明書】

<http://www.amed.go.jp/content/files/jp/youshiki/itaku/00keiyaku/ipwmanual.pdf>

#### 5. 採択（条件付含む）された後の研究開発代表者等の責務等

採択（条件付き含む）となった時点から研究開発代表者等には以下の責務が生じます。

##### （1）研究の推進及び管理

- 本プログラム実施期間を通じ、研究開発代表者は、研究開発計画の立案とその実施をはじめ、国際研究全体の責務を負っていただきます。また、自らの研究構想に基づき、当該研究課題を実施する最適な研究チームを編成し、リーダーシップを発揮しつつ、自らも当該研究課題に従事できる研究者であ

ることが必須です。さらに、研究開発代表者には、所要の報告書等の提出、課題評価への対応にご協力いただくほか、必要に応じて、PS及びPO等に対して進捗状況の報告等にご対応いただきます。

- 研究開発代表者には、研究チーム全体の研究開発費の管理(支出計画とその進捗等)を研究機関とともに適切に行っていただきます。なお、AMEDと委託研究開発契約を締結する研究機関に所属する研究開発分担者も同様に自身の研究機関の研究開発費の管理(支出計画とその進捗等)を研究機関とともに適切に行っていただきます。自身のグループの研究参加者や、特に研究開発費で雇用する研究員等の研究環境や勤務環境・条件に配慮してください。また、研究開発費で雇用する若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組んでください。
- JICAの技術協力プロジェクトの総括責任者として、日本側の投入(専門家派遣・機材供与・相手国側研究者の招へい等)計画立案や実施にかかるカウンターパート等との調整及び統括、AMED/JICAに対する定期的な活動報告、AMED/JICAが実施する評価調査等への対応、事業契約の適切な執行管理とプロジェクト全体の運営管理等を遂行することが必須となります。なお、研究実施期間中の研究代表者の都合による一方的な研究中止は原則として認められません。
- 条件付採択後に行われる国内におけるAMED/JICAとの打ち合わせ(3~5回程度)、及び相手国現地における詳細計画策定調査(平成29年8月~10月にかけて10~14日間程度を想定)等へ参加していただきます。
- AMED/JICAに対する所要の報告書等の提出や、AMED/JICAが実施する評価への協力に対応していただきます。また随時、AMED/JICAが求める共同研究進捗状況に関する報告等にも対応していただきます。
- 科学・技術に対する国民の理解と支持を得るため、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組んでください。「国民との科学・技術対話」の取組みについては、中間評価、事後評価における評価項目の一部となります。詳細は、「VI. 2. 「国民との科学・技術対話」について」確認してください。研究代表者等に各種情報提供をお願いすることがあります。本事業の事業評価、AMEDによる経理の調査、国の会計検査等に対応いただく場合がありますので、ご協力をお願いします。また、大学・企業等の本部など研究機関内部の関係組織との連携や意思疎通・共有を行う役割を担っていただきます。
- 研究や投入計画の立案とその実施をはじめ、国内で研究チームを編成する場合には、研究チーム全体に責任を負っていただきます。その際、共同研究者の派遣及び機材供与の計画の立案・実施に当たっては、相手国との十分なコミュニケーションや日本及び相手国側の若手研究者の活躍の場の確保への配慮が特に求められます。また、相手国で開催される合同調整委員会(JCC: Joint Coordinating Committee)に出席し、研究の進捗報告、運営管理に関する協議を行っていただきます。

## (2) 研究開発契約等の遵守

AMEDと研究機関との間の研究契約及びAMEDの諸規定等、JICAとの取極め及び事業契約、相手国研究機関等とJICAが締結するR/D、研究機関間で締結する共同研究の実施に関する合意文書(CRA等)の内容を遵守していただきます。

## (3) 安全管理等

本事業の共同研究期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、AMED及びJICAは一切責任を負いません。海外へ渡航する際は、十分な治療救済費用保険を含む海外旅行損害保険に必ず加入するものとします。

安全衛生管理につきましては、研究機関にて、管理体制および内部規則を整備の上、労働安全衛生法等

の安全関係法令の遵守および事故防止に努めてください。また本委託研究に起因して事故および当該事故に伴う研究者等の負傷等が発生した場合は、速やかに AMED 及び JICA に対して書面にて報告ください。

また、昨今の国際情勢に鑑み、在留届の提出・「たびレジ」への登録の徹底など、外務省や JICA からの情報や指導を踏まえて、研究員を始めとする事業関係者の安全対策に最大限努めてください。

#### (4) 研究公正の遵守

本事業の研究研究活動に参画する研究者等は、AMED の委託研究開発費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ適正な執行及び効率的な執行をする責務があります。

- 応募における手続き等として、研究開発担当者となる研究者等は、応募に際しては必要に応じて、所属研究機関への事前説明や事前承諾を得る等の手配を適切に行ってください。
- AMED の事業に参画する研究者は、不正行為・不正使用・不正受給を未然に防止するために研究倫理教育に関するプログラムを修了する必要があります（詳しくは、後記「VI. 10. 研究倫理プログラムの履修等について」をご覧ください）。なお、研究倫理教育プログラムが修了されていない場合には、修了が確認されるまでの期間、委託研究開発費の執行を停止等することがありますので留意ください。
- 採択（条件付含む）された場合、研究開発代表者及び主たる共同研究者は、所属する機関の要件・責務等を勘案しつつ、当該研究機関において研究開発を実施する体制を確保していただきます。また、所属機関長は研究開発実施期間中、研究開発代表者の身分等について最大限配慮してください。（所属機関長とは、理事長、学長等の組織全体の責任者、企業等の場合は研究実施期間中の支援と体制の確保に責任を持つ方を指します。部門長、学科長、センター長等のいわゆる下部組織の長ではありません。）

参照	様式 11 (51 ページ)
----	----------------

- AMED 委託研究開発費及び JICA 事業契約経費の管理については、国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、委託研究開発費及び事業契約経費の管理（支出計画策定とその執行、執行状況モニタリング等）を研究機関は公正かつ効率的に執行する責務があります。また、研究チーム全体の研究費の把握と管理も適切に行っていただきます。研究開発代表者及び主たる共同研究者は、自身のグループの研究メンバーや、特に本プログラムの委託研究開発費で雇用する研究員等の研究環境や勤務環境・条件に配慮してください。さらに、AMED/JICA による経理の調査、国の会計検査等に対応していただきます。
- 技術協力プロジェクト実施を担う機関として、JICA との取極め及び事業契約書並びに R/D 等に沿った活動支援（例：研究代表者所属機関にて執行することとされた経費の執行手続き等）を行っていただく必要があります。JICA と取極め及び事業契約書を交わすのは、研究開発代表者の所属機関のみですが、その他の研究機関も R/D 等に沿った活動支援をしていただく必要があります。研究代表機関は、日本側「研究代表機関」として日本側研究者の現地での活動が適切に行われるよう統括するとともに、事業契約書及び JICA が定める「SATREPS プロジェクト実施の手引き」に基づいて、適正な事業運営並びに経理事務（JICA に対する所要の報告を含む）を行っていただきます。
- 研究開発代表者の所属する研究機関には、R/D とは別に国際共同研究の相手国研究機関との間で共同研究の実施に関する合意文書（CRA 等）を取り交わしていただきます。合意文書においては、共同研究により生じた知的財産の取扱い、秘密情報の取扱い、成果の公表、損害が生じた場合



の取扱い、相手国の遺伝資源等<sup>11</sup>へのアクセス・持ち出し等について定めてください。遺伝資源等の相手国の情報や資料、サンプルへのアクセスや持ち出しについては、国際ルールとともに相手国内法も遵守してください。なお合意文書は署名前の案の段階で、AMEDの確認を取ってください。R/Dの内容と平仄を合わせるため、合意文書の取り交わしは、JICAが相手国研究機関とR/Dの署名をする時期に合わせる事が適切です。なお、国内の研究体制に含まれる全ての研究参加者は研究代表者所属機関が取り交わした合意文書を遵守する必要があります。

参照	VIII. 1. (71 ページ)
----	-------------------

- AMEDと委託研究開発契約を締結する研究機関は、その機関に所属していない研究者を本委託研究開発に参加させる場合には、両研究機関間で適切な書面を取り交わすなどして、AMED委託研究開発契約、共同研究合意文書、R/Dの内容を遵守するよう措置していただく責務があります。(例：AMEDと委託研究開発契約関係にあるA大学の研究グループにB大学所属の研究者が加わる場合など。)
- AMEDに対する所要の報告等、及びAMEDによる経理の調査や国の会計検査等に対応していただきます。
- 効果的な研究推進のため、円滑な委託研究開発契約締結手続きにご協力ください。
- 委託研究開発契約に基づき、産業技術力強化法第19条(日本版バイ・ドール条項)が適用されて研究機関に帰属した知的財産権が、出願・申請、設定登録、又は実施がなされた際は、AMEDに対して所要の報告をしてください。なお、移転又は専用実施権等の設定をされる際は事前にAMEDの承諾を得ることが必要となります。
- 委託研究開発の実施に伴い発生する知的財産権は、研究機関に帰属する旨の契約を当該研究開発に参加する研究者等と取り交わす、又は、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。
- 各研究機関に対して、課題の採択に先立ち、また、委託研究開発契約締結前ならびに契約期間中に事務管理体制及び財務状況等についての調査・確認を行うことがあります。その結果、必要と認められた機関についてはAMEDが指定する委託方法に従っていただくこととなる他、委託契約を見合わせる場合や契約期間中であっても、研究開発費の縮減や研究停止、契約期間の短縮、契約解除等の措置を行うことがあります。
- 委託研究開発契約が締結できない場合には、当該研究機関では研究開発を実施できないことがあり、その際には研究体制の見直し等をしていただくこととなります。
- 国公立研究機関等が委託研究開発契約を締結するに当たっては、当該研究機関の責任において、委託研究開発契約開始までに当該予算措置等の手続きを確実に実施する必要があります。万が一、契約締結後に必要な措置の不履行が判明した場合には、委託研究開発契約の取消し・解除、委託研究開発費の全額又は一部の返還等の措置を講じる場合があります。

## 6. 研究成果の取扱い

- 国費による国際共同研究であることを踏まえ、知的財産権の取得に配慮しつつ、国内外での成果発

---

<sup>11</sup> 遺伝資源とは、現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材（遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材）を対象とし（生物多様性条約 第2条）、地球上のほぼすべての動植物や微生物が遺伝資源に含まれる。

表を積極的に行ってください。相手国研究機関に不利益とならぬ範囲で知的財産権の取得を積極的に行ってください。知的財産権は、原則として委託研究契約に基づき、所属機関から出願していただきます。

- 研究開発成果を論文等で発表する場合は、本事業の成果である旨の記述を行ってください。
- AMEDが国内外で主催するワークショップやシンポジウムに参加し、研究開発成果を発表していただく場合があります。
- 知的財産権の取得を積極的に行ってください。研究開発により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第19条(日本版バイ・ドール条項)に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件に研究機関に帰属することができます。但し、海外研究機関に対しては適用されません。

## 7. 研究開発課題評価

課題の評価は、AMEDとJICAが連携・協力して実施します。研究課題(プロジェクト)の評価において、AMEDは後日定める評価実施要領に沿って、また、JICAはプロジェクト運営管理の一環として、定期モニタリングを実施します。

AMEDの評価は、

- 1) 国際共同研究期間の中間年を目処(5年間の場合は3年目)に中間評価、
- 2) 研究期間終了前に行われる終了時評価、
- 3) 研究終了後一定期間を経過した後に行う追跡評価(JICAでは「事後評価」)があります。

評価結果は、報告書やウェブサイト等にて公表します。特に、中間評価の結果は、以後の研究計画の調整、資源配分(研究費の増額・減額や研究チーム構成の見直し等を含む)に反映します。場合によっては、研究課題間の調整や委託研究開発契約の解除等の措置を行うことがあります。実施期間が5年未満の課題の中間評価については、課題ごとに評価実施の必要性を関係者間で協議し実施の是非を決定します。

またJICAによる評定期モニタリングについては後記「VIII. 7. プロジェクトのモニタリングについて」をご参照ください。

- PS及びPOは、研究の進捗状況や研究成果を把握し、研究課題の中間評価を行います。また、研究の特性や発展段階に応じて、研究終了後できるだけ早い時期又は研究終了前の適切な時期に終了時評価を実施します。
- 上記の他、必要に応じて研究の進捗状況の確認を行います。
- 中間・終了時評価等の課題評価結果は、以後の研究開発計画の調整、資源配分(研究開発費の増額・減額や研究チーム構成の見直し等を含む)に反映します。評価結果によっては、早期終了(中止)となる場合があります。
- 研究終了後一定期間を経過した後、研究成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況等について追跡調査を行う場合があります。追跡調査結果等を基に、AMEDが選任する外部の専門家が追跡評価を行う場合があります。

#### IV. 研究開発提案書の作成・提出方法

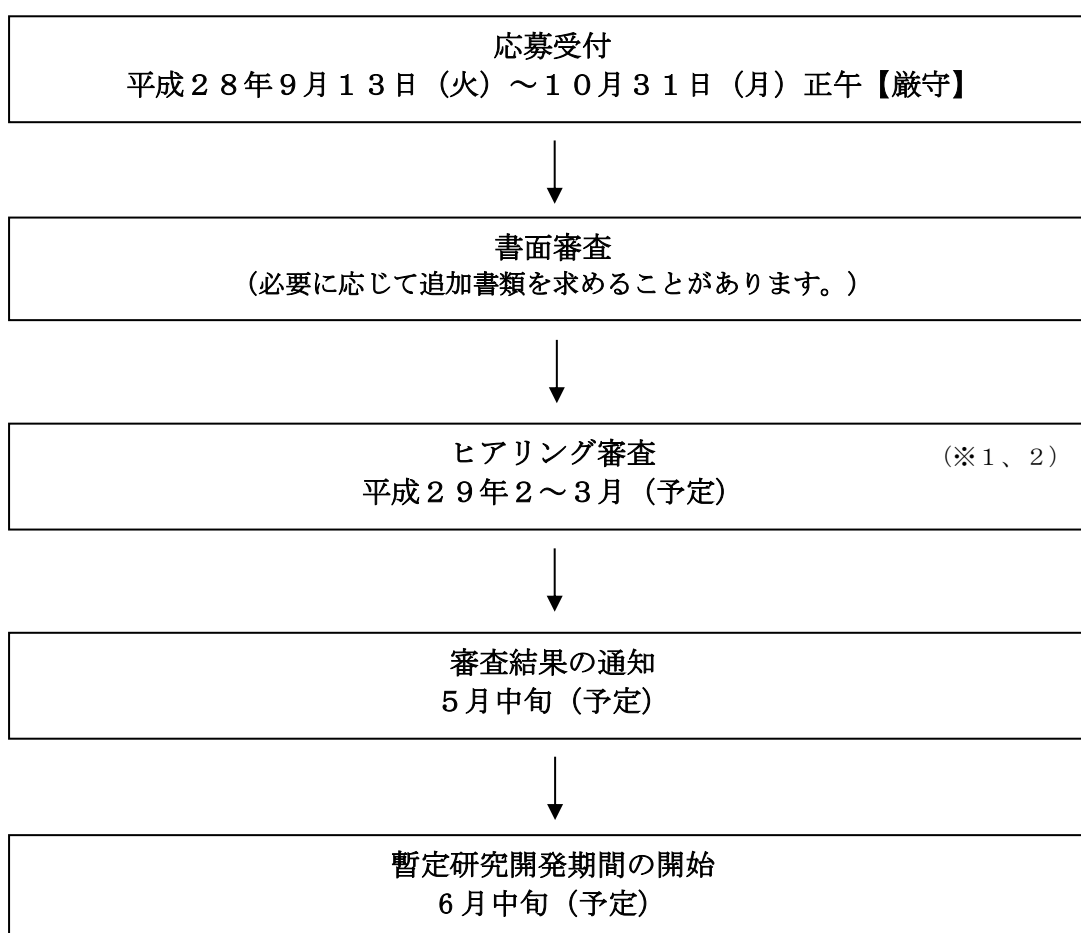
研究開発提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。応募内容に関する秘密は厳守いたします。詳しくは下記ホームページをご参照ください。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15HO059.html>

なお、採択課題の研究開発提案書は、採択後の研究開発推進のためAMEDが使用することがあります。

##### 1. 公募から事業開始までのスケジュール

本公募から事業開始までのスケジュールの概略を以下に示します。



※1 ヒアリング審査開始時刻は、研究代表者及び事務連絡担当者に連絡します。ヒアリング審査の直前となる可能性もございますのでご了承ください。また、必要に応じて、面接審査時に用意すべき情報等について連絡をすることがあります。

※2 詳細の日程は、下記の本プログラム公募情報ウェブサイトに掲載しますので適宜参照ください。

<http://www.amed.go.jp/koubo/030120160620.html>

## 2. 研究開発提案書の作成について

### (1) 研究開発提案書の各様式

- 申請書類（研究開発提案書）の各様式は、以下の通りです。「(2) 研究開発提案書の記載要領」に従い、研究開発提案書を作成してください。

様式 1	研究開発提案書（和文、英文フォーマットの両方に記載ください）
様式 2	基本構想
様式 3	研究開発計画の内容（技術協力プロジェクトの活動計画）
様式 4	実施体制図
様式 5	研究開発項目別年次計画
様式 6	経費
様式 7	論文・著書リスト
様式 8	特許リスト
様式 9	他制度での助成等の有無（国内参画機関のみ）
様式 10	倫理面への配慮
様式 11	承諾書
様式 12	企業等の構想
様式 13	提案に当たっての調整状況の確認

### (2) 研究開発提案書の記載要領

- 用紙サイズは全て A4 版、文字サイズは 10.5 ポイントとし、正確を期すため、ワープロ等判読しやすいもので、日本語で記述してください。
- 研究開発提案書には通しページ（表紙から 1/〇とし、以降、2/〇、3/〇とする通しページ、〇には総ページ数を記載）を中央下に打ってください。
- ページ数に制限のないものについても、できるだけ簡潔かつ明瞭に記載してください。
- カラーで作成いただいても構いませんが、審査等の際には白黒コピーで対応することがありますので予め了承ください。
- ファイルの容量は 10 Mb 以内を目途に作成してください。
- 応募に当たっては「Ⅷ. 応募に際しての注意事項」をご理解の上、応募してください。

## 3. 研究開発提案書の提出方法について

### (1) 提出前チェック項目

- 申請（研究開発提案書の提出）の際は、漏れがないかチェックの上、提出してください。

	項目	主な確認ポイント	チェック欄
	e-Rad へのデータ入力	記載漏れがないか。	<input type="checkbox"/>
様式 1	研究開発提案書	記載漏れがないか。e-Rad 入力データと不整合はないか。	<input type="checkbox"/>

様式 2	基本構想	PDF に変換された状態で A4・6 ページ以内か。	<input type="checkbox"/>
様式 3	研究開発の内容	PDF に変換された状態で A4・4 ページ以内か。	<input type="checkbox"/>
様式 4	体制図	PDF に変換された状態で A4・1 ページ以内か。	<input type="checkbox"/>
様式 5	研究開発項目別年次計画	PDF に変換された状態で A4・3 ページ以内か。	<input type="checkbox"/>
様式 6	経費		<input type="checkbox"/>
様式 7	論文・著書リスト	PDF に変換された状態で A4・1 ページ以内か。	<input type="checkbox"/>
様式 8	特許リスト		<input type="checkbox"/>
様式 9	他制度での助成等の有無		<input type="checkbox"/>
様式 10	倫理面への配慮	「(3) 人権の保護及び法令等の遵守への対応」は PDF に変換された状態で A4・2 ページ以内か。	<input type="checkbox"/>
様式 11	承諾書	PDF に変換された状態で A4・1 ページ以内か。	<input type="checkbox"/>
様式 12	企業等の構想	PDF に変換された状態で A4・1 ページ以内か。	<input type="checkbox"/>
様式 13	提案に当たっての調整状況の確認		<input type="checkbox"/>

## (2) 留意事項

- 公募期間内に申請されなかった場合は、いかなる理由があろうとも受理しません。また、申請書類に不備がある場合は、審査対象とはなりません。
- 研究開発提案書に不備がある場合には不受理となりますのでご注意ください。
- 申請書類を受領した後の修正（差し替え含む）は、一切受け付けません。
- 申請書類は返却しません。
- 申請書類は場合により、英語で記載いただくことがあります。

## 4. 問い合わせ先

本公募に関する問い合わせ先等は以下のとおりです。

国立研究開発法人日本医療研究開発機構 国際事業部国際連携研究課

E-mail : amed-satreps[at]amed.go.jp

担当者：石井、新谷

※Email は上記アドレス “at” の部分を@に変えてください。

※メール送付時は、必ずメール件名の先頭に「【公募】」と記載してください。

## 5. 研究開発提案書の記載例

研究開発提案書の作成については、以下の例を参照ください。

### (様式1)

#### 1. 研究開発提案書

##### 1-1. 和文フォーマット

### 平成28年度「医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム」 研究開発提案書

研究開発課題名	提案課題名にサブタイトルは付けないでください。
研究開発代表者氏名 (フリガナ)	
所属機関 部署 役職	
連絡先	住所：〒 E-mail： TEL： FAX：
研究者番号	府省共通研究開発管理システム (e-Rad) に研究者情報を登録した際に付与される 8桁の研究者番号を記載ください。
生年月日	西暦 年 月 日
学歴 (大学卒業以降)	(記載例) 昭和〇〇年 〇〇大学〇〇学部卒業 昭和〇〇年 〇〇大学大学院〇〇研究科修士課程〇〇専攻修了 (指導教官：〇〇〇〇教授) 【記載必須】 昭和〇〇年 〇〇大学大学院〇〇研究科博士課程〇〇専攻修了 (指導教官：〇〇〇〇教授) 【記載必須】 昭和〇〇年 博士(〇〇学)(〇〇大学)取得 指導教官名、所属した研究室の室長名は必ず記載ください。
研究歴 (主な職歴と研究 開発内容)	(記載例) 昭和〇〇年～〇〇年 〇〇大学〇〇学部 助手 〇〇教授研究室で〇〇〇〇〇〇について研究 昭和〇〇年～〇〇年 〇〇研究所 研究員 〇〇博士研究室で〇〇〇〇に関する研究に従事

	平成〇〇年～〇〇年 〇〇大学〇〇学部 教授 〇〇〇について研究 指導教官名、所属した研究室の室長名は必ず記載ください。		
現職位における 定年年齢（予定）	才		
研究開発期間	年間 相手国研究機関と調整した共同研究期間を記載ください。 この期間には、R/D署名までの期間（半年程度）は含まれません。		
希望する研究開発 費（円） （日本側： AMED委託研究 開発費）	年度	研究開発費合計額 （様式6）6. 経費【全体表】 の各年度の「研究開発費合 計」を記載ください。	うち、直接経費 （様式6）6. 経費【全体表】 の各年度の「直接経費小計」 を記載ください。
	H29年度 （暫定期間）	XX, XXX, XXX 円	XX, XXX, XXX 円
	H30年度	XX, XXX, XXX 円	XX, XXX, XXX 円
	H31年度	XX, XXX, XXX 円	XX, XXX, XXX 円
	H32年度	XX, XXX, XXX 円	XX, XXX, XXX 円
	H33年度	XX, XXX, XXX 円	XX, XXX, XXX 円
	H34年度	XX, XXX, XXX 円	XX, XXX, XXX 円
	総 額	XXX, XXX, XXX 円	XXX, XXX, XXX 円
（ODA事業 経費）	総 額 XXX, XXX, XXX 円		
国内参画機関名	参画する研究者全ての所属機関名、専攻/研究室を記載ください。		
相手国名	国名を日本語で記載ください。 （相手国が複数の場合、実際にR/D締結することになる全ての国を記載 ください）		
相手国研究機関名	相手機関名を日本語で記載ください。日本語の対訳がない場合は、英語名でも 構いません（英語限定）。相手国研究機関が複数の場合は、代表機関、協力 機関の順に記載ください。		

研究開発目的	250文字以内（改行、スペース含む）で入力ください。					
研究開発概要	250文字以内（改行、スペース含む）で入力ください。					
実施体制 （参加者リスト）	氏名	所属 役職	年齢 ※2016年4月1日現在の年齢	本研究開発提案において担当する内容	エフォート（%）	SATREPSプロジェクト参加経験状況（ある場合は該当する研究課題名を明記）
	<p>本研究開発提案に参加される方々を、研究開発代表者から順に研究開発分担者まで記載ください。</p> <p>参加者が多数の場合は適宜行を追加ください。</p> <p>※日本側の参加者の要件は、（1）国内の研究機関に所属していること、及び（2）相手国機関のメンバーに入っていないことです。</p> <p>※応募段階で確定していない研究者について、研究者A等で記載することが可能です。その場合、その方について研究者番号、所属機関また現在の役職等に関しては空欄としていただいても結構ですが、その他（年齢、エフォート、担当する研究の概要）についてはそのポストに想定される条件として記載ください。</p>					
研究開発代表者が所属する機関の事務担当者	住所：〒 機関名： 役職 氏名： E-mail： TEL： FAX：					
キーワード	今後、AMED内の動向調査等に利用するため、本研究開発提案に関するキーワードを列挙ください。					



相手国研究機関データ（A4用紙2ページ以内）

- 共同研究の相手国、相手国研究機関、研究実施場所、相手側研究代表者氏名及び役職、相手側研究代表者の略歴、研究内容と共同研究での役割等について記載ください。
- 相手国1カ国の中で複数の研究機関と共同研究を行う場合は、相手国内で共同研究の主体となる研究機関が特定されることが必要です。主体となる研究機関を『代表機関』、それ以外を『協力機関』として、それぞれの相手国の研究機関ごとに情報を記載ください。原則、相手国研究機関につき1名の代表研究者の情報を記載ください。
- 複数国と共同研究を行う場合は、それぞれの国の『代表機関』と『協力機関』ごとに情報を記載ください。
- 相手国の研究機関組織図等がありましたら、本文中に添付ください。

(1) 相手国の研究代表機関の研究代表者（相手国の数に応じて記載）

氏名	※アルファベットで必ず記載ください。		国籍	
所属機関名	(日本語) ※日本語名がある場合のみ記載ください。			
	(英語) ※英語名は必ず記載ください。			
	国名		役職	
職歴等	最終学歴	年 大学 学部卒業 西暦で記載ください。		
	学位	年 PhD (〇〇学) 取得 (〇〇大学) 西暦で記載ください。		
	主な職歴と研究内容等	(記述例) 西暦で記載ください。 19〇〇年～〇〇年 〇〇大学〇〇学部助手 〇〇〇〇〇〇について研究 20〇〇年～〇〇年 〇〇大学〇〇学部 研究員 〇〇〇〇〇〇〇〇に関する研究に従事		
【参考】 機関内のその他の研究参加者	・氏名、役職、役割を記載ください（複数可）。			
【参考】 相手国研究機関からの協力要請内容	・相手国研究機関より提出される ODA 協力の要請の内容について、可能な範囲で記載ください。 <u>複数の国との共同研究を実施する場合は、それぞれの相手国の研究機関より提出される ODA 協力の要請の内容について、可能な範囲で記載ください。</u>			

(2) 相手国の協力機関の主たる研究者（協力機関の数に応じて記載）

氏名	※アルファベットで必ず記載ください。		国籍	
所属機関名	(日本語) ※日本語名がある場合のみ記載ください。			
	(英語) ※英語名は必ず記載ください。			
	国名		役職	
職歴等	最終学歴	年 大学 学部卒業 西暦で記載ください。		
	学位	年 PhD (〇〇学) 取得 (〇〇大学) 西暦で記載ください。		
	主な職歴と 研究内容等	(記述例) 西暦で記載ください。 19〇〇年～〇〇年 〇〇大学〇〇学部助手 〇〇〇〇〇について研究 20〇〇年～〇〇年 〇〇大学〇〇学部 研究員 〇〇〇〇〇〇〇〇に関する研究に従事		
共同研究における役割	・共同研究の役割を具体的に記述ください。			
【参考】 機関内のその他の 研究参加者	・氏名、役職、役割を記載ください（複数可）。			

1-2. 英文フォーマット

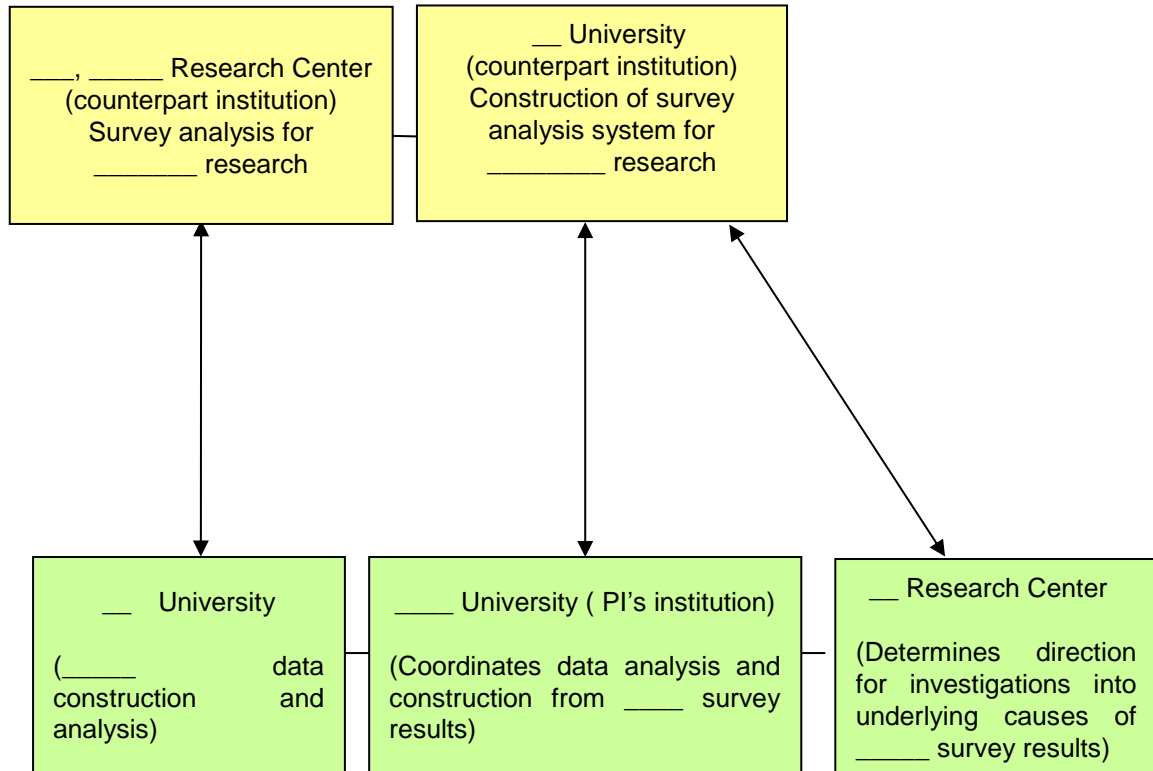
研究開発提案書（英文記載）の作成については、以下の例を参照ください。

(a) Title of proposed research project	Do not include a subtitle in the proposed research project's title.
	Liaise carefully and agree choice of English title of research project with the counterpart institution. <b>Make sure to use the same title as the counterpart's ODA technical cooperation project application.</b>
(b) Research period	____ years Give the period of joint research agreed with the counterpart institution. It does not include the time leading up to the signing of the R/D (about six months).
(c) Total research expenses (Japan: JST contract research expenses)	Give in thousand yen units (round to the nearest 1,000). Total ____,000 yen (including indirect expenses)
(ODA project expenses)	Total ____,000 yen (no indirect expenses)
(d) Principal investigator's name and title	Give the principal investigator's name and title.
(e) Principal investigator's affiliation	Give name of affiliated institution for principal investigator, including the name of institute, department/laboratory.
(f) Collaborating institutions in Japan	Give names of affiliated institutions for all researchers, including the name of institute, department/laboratory.
(g) Counterpart country	Give the name of the country in English. (If there is more than one partner country, list all countries with which an actual R/D will be signed.)
(h) Counterpart institution(s)	Give names of institutions in English. (If there are multiple counterpart institutions, list the principal institution before the collaborating institutions.)
(i) Project objective	(Approx. 120 words)
(j) Outline of project	(Approx. 120 words)
(k) Keywords	Give keywords regarding the proposed research project

## Implementation Structure Concept Diagram

Provide a diagram of the implementation structure for the research theme.

Make sure to clearly show the division of roles between the Japanese institution and the counterpart institution, together with the structure of links between institutions.



## (様式2) 6 ページ以内

### 2. 基本構想

- 評価者が理解しやすいように、必要に応じて図や表を用いて記載ください（評価はモノクロ印刷で行います）。
- プロジェクトとしての「妥当性（必要性）」、「有効性」、「効率性」、「インパクト」、「持続性」の観点も含めて記載ください。

#### (1) 研究開発の目標（プロジェクト目標）・ねらい

- 1) 研究開発目標（プロジェクト目標：研究開発期間終了時に達成しようとする、研究開発成果の目標）、及び
- 2) 研究開発のねらい（上記研究開発成果によって得られるアウトカム）を具体的に記載ください。

#### (2) 研究開発の背景

##### 1) 地球規模の課題解決に資する研究課題の背景

本研究開発の重要性・必要性が明確になるよう、本研究構想が対象とする国際的な課題（未解決の科学技術上の問題、それに起因する経済社会上の不利益、国際的な動向等）を具体的に記載ください。また、本研究構想が、その課題解決へ貢献するためにどのような役割を果たすのか、以下の観点を含めて具体的に記載ください。

- 地球規模課題解決に資する重要性
- 科学技術・学術上の独創性・新規性

##### 2) 相手国のニーズ

本研究構想が、相手国のどのようなニーズに対して貢献することが可能か、相手国の社会・経済や科学技術の背景、相手国研究機関の体制、能力等を踏まえた現状と問題点、支援の必要性・有効性等も含めて具体的に記載ください。なお、外務省が公開している「国別援助方針」や「事業展開計画」が作成されている国\*については、本研究構想とこれらとの関連について、相手国側の開発戦略との整合性に留意して記載ください。また、相手国以外での貢献も期待される場合は、その内容を具体的に記載ください。

\*外務省が公開している下記ウェブサイト等を参照ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni\\_enjyo.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjyo.html)

#### (3) 研究開発の目的、成果・展開の見通し（上位目標）

具体的な研究計画と得られる成果（研究開発期間終了時、及び研究開発期間終了から5～10年後）について、次ページの「AMED 成果目標シート」と整合性がとれた項目を付けて記載ください。

- 本研究構想の目的を具体的に記載ください。
- 研究開発をとおして、プロジェクト実施期間内に、どのような研究成果の創出が期待されるか、具体的に記載ください。
- 研究期間終了から5～10年後に実現することが期待される科学技術の発展、新産業創出、社会貢献、

知的財産の取得・活用等を含めた本研究構想の社会実装の構想について、以下の観点も可能な限り含め記載ください。

○「第5期科学技術基本計画」等、我が国の主な科学技術政策の実現に関する貢献度等  
※産学官連携による研究提案を行なう場合、企業等からも研究成果をどのように社会実装につなげるか、具体的な構想を様式12に記載の上、他の様式と合わせてご提出ください。

#### (4) これまでの研究基盤

本研究構想を推進するために基盤となる、これまでの国内外の研究成果や実績（過去5年間）について記載ください。

事業名（プログラム名）：

実施期間：

成果・実績：

事業名（プログラム名）：

実施期間：

成果・実績：

#### (5) 相手国研究機関との準備状況

相手国研究機関のインフラ整備状況、相手国研究機関の選定理由を記載するとともに、相手国研究機関の研究基盤及び相手国行政機関等との連携状況、国際共同研究に向けた準備状況を記載ください。既に相手国研究機関と協定を締結している場合には、協定の内容及び交流状況を記載ください（単に学会で知合った程度ではないことが望ましい。）。既に共同研究をしている場合には、具体的にどのような共同研究をしてその成果にどのようなものがあるかも記載ください。

#### (6) 研究の成果目標

提案課題について「成果目標シート」を作成ください。

成果目標シートについての作成要領（各項目についての説明と雛形）は下記のウェブサイトよりダウンロードしてください。

<http://www.amed.go.jp/koubo/030120160620.html>

雛形に記入後、以下の例のように様式2の一部として（PDF等のフォーマットを用いて）、貼付ください。

## AMED 成果目標シートの作成

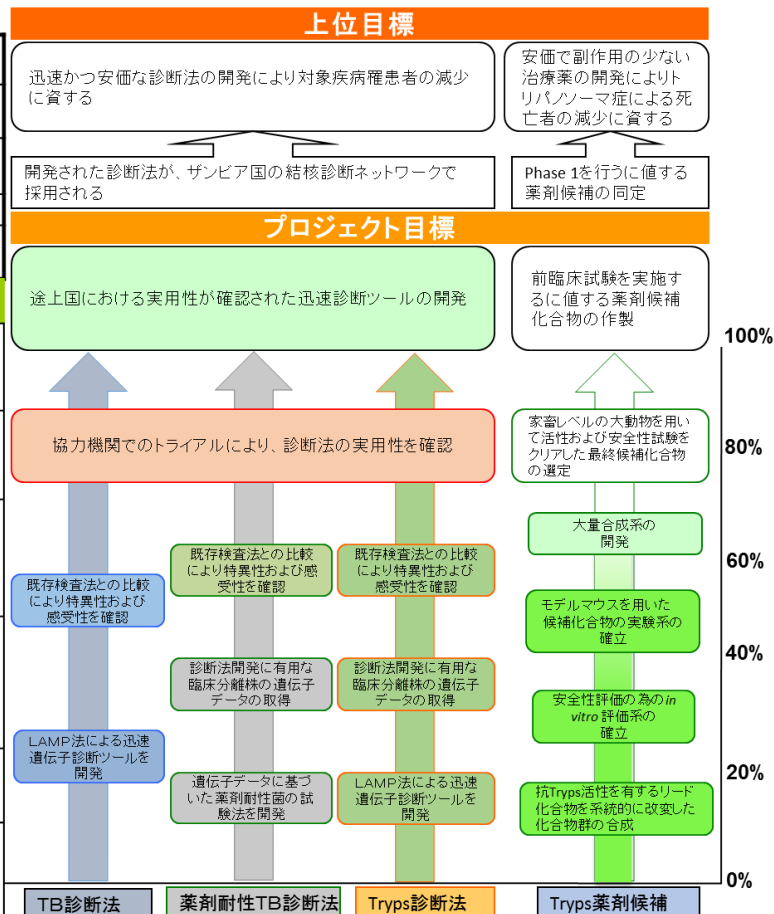
本研究開発の上位目標、プロジェクト目標、各研究項目のマイルストーン（全体の研究計画に対する各研究項目の達成率を%で位置づける）、及び日本への貢献・研究成果を記載ください（以下のAMED 成果目標シートの記載例を参照のこと）。

### AMED成果目標シート(作成例)

研究課題名	結核及びトリパノソーマ症の診断法と治療薬開発
研究代表者名 (所属機関)	■■■■ (■■■■■■ 教授)
研究期間	H20採択 H21年11月15日～H25年11月14日（4年間）
相手国名	ザンビア共和国
主要相手国研究機関	ザンビア大学付属教育病院 ザンビア大学獣医学部

### 日本への貢献・研究成果

日本政府、社会、産業界への貢献	迅速診断法の導入により喫緊の地球規模課題である結核およびトリパノソーマ症の拡大・蔓延対策が可能となり、ザンビアを訪れる邦人の感染リスクを低減できる。
科学技術の発展	結核およびトリパノソーマ症診断用LAMP法の乾燥キット化法の開発は、当該感染症のみならず、他の感染症の検査技術の向上につながる
知財の獲得、国際標準化の推進、生物資源へのアクセス等	<ul style="list-style-type: none"> <li>結核検体(喀痰、尿)バンク</li> <li>結核菌株バンク</li> <li>トリパノソーマ症検体(ヒト血液、動物血液、ツェツェバエ)バンク</li> <li>トリパノソーマ株バンク</li> </ul>
世界で活躍できる日本人人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクトメンバー井上昇が教授に昇任</li> <li>Mahendar Velisoju が博士号を取得インドで就職</li> <li>溝口玄樹が博士号を取得、博士研究員に就職</li> </ul>
技術及び人的ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>結核検体収集ネットワークの構築完了</li> <li>トリパノソーマ症検体収集、検査ネットワークの構築完了</li> </ul>
成果物(提言書、論文、プログラム、マニュアル、データなど)	<ul style="list-style-type: none"> <li>カウンターパートを筆頭著者とするレビュー付論文</li> <li>BCL3結核ラボ使用マニュアル</li> <li>多剤耐性結核の頻度に関するデータ</li> </ul>



「日本への貢献・研究成果」には、日本国内での成果について、本研究開発で達成しようとする成果（知見、技術、材料、システム、提言など）をその内容や達成レベルが明確になるように具体的かつ定量的な仕様（機能（精度、感受性など）、制度、経済性など）を付けて記載ください。また、本文には、「AMED 成果目標シート」と整合性がとれた項目を付けて、より詳細な説明文を記載ください。

**(様式3) 4ページ以内**

3. 研究開発計画の内容 (技術協力プロジェクトの活動計画)

(1) 全体の研究開発内容及び研究開発計画

- 「2. 基本構想 (1) 研究開発の目標 (プロジェクト目標) ・ねらい」を達成するための研究開発の具体的なアプローチ、分析・解析手法、研究の進め方、必要となる研究機材、研究開発期間中の研究開発の到達点とその達成度の判断基準などを、研究開発項目 (AMED 成果目標シートに記載した研究項目) ごとに、研究開発時期を含めて記載ください。
- 「2. 基本構造 (3) 研究開発の目的、成果・展開の見通し (上位目標)」を達成するに当たって、現時点で予想される問題点とその解決策も記載ください。

(2) 研究スケジュール

(1) で記載した研究開発項目のマイルストーン (研究開発期間途上での研究開発の達成度の判断基準と時期) を以下の表に図示してください。

研究開発項目	担当者 氏名	H29年度 暫定期間	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度
1. ○○関連遺伝子発現解析 (1) ○○遺伝子の同定 (2) ○○遺伝子発現解析			←	←			→
2. ○○モデル動物の開発と 検証 (1) ○○モデル動物の開発 (2) ○○モデル動物の検証		←		←	→		→
3. ○○イメージング解析 (1) ○○関連データの取得 (2) ○○ソフトの開発 (3) データ解析		←		←	→		→
4. ○○診断法の開発 (1) ○○相関関連メカニズ ムの解明 (2) 診断法の開発と検証					←	→	→

(3) 社会実装に向けた活動計画

(3-a) 研究成果を社会実装につなげるために必要な条件

社会実装の方法、社会実装までのスケジュール、社会実装に当たっての課題等を含めて具体的に記載ください。

(3-b) 社会実装に向け、上記条件に対して研究開発期間に出来る活動及び相手国研究機関に必要となってくる役割、それらの活動計画



具体的に記載ください。

- (3-c) 社会実装の構想・道筋が、我が国および相手国の感染症対策にどのように貢献するか

得られる研究成果がどのように両国の感染症対策に資するかを具体的に記載ください。相手国研究者が自国でどのような立場にあるか（例えば政府機関の審議会員など）がわかる場合にはその者の活動方針も含めて記載ください。

- (4) 相手国のキャパシティ・ディベロップメントの計画

相手国研究機関の研究推進体制、及び行政機関や民間セクターとの連携体制の構築、研究者の人材育成・能力開発等の組織、個人、外部連携の各レベルにおけるキャパシティ・ディベロップメントの方針や計画について記載ください。

(5) 研究項目ごとの相手国研究機関との共同・分担等について

- 日本側研究機関と相手国側研究機関が、どのような分担の下に共同研究を実施するのか、項目別の担当者がわかるように「(1) 全体の研究開発内容及び研究開発計画」に記載の研究開発項目ごとに下記の表を記載ください。
- また、日本側研究者の渡航計画および相手国側研究者の招聘計画について、機材供与計画を含めて研究項目別に以下の表に記載ください。

研究開発項目 活動計画	共同で実施する 予定の研究内容	日本側研究機関の 役割	相手国側研究機関の役 割	日本側研究者の渡航 計画*1	相手国からの研究員招 へい計画*2	相手国に供与する機材*3
1 - (1)						
1 - (2)						
2 - (1)						
2 - (2)						
3 - (1)						
3 - (2)						

\*1 1) 研究計画に必要な日本側研究者の滞在日数や渡航日数を記載ください。

2) 研究代表者の渡航計画を記載ください。(1年目：〇〇日×〇回、2年目：〇〇日×〇回、等)

3) 研究開発代表者をフォローし相手国に常駐又はそれに近い形で滞在する研究者の渡航計画を記載ください。(氏名・所属・役職・年齢・専門分野、滞在予定〇〇日/年、等。複数名の記載可。該当者が未定の場合は「研究者A」等と記載ください。)

\*2 1) 相手国からの招へい計画(滞在期間や人数等)を可能な範囲で記載ください。

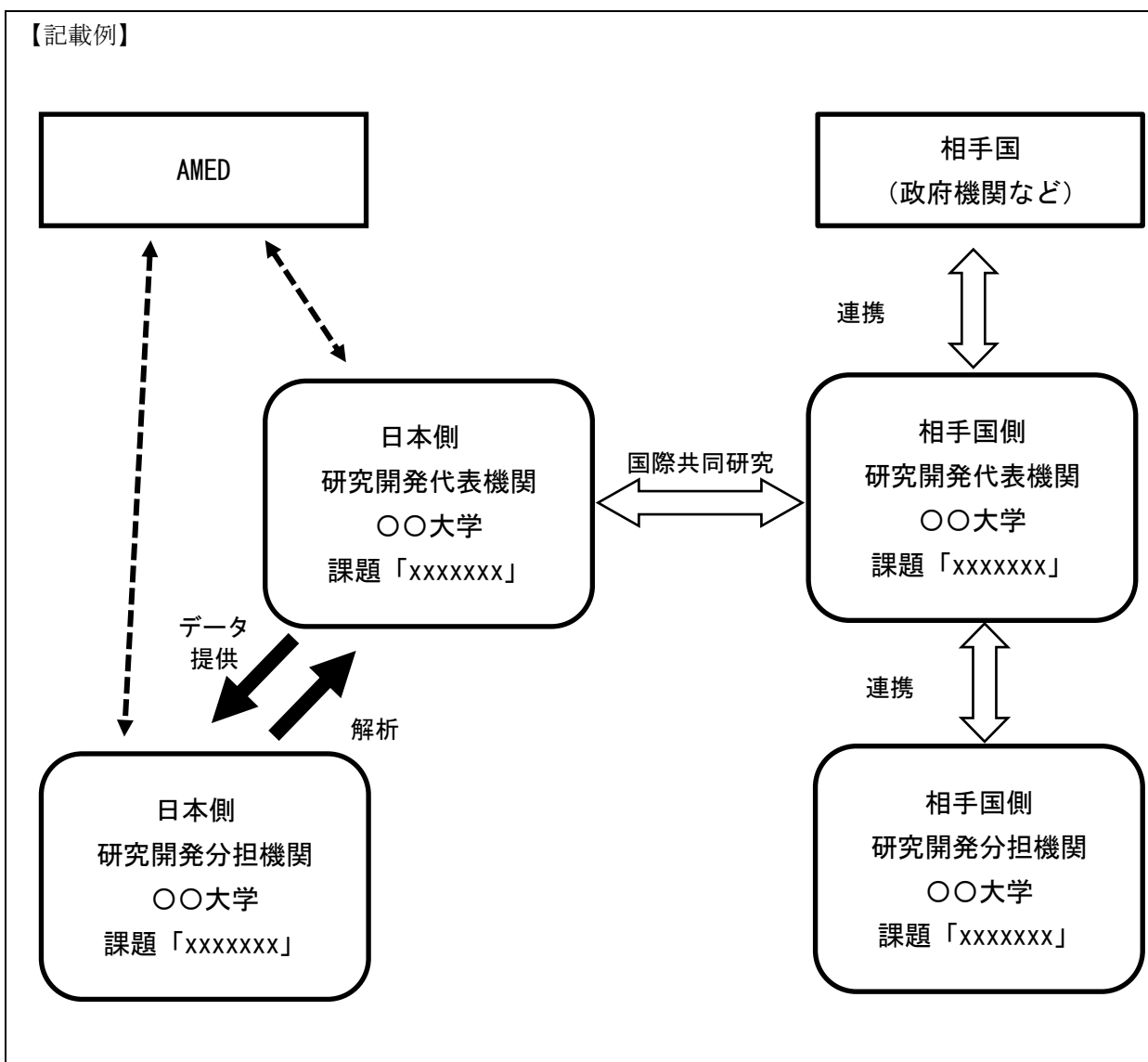
2) 国費留学生制度やJICA長期研修制度等による長期的な招へい計画も記載ください。

\*3 1) 主な仕様(汎用品・特別注文品か否かの別)、概算金額、調達地(現地調達/本邦購入の別)について記載ください。なお、供与機材の維持管理(消耗品、スペアパーツ、点検調整、修理等)や運用ランニングコスト(電気・ガス・水道、原料、運転人件費等)は原則として相手国負担とします。

(様式4) 1ページ以内

4. 実施体制図

- 日本側研究開発機関と相手国側研究開発機関の役割分担と連携体制を明確に示されるよう、研究開発体制、契約締結状況を記載ください。記載方法は下記のとおりです。
- 角丸四角形：大学等、楕円：企業、長方形：AMED、相手国（政府機関）、点線矢印：契約の流れ
- 二重矢印線：試料、情報等のやりとり、分担内容
- 1ページ以内で記載ください。
- 民間企業や国際研究機関等の協力機関がある場合は明示ください。



**(様式5) 3 ページ以内**

5. 研究開発項目別年次計画

「2. 基本構想 (1) 研究開発の目標 (プロジェクト目標) ・ねらい」を達成するための研究開発のアプローチ、具体的手法、進め方、研究開発期間中の研究開発の到達点を、主要な研究開発項目ごと・年度ごとに、3 ページ以内で記載ください (日本側研究開発機関のみ)。

(1) 研究開発項目名 ○○○○○

リーダー (所属 氏名)

サブリーダー (所属 氏名)

研究内容：200 字程度

平成○年度：

平成△年度：

平成□年度：

平成●年度：

平成▲年度：

(2) 研究開発項目名 ○○○○○

リーダー (所属 氏名)

サブリーダー (所属 氏名)

研究内容：200 字程度

平成○年度：

平成△年度：

平成□年度：

平成●年度：

平成▲年度：

(様式6)

6. 経費

【全体表（国内参画機関合計）】

- AMED の委託研究開発経費について、費目別に執行費計画を記入ください。
- 本表の各年度の合計額は、（様式1）研究開発提案書（和文フォーマット）中の「希望する研究開発費（円）」の各年度の「研究開発費合計額」と一致します。
- 研究開発期間については公募要領の図3に記載のように、R/Dが署名される時期により、緩急開発開始時期が変動します。したがって下表はおおよその予算計画を記載ください。
- AMED委託研究開発費で執行可能な用途については、「II.6. その他（補足事項）、及びVI.9. 府省共通経費取扱区分表について」を参照ください。
- 日本側で複数の研究グループを形成する場合は、代表機関・分担機関（国内参画機関）ごとに研究開発費計画を記入ください。
- 本研究開発案が採択された場合、必ずしも記載された研究費計画で研究を行うとは限りません。本表はあくまで応募時の計画であり、相手国研究機関への支援等も含めて採択された後に調整することになります。

（単位：円）

大項目		平成 29 年度 暫定期間※2	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
直接経費※1	物品費						
	旅費						
	人件費・謝金						
	その他						
直接経費小計							
間接経費（直接経費の【30】%）							
研究開発費合計※3							

※1 消費税込みで積算ください。

※2 R/D及びCRA署名までの暫定期間内で執行する経費で、650万円（間接経費含む）を上限とし、研究代表機関に限り執行できます。

\*暫定期間における雇用に際しては、R/D署名が不成立と判断され、研究開発が中止になる可能性があることをあらかじめ了承ください。雇用者本人にも必ず了承をいただいでください。

※3 研究開発費合計は、暫定期間を含めて1.8億円以内（プロジェクト期間5年の場合）で予算計画ください。

\*プロジェクト4年計画の場合は、1.44億円以内、3年計画の場合は、1.08億円以内としてください。

【代表機関（国内参画機関）】 機関名 \_\_\_\_\_

(単位：円)

大項目		平成 29 年度 暫定期間※ 1	平成 30 年 度	平成 31 年 度	平成 32 年 度	平成 33 年 度	平成 34 年 度
直接経費	物品費						
	旅費						
	人件費・謝金						
	その他						
直接経費小計							
間接経費(直接経費の【30】%)							
合計							

【分担機関（国内参画機関）】 機関名 \_\_\_\_\_

(単位：円)

大項目		平成 29 年度 暫定期間※ 1	平成 30 年 度	平成 31 年 度	平成 32 年 度	平成 33 年 度	平成 34 年 度
直接経費	物品費						
	旅費						
	人件費・謝金						
	その他						
直接経費小計							
間接経費(直接経費の【30】%)							
合計							

・分担機関が2機関以上ある場合は、適宜、本表を追加ください。

【参考】相手国研究機関の研究費計画（申請予定を含む。相手国の数に応じて記載）

(1) 相手国研究機関が支出する経費

		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	合計（現地通貨および日本円換算額）
相手国側投入 経費（予定） （相手国研究機 関全体予算と当 該研究にかかる 予算を可能な範 囲で記載くださ い。）	設備費						
	材料・ 消耗品費						
	旅費						
	人件費・謝金						
	その他						
	小計						
	研究機関全 体予算						

		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	合計
技術協力要請 の研究費 【参考】 （＝ODA 事業 経費予算）							現地通貨  日本円換算額 千円 （5年間で上限3億円）

- 複数の国との共同研究を実施する場合は、上記に行を追加して記載ください。
- ODA 事業経費予算は、採択後 JICA による詳細計画策定調査を経て決定されるため、ここでは【参考】として記載ください。
- 開発途上国側に必要な経費すべてを ODA で負担するわけではありません。自立的持続的発展を促すためにも、開発途上国側に対して、応分の負担を求めます。したがって、相手国側の人件費、相手国における事務所借上費、相手国側が使用する消耗品、供与機材の運用や維持管理の経費、相手国側研究者の相手国内旅費等は、原則として相手国側負担となります。その点、本プログラムでも同様であるため、上記の金額が、ODA によって提供されるわけではなく、JICA による詳細計画策定調査において、相手国内における研究実施場所の確保、相手国側の研究者の人件費等、相手国側で応分の負担として負担すべき費用について協議を行います。そのため、ODA 事業経費の予算は採択後の詳細計画策定調査を経て決定されるものであるということをあらかじめ了承ください。

(2) 上記の ODA 技術協力プロジェクト以外に相手国研究機関が獲得している（する予定）の研究費計画

相手国の 研究代表機関 又は協力機関名 (国名)	相手国において 研究費を支援してい る機関名	支援されている研究の概要	支援されている研究費 の総額
			現地通貨  日本円換算額 千円

- ・前述の“相手国側負担”分の原資になりうる予算を記載ください。相手国側政府自身からの補助金や、ファンディング・エージェンシーなどからのファンディングを想定しています。



**(様式7)**

7. 論文・著書リスト

本提案に関連する政策提言(寄与した指針又はガイドライン等)、学術雑誌等に発表した論文・著書のうち、主なもの5件以内(過去3年間)について、研究開発代表者及び研究開発分担者ごとに直近年度から順に記載ください。また、特に本提案に直接関連する論文・著書については、著者氏名の名前に「○」を付してください。

**【研究開発代表者(日本側)】**

著者名(著者名は全て記載のこと)、論文タイトル、掲載誌、巻号・ページ(最初と最後のページ)・発表年

以下について研究機関ごとに2名以内記載ください。

**【研究開発分担者(日本側)】**

著者名(著者名は全て記載のこと)、論文タイトル、掲載誌、巻号・ページ(最初と最後のページ)・発表年

**【研究開発代表者(相手国側)】**

著者名(著者名は全て記載のこと)、論文タイトル、掲載誌、巻号・ページ(最初と最後のページ)・発表年

(様式8)

8. 特許リスト

本提案に関連して、将来的な目標達成のために中心となる特許権等知的財産権の取得及び申請状況を5件以内で記載ください。

出願番号・発明者・発明の名称・出願人・出願日

**(様式9)**

9. 他制度での助成等の有無（国内参画機関のみ）

研究開発代表者及び研究開発分担者が、現在受けている国の競争的資金制度やその他の研究助成等について、制度ごとに、研究費（期間全体）が多い順に記載ください。その後に、申請中・申請予定の制度を記載ください。記載内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。

<注意>

- 「不合理な重複及び過度の集中の排除」に関しては、「VI. 4. 他省庁を含む他の競争的資金等の応募受入状況」をご参照ください。
- 現在申請中・申請予定の研究助成等について、本提案の選考中にその採否等が判明するなど、本様式に記載の内容に変更が生じた際は、本様式を修正の上、この募集要項巻末に記載されたお問い合わせ先まで電子メールで連絡ください。
- 面接選考の対象となった場合には、他制度への申請書、計画書等の提出を求める場合があります。
- 「エフォート」は、年間の全仕事時間（研究活動の時間のみならず教育・医療活動等を含む）を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率（%）のことです（総合科学技術会議における定義による）。本事業に採択されると想定した場合のものを記載ください。

【研究開発代表者】氏名：○○ ○○

制度名	受給状況	研究課題名 (代表者氏名)	研究期間	役割 (代表/ 分担)	(1) 本人受給研究費 " (期間全体) (2) " (H30年度 予定) (3) " (H29年度 予定)	エフォート (%)
(例) 科学研究費補助金 (基盤研究C)	採択済/申請 予定/申請中 のいずれか	○○○○○ (○○○○)	H27.4 — H30.3	代表	(1) 5,000 千円 (2) 1,000 千円 (3) 2,000 千円	10
		( )			(1) 千円 (2) 千円 (3) —	

【研究開発分担者】氏名：○○ ○○

制度名	受給状況	研究課題名 (代表者氏名)	研究期間	役割 (代表/ 分担)	(1) 本人受給研究費 " (期間全体) (2) " (H30年度 予定) (3) " (H29年度 予定)	エフォート (%)
		( )			(1) 千円 (2) 千円 (3) 千円	
					(1) 千円	

		( )			(2) 千円	
					(3) -	

【研究開発分担者】氏名：○○ ○○

制度名	受給 状況	研究課題名 (代表者氏名)	研究 期間	役割 (代表/ 分担)	(1) 本人受給研究費 " (期間全体) (2) " (H30年度 予定) (3) " (H29年度 予定)	エフォート (%)
		( )			(1) 千円 (2) 千円 (3) 千円	
		( )			(1) 千円 (2) 千円 (3) -	

**(様式10) 2ページ以内**

10. 倫理面への配慮

(1) 遵守すべき研究に関する指針等

研究開発の内容に照らし、遵守しなければならない指針等については、該当する指針等の「□」を「■」と記載してください。複数の指針等が該当する場合は、それぞれ「■」を記載ください。

- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律
- 再生医療等の安全性の確保等に関する法律
- 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年度文部科学省・厚生労働省告示第3号）
- ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針
- 遺伝子治療臨床研究に関する指針
- 動物実験等の実施に関する基本指針
- その他の指針等（指針等の名称： \_\_\_\_\_）

(2) 本研究開発期間中に予定される臨床研究の有無

臨床研究の有無について該当する方の「□」を「■」と記載ください。

- 有
- 無

※「有」の場合は、予定される内容を記載してください。

対象疾患	予定される内容、実施時期

(3) 人権の保護及び法令等の遵守への対応

- **本研究が実施される国（相手国あるいは日本国）の倫理基準への適合性審査の要否、審査状況を含めて記載ください。**
- 相手方の同意・協力を必要とする研究開発、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする研究開発、安全保障貿易管理、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究開発など法令等に基づく手続きが必要な研究開発が含まれている場合に、どのような対策と措置を講じるのか記述ください。
- 例えば、個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査、提供を受けた試料の使用、ヒト遺伝子解析研究、組換えDNA実験、動物実験など、研究機関内外の倫理委員会等における承認手続きが必要となる調査・研究開発・実験などが対象となります。
- 該当しない場合には、その旨記述ください。
- 1ページ以内で記載ください。

(4) 生物遺伝資源・知的財産等の取扱いについての検討状況

- 研究成果の帰属、研究成果の実施、研究用試料の国内持ち込み、国外持ち出し等についての相手国研究機関との打ち合わせ状況を記載ください。

(様式11)

11. 機関長からの承諾書

平成 年 月 日

承 諾 書

国立研究開発法人日本医療研究開発機構  
独立行政法人国際協力機構 御中

(研究開発代表機関)

機関名

機関長名

公印

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラムに提案しています、下記の研究開発提案について、採択された場合には、機関として国際共同研究の支援を行うことを確認します。具体的には、以下について機関として執行します。

記

- 研究開発課題名 「 \_\_\_\_\_ 」
- 研究開発代表者名 \_\_\_\_\_

- ・相手国研究機関との国際共同研究の実施に関する合意文書の取り交しの支援
- ・JICA との「取極め」の締結ならびに遵守及び事業契約の履行ならびに経費の執行管理
- ・共同研究体制を構築する場合の研究代表機関としての責務の遵守
- ・若手研究者育成の一環として大学院生や学部生の海外派遣に関する安全管理及び責任体制の構築
- ・その他、国際共同研究を実施するために必要な手続き等の支援
- ・研究実施期間中の研究代表者を中心とした研究体制の確保（下記内容にも必ずお答えください。）

<u>研究実施期間中に研究代表者が定年等を迎える予定である。</u>	<u>(はい) とお答えになる場合、組織内で研究実施体制を確保するための方策を明記してください。</u>
( はい / いいえ )	

**(様式12)**

12. 企業等の構想（日本側の参加企業について作成）

平成 年 月 日

**社会実装に関する企業の取組について**

国立研究開発法人日本医療研究開発法人  
独立行政法人国際協力機構 御中

(参画企業)

企業名

役職

氏名\*

(\*本様式の記載内容について責任を持つ  
ことができる方を想定しています。)

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラムに提案しています、下記の研究開発提案について、採  
択された場合には、以下の方針により、研究成果の社会実装を目指した取組を行う所存です。

記

- 研究開発課題名 「  
」  
○研究開発代表者名

(社会実装を目指した取組について、必ず下記の項目を含めて具体的に記載ください。)

- (1)社会実装の方法：
- (2)社会実装までの道筋・スケジュール：
- (3)相手国、及び、日本を含めた他国へ与える影響：
- (4)技術の想定している用途、利用分野：
- (5)事業化・実用化に向けたリスク：

(様式13)

13. 提案に当たっての調整状況の確認

・以下、“はい”又は“いいえ”の当てはまる方に“○”をしてください。又は、当てはまらない方を削除しても構いません。

・必ずしも、すべての回答が“はい”でなければ採択されないというわけではありません。提案内容と調整状況を総合的に判断して選考を行います。

<相手国との調整状況>

1	案件名称、研究開発計画（日本国内、相手国内いずれにおける実施も含めた全体の計画）について、本プログラムの趣旨、応募しようとする研究領域の趣旨を踏まえて相手国研究者とともに検討し、計画内容について大枠で合意をしていますか？	はい いいえ
2	相手国側から ODA 協力要請を、ODA 担当省庁を通じて日本政府に提出する必要がありますが、相手国研究者が相手国内で定められた期限までにその手配を行うことを確認していますか？	はい いいえ
3	①ODA による支援は技術協力プロジェクトの枠組の中で行われること、②相手国研究機関への資金供与でないこと、③“相手国負担の原則”が適用される経費が存在することを理解した上で、研究提案・ODA 要請内容を相手国研究者と共に確認していますか？	はい いいえ
4	本プログラムが単なる技術移転を実施するプロジェクトではなく、新たな知見・技術の獲得を目的とする共同研究を実施するプロジェクトであることを相手国研究者が理解していることを確認していますか？	はい いいえ
5	将来の社会実装の道筋について、相手国側研究機関のみならず相手国行政機関や民間セクター方針や意向を踏まえて検討していますか？	はい いいえ
6	本プログラムにおいて相手国研究機関の組織的な対応が必要となることについて、相手国研究者は理解し、必要な行動を取っていることについて確認しましたか？	はい いいえ

<日本国内共同研究者との調整状況>

7	通常の競争的資金制度と異なり、ODA との連携事業であることから、共同研究を通じた相手国機関のキャパシティ・ディベロップメントが本プログラムには含まれるものである点について、共同研究者が理解していることを確認しましたか？	はい いいえ
8	研究開発提案書類の様式 2 は A4 用紙 6 ページを上限とし、公平性の観点から 6 ページを超えるものは要件不備として評価の対象としません。6 ページに収まっていますか？	はい いいえ

<所属機関との調整状況>

9	本プログラムでは、相手国機関との共同研究の実施に関する合意文書の締結、JICA との技術協力プロジェクトに関する取極め及び事業契約の締結、適正な ODA 経費経理事務等、通常の競争的資金制度にはない責務があります。この点を含め、提案に当たって所属機関と相談し機関長からの承諾書（様式 11）を用意しましたか？	はい いいえ
---	--	-----------



<研究代表者本人の他業務との調整状況>

10	本プログラムでは、通常の競争的資金制度以上に研究代表者のマネジメントとそれに要するエフォートが求められます。特にR/D署名までは、日本国内及び相手国との調整に時間を要します。採択となった場合にはその点を踏まえて対応すべくエフォートを検討しましたか？	はい いいえ
----	--	-----------

<在外公館等との情報交換>

11	本プログラム応募に当たって、在外公館や JICA 現地事務所との十分な情報交換を行い、提案内容の検討を行いましたか？	はい いいえ
----	--	-----------

<安全対策>

12	相手国及び国内の活動地域について、治安状況や渡航情報を確認していますか？【説明】プロジェクト関係者の安全確保が困難と判断される地域を対象としたプロジェクトの実施はできません。予め外務省ウェブサイト ( <a href="http://www.anzen.mofa.go.jp/">http://www.anzen.mofa.go.jp/</a> ) 等で、海外の渡航・安全情報等をご確認ください。	はい いいえ
----	--	-----------

<相手国研究機関実施体制等>

13	研究内容や具体的な進め方について相手国研究代表機関と合意できていますか？また、SATREPS の制度について、相手側は十分理解していますか？ 【説明】 予め十分な合意形成ができていないとその後の進捗に大きな影響を及ぼし、場合によっては双方の思惑が異なり研究の実施そのものが困難になるケースがあります。	はい いいえ
14	相手側の研究代表者は、関係機関も含めた相手国実施体制を統括できる能力を備えた代表者であるとともに、研究機関の支援体制も十分整っていますか？ 【説明】 日本と開発途上国の研究機関による共同研究である SATREPS において、相手国の研究代表者が個人の研究能力のみならず相手側実施体制全体の統括力を備えた人物であり、所属機関からも十分な支援が得られることが、プロジェクトを円滑に実施していくうえで重要です。	はい いいえ
15	共同研究を行うために（能力面及び人数面で）十分な研究スタッフが確保されていますか？ 【説明】 効果的な共同研究を行うためには、相手国研究機関において十分な人数の有能な研究スタッフが配置されていることが重要です。不十分な場合、プロジェクトの進捗に影響するばかりか、日本側に偏った研究となってしまうことが懸念され、相手国研究機関の人材育成も促進されません。	はい いいえ

16	<p>共同研究を行うため十分な予算措置が確保されていますか？（相手国研究代表機関や関係機関は、SATREPS が日本からの資金供与ではないことを理解していますか？）</p> <p>【説明】SATREPS は、ODA 事業として相手国の自立発展性の観点から応分の経費負担を求める制度となっているため、相手側必要経費に係る予算措置が必要です。このため、予算確保に関係する上位官庁の理解が得られているかが重要となります。特に、これまでに相手国との共同研究経験がない場合は、実際の予算が確保されるのかどうか注意が必要です。</p>	はい いいえ
17	<p>共同研究を実施するために必要なインフラ（施設・機材）が相手国研究代表機関において整備されていますか？</p> <p>【説明】共同研究に必要な施設・スペースは、相手国負担を原則としています。SATREPS は相手国研究機関の施設や機材の整備を目的とした事業ではありません。現状のインフラ整備状況に問題がある場合、プロジェクト終了後の維持管理体制が整備可能かどうか、十分な確認が必要です。</p>	はい いいえ
18	<p>相手国研究機関の上位官庁や関係省庁との調整・役割分担の確認はできていますか？</p> <p>【説明】SATREPS を円滑に実施するための予算確保や成果の社会実装において上位官庁や関係省庁等関係機関の関与は極めて重要であり、さらにそれぞれの役割を予め明確にしておく必要があります。また、上位官庁等は相手国政府からの SATREPS 要請手続きにも関係するため、共同研究の提案内容とともに相手国負担経費について十分に説明し理解を得ておくことが重要です。</p>	はい いいえ

<機材供与>

19	<p>供与予定の機材に特殊機材や特注のプラント等が含まれている場合の対応について検討していますか？</p> <p>【説明】特殊機材や特注のプラント等については、JICA による一般的な機材調達では対応できないことが予想されるため、日本側研究開発代表機関にて調達手続き、施工管理等が実施可能であることを予め確認願います。</p>	はい いいえ 該当なし
20	<p>プロジェクト終了後の取扱い・維持管理体制を考慮した機材供与計画となっていますか？</p> <p>【説明】SATREPS プロジェクト終了後は、相手国の経費負担により日本より供与された機材を維持管理し、その後の研究活動等に活用していただくことになります。したがって、研究上必要な機材であっても、相手国の維持管理能力を超える機材の導入は適切なものとはみなされません。また、ODA によって供与される機材は、プロジェクト終了後も耐用年数に応じて継続使用されることを想定して供与されるものであるため、研究用データ収集のみを目的とするなど相手国での継続使用を想定していない機材は対象となりません。</p>	はい いいえ

<施設整備>

21	<p>施設整備が含まれている場合の対応について検討していますか？</p> <p>【説明】施設整備に当たっては建設用地の確保、設計や建設にかかる法令や契約上の手続き、危険物を取扱う際の安全管理、維持管理体制や予算の確保などが必要になってきます。これらについて相手側実施機関とも十分検討のうえ、プロジェクトの実施に不可欠であり、かつ期間内に完了可能で、案件終了後も維持管理に問題がないもののみを計画に入れるようにしてください。これらの条件が満たされない施設の整備は認められません。</p>	はい いいえ 該当なし
----	--	-------------------

	また、プロジェクト実施中に、施設整備が期間内に完了する見込みがないことが判明した場合は、施設整備の計画を見直していただく必要があります。	
--	--	--

<社会実装>

22	現実的な計画として社会実装の道筋が明確に立てられていますか？ 【説明】 共同研究の成果を研究だけに留めず社会実装として還元していくことは SATREPS の最大の特徴であり、ODA の観点からも、社会実装が単なる構想ではなく具体性・実現性のある内容であることが重要です。	はい いいえ
23	社会実装に向けた取組みを行うため、民間企業など関係機関の参画を含めた実施体制が整備されていますか？ 【説明】 最長 5 年間の SATREPS 共同研究期間において、一定程度の社会実装を行うためには、民間企業など社会実装部分を担う機関がアイデア段階から参画し、計画的に実施に向けた準備を進めていくことが重要です。	はい いいえ

<同分野における日本の協力>

24	同分野において実施済あるいは実施中の日本の協力（JICA プロジェクトなど）について確認していますか？ 【説明】 過去において、今回の相手国研究代表機関をカウンターパートとした関連分野の協力実績がある場合は、ODA の有効活用の観点からも、可能な範囲において同実績を活用した研究計画をご検討ください。現在、関連分野において JICA プロジェクト等 ODA による協力を実施している（あるいは近く実施予定である）場合は、同協力と SATREPS の提案内容に重複等がないかご確認ください。特に、相手国研究機関が同一機関となる場合は、先行するプロジェクトの実施体制や進捗に影響を及ぼす可能性がありますので留意いただき、状況に応じ提案時期や内容の変更をご検討ください。	はい いいえ
----	--	-----------

<同分野における他ドナーの協力>

25	同分野において実施済あるいは実施中の他ドナーの協力について確認していますか？ 【説明】 重複の有無や今後の予定等を確認願います。特に相手国研究機関が同一の場合は、当該ドナー関係者や相手国研究機関より十分なヒアリングを行ったうえで、提案予定の共同研究を行う上でどの程度の影響があるか確認願います。	はい いいえ
----	---	-----------

<SDGs への貢献について>

26	提案内容は、国連の持続可能な開発目標（SDGs）の 17 の目標のうち、どの目標に最も貢献する取組だと考えますか？右の欄に目標番号を一つ記入ください。 (参考： <a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf">http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf</a> )	
----	---	--

## V. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法について

### 1. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法

研究開発提案の応募は、以下の通り e-Rad (<http://www.e-rad.go.jp/>)<sup>\*1</sup>を通じて行っていただきます。

#### (1) 研究機関、研究者情報の登録

##### ① 研究機関の登録

応募にあたっては、応募時まで e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となります。

研究機関で1名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

##### ② 研究者情報の登録

本事業に応募する際の実施担当者を研究者と称します。研究機関は実施担当者の研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。

ポータルサイトに掲載されている研究事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照してください。

↓

#### (2) 募集要項及び研究開発提案書の様式の取得

e-Rad ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) で公開中の公募一覧を確認し、募集要項と研究開発提案書様式をダウンロードします。

↓

#### (3) 研究開発提案書の作成(10 Mb 上限)

↓

#### (4) e-Rad への必要項目入力

e-Rad に必要事項を入力します。作業時間は 60 分程度です。

↓

#### (5) 研究提案の提出

研究開発提案書をアップロードし、提出します。

公募締切間際は e-Rad のシステム負荷が高く、申請に時間がかかる、完了できない等のトラブルが発生する場合がありますので、時間的余裕を十分にとって申請を完了してください。

※1 各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス((応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等))をオンライン化する府省横断的なシステムです。「e-Rad」とは、Research and Development((科学技術のための研究開発))の頭文字に、Electric((電子))の頭文字を冠したものです。

## 2. 利用可能時間帯、問い合わせ先

### (1) e-Radの操作方法

- 一般的な操作方法是、ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) で配布されているマニュアルをご覧ください。e-Radの利用規約等に同意の上、応募してください。
- 推奨動作環境を (<https://www.e-rad.go.jp/terms/requirement/index.html>) を、予めご確認ください。

### (2) 問い合わせ先

- 制度・事業そのものに関する問い合わせは AMED にて、e-Rad の一般的な操作方法に関する問い合わせは e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。
- 本章及び e-Rad ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) をよくご確認の上で、お問い合わせください。

<p>制度・事業や提出書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ</p>	<p>AMED 国際事業部(公募担当)</p>	<p>&lt;お問い合わせはなるべく電子メールでお願いします(お急ぎの場合を除く)&gt;  <b>E-mail : <a href="mailto:amed-satreps@amed.go.jp">amed-satreps@amed.go.jp</a></b>          上記アドレス “at” の部分を@に変えてください          電話番号 : 03-6870-2216          受付時間 : 10:00~12:00 / 13:00~17:00          ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く</p>
<p>府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の操作方法に関する問い合わせ</p>	<p>府省共通研究開発管理システム (e-Rad) ヘルプデスク</p>	<p>0570-066-877 (ナビダイヤル)          午前9:00~午後6:00※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く</p>

## VI. 委託研究開発の公正かつ適正な執行について

---

### 1. 採択の取消し等について

本課題採択後において、機構が指示する提出物の提出期限を守らない場合、当該研究に参加する研究者につき一定期間応募・参加制限がされた場合、不正行為等に関する本調査が開始された場合等は、採択の取消し等を行うことがあります。

### 2. 調査対象者・不正行為認定を受けた研究者について

機構は、委託研究開発契約の締結にあたって、研究機関に対し、次の(a)から(c)について表明保証していただきますので留意ください。

- (a) 研究機関において、本課題の研究開発の責任者として「研究開発代表者」又はこれに相当する肩書きの記載をされた者及び研究開発代表者と研究項目を分担し、かつ、分担した研究項目の遂行に必要な研究資金の配分を受け、これを使用することができる者として「研究開発分担者」又はこれに相当する肩書きの記載をされた者が、国の不正行為等対応ガイドラインに基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関等による認定を受けた者（但し、研究機関等による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的資金等への申請・参加制限を課さないものとされた者及び国又は独立行政法人等により課された競争的資金等への申請・参加制限の期間が終了した者は除く）ではないこと
- (b) 研究機関において、国の不正行為等対応ガイドラインに基づく本調査（以下、「本調査」）の対象となっている者が研究開発計画書における研究開発代表者及び研究開発分担者に含まれている場合には、当該対象者について、委託研究開発契約締結日前までに機構に通知済みであること及び当該対象者の取扱いにつき機構の了解を得ていること
- (c) 研究機関において、国の不正行為等対応ガイドラインに定められた研究機関の体制整備として研究機関に実施が要請されている各事項につき、遵守し実施していること

※この項目における「国の不正行為等対応ガイドライン」とは次のガイドラインをいいます。

- ・研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）
- ・研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文科科学大臣決定、平成26年2月18日改正）

\*機構と委託研究開発契約を締結している研究機関が第三者と委託契約を締結（機構からみると、再委託契約にあたります。この第三者について、以下、「委託先」）している場合には、当該研究機関は、委託先に所属する研究者のうち「研究開発分担者」（これに相当する肩書きの記載がある者も含む）についても、表明保証の対象となりますので、留意してください。

### 3. 研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除について

#### (1) 不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題(競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、国または独立行政法人(国立研究開発法人を含む)の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減(以下、「採択の決定の取消し等」)を行うことがあります。

- 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ)の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

#### (2) 過度の集中に対する措置

本事業に申請された研究課題と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ(以下、「研究者等」)に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取り消し等を行うことがあります。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート<sup>※1</sup>に比べ過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

このため、本事業への申請書類の提出後に、他の競争的資金制度等に申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の担当者に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

※1 総合科学技術会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)」に基づきます。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事を指します。

#### (3) 不合理な重複・過度の集中排除のための応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募(または採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため、求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

#### 4. 他省庁を含む他の競争的資金等の応募受入状況

「研究開発提案書」（様式9）に、他省庁を含む他の競争的資金等の制度名、受給状況、研究課題名、期間、役割、研究費、エフォートを記載してください。記載内容について、事実と異なる記載をした場合は、不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

#### 5. 本事業を実施する研究機関の責務について

##### （1）法令の遵守

研究機関は、本課題の実施にあたり、その原資が公的資金であることを確認するとともに、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、不正行為（\*1）、不正使用（\*2）または不正受給（\*3）を防止する措置を講じることが求められます。

##### \*1 不正行為の定義

「不正行為」とは、研究者等により研究活動において行われた、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等（以下、「論文等」）の捏造、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の意義は、次に定めるところによる。

##### ア <sup>ねつぞう</sup> 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること

##### イ 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

##### ウ 盗用

他の研究者等のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること

##### \*2 不正使用の定義

「不正使用」とは、研究者等による、故意又は重大な過失による、公的研究資金の他の用途への使用又は公的研究資金の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用（研究計画その他に記載した目的又は用途、法令・規則・通知・ガイドライン等に違反した研究資金の使用を含むがこれらに限られない）をいいます。

##### \*3 不正受給の定義

「不正受給」とは、研究者等が、偽りその他不正の手段により公的研究資金を受給することをいう。

※上記定義において、「研究者等」とは、公的研究資金による研究活動に従事する研究者、技術者、研究補助者その他研究活動又はそれに付随する事務に従事する者をいいます。

##### （2）研究倫理教育プログラムの履修・修了

不正行為・不正使用・不正受給を未然に防止する取組みの一環として、AMEDは、事業に参画する研究者に対して、研究倫理教育に関するプログラムの履修・修了を義務付けることとします。研究機関には、研究者に対する倫理教育を実施し、その履修状況を機構に報告していただきます（詳細は、後記「10.



研究倫理プログラムの履修等について」及び機構のホームページをご覧ください。

なお、機構が督促したにもかかわらず当該研究者等が定める履修義務を果たさない場合、委託研究開発費の全部または一部の執行停止等を研究機関に指示することがあります。研究機関は、指示にしたがって委託研究開発費の執行を停止し、指示があるまで、委託研究開発費の執行を再開しないでください。

### (3) 利益相反の管理について

研究の公正性、信頼性を確保するため、機構の「研究活動における利益相反の管理に関する規則」(平成 28 年 3 月 17 日、平成 28 年規則第 35 号)に基づき、研究開発課題に関わる研究者の利益相反状態を適切に管理するとともに、その報告を行って頂きます。

研究機関等が機構事業における研究開発において、研究開発代表者及び研究開発分担者の利益相反を適切に管理していないと機構が判断した場合、機構は研究機関に対し、改善の指導又は研究資金の提供の打ち切り、並びに機構から研究機関に対して既に交付した研究資金の一部又は全部の返還請求を行うことがあります(詳細は機構のホームページをご覧ください)。

### (4) 法令・倫理指針等の遵守について

研究開発構想を実施するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究開発、個人情報取扱いの配慮を必要とする研究開発、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究開発等、法令・倫理指針等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、研究機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。

遵守すべき関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究停止や契約解除、採択の取り消し等を行う場合がございますので、留意してください。(特に、現地で雇用する場合の労働関連法、施設等を整備する場合の土地や建築に関する法令などに留意が必要です。)

また、研究開発計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究開発又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、適切な対応を行っていただきますようお願いいたします。また、国際共同研究を実施する相手国の法令等も遵守ください。

これらの関係法令・指針等に関する研究機関における倫理審査の状況については、事業年度の終了後一定期間内に、機構に対して利益相反管理の状況とともに機構に対して報告を行って頂く予定です。

特にライフサイエンスに関する研究開発について、各府省が定める法令等の主なものは以下のとおりです。このほかにも研究開発内容によって法令等が定められている場合がありますので、最新の改正をご確認いただきますようお願いいたします。

- ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成 12 年法律第 146 号)
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 18 年法律第 106 号)
- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律(平成 15 年法律第 97 号)
- 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成 25 年法律第 85 号)
- 特定胚の取扱いに関する指針(平成 13 年文部科学省告示第 173 号)
- ヒト ES 細胞の樹立に関する指針(平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号)
- ヒト ES 細胞の分配及び使用に関する指針(平成 26 年文部科学省告示第 174 号)
- ヒト iPS 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針(平成 22 年文部科学省告示 88 号)
- ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第

1号)

- 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生省令第28号）
- 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成17年厚生労働省令第36号）
- 再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成26年厚生労働省令第89号）
- 医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生労働省令第21号）
- 医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成17年厚生労働省令第37号）
- 再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成26年厚生労働省令第88号）
- 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について（平成10年厚生科学審議会答申）
- 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年度文部科学省・厚生労働省告示第3号）
- 遺伝子治療臨床研究に関する指針（平成16年文部科学省・厚生労働省告示第2号）
- ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針（平成22年文部科学省・厚生労働省告示第2号）
- 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）、厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月1日付厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知）又は農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月1日付農林水産省農林水産技術会議事務局長通知）

※生命倫理及び安全の確保について、詳しくは下記ウェブサイトを参照してください。

文部科学省ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」

<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

#### （5）委託研究開発費の執行についての管理責任

委託研究開発費は、委託研究開発契約に基づき、その全額を委託研究開発費として研究機関に執行していただきます。そのため、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正)に示された「競争的資金等の管理は研究機関の責任において行うべき」との原則に従うとともに、このガイドラインに示された「機関に実施を要請する事項」等を踏まえ、研究機関の責任において研究費の管理を行っていただきます。

※ガイドラインは、次のウェブサイトを参照してください。

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」(平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正)

[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/science/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2014/03/18/1343906\\_02.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/03/18/1343906_02.pdf)

#### （6）体制整備等自己評価チェックリストの提出について

##### 1) 体制整備に関する対応義務

各研究機関は、「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正)等に則り、研究機関に実施が要請されている事項につき

(公的研究費の管理・監査に係る体制整備を含む) 遵守し、実施されていること等について、表明保証を行っていただきます。

体制整備に不備があると判断された研究機関については、採択の取消しや、委託研究開発契約を解除すること等がありますので留意してください。

## 2) 体制整備等の確認について

本事業の契約にあたり、各研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況等を体制整備等自己評価チェックリスト(以下、「チェックリスト」)により文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査への対応をお願いする場合があります。

そのため、下記ウェブサイトの様式に基づいて、公募要領等に記載の日時まで、各研究機関から文部科学省に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1324571.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm)

## 3) チェックリストの提出の必要性

文部科学省系の他事業への応募等にあたって本年度に入り既にチェックリストを一度提出している場合は、同年度における文部科学省系の別事業への応募又は委託研究開発契約締結に際して、新たに提出する必要はありません。

なお、チェックリストは公的研究費の管理・監査のガイドラインにおいて年1回程度の提出が求められておりますので、翌年度以降も継続して事業を実施する機関は、翌年度以降も、年1回改めて文部科学省へ提出をお願いします(ただし、平成28年6月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合には、今回新たに提出する必要はありません)。

### ※e-Rad への登録

チェックリストの提出にあたっては、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関は、早急に手続きをお願いします。登録には通常2週間程度を要しますので十分注意ください。

手続きの詳細は、以下のe-Rad 所属研究機関向けページの「システム利用に当たっての事前準備」をご覧ください。

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1324571.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm)

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1301688.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm)

## 4) 調査への協力

チェックリストの提出の後、必要に応じて、文部科学省による体制整備等の状況に関する調査に協力をいただくことがあります。

## 5) 公的研究費の管理条件付与及び間接経費削減等の措置について

公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の報告・調査等において、その体制整備に不備があると判断された研究機関については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正)に則り、文部科学省から改善事項及び

その履行期限(1年)を示した管理条件が付与されます。その上で管理条件の履行が認められない場合は、機構から研究機関に対し、研究資金における間接経費の削減、競争的資金配分の停止などの措置が講じられることとなりますのでご注意ください。

※下記のウェブサイトをご参照ください。

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正)

[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/science/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2014/03/18/1343906\\_02.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/03/18/1343906_02.pdf)

## 6. 不正行為・不正使用・不正受給への対応について

### (1) 本事業に係る不正行為・不正使用・不正受給の報告及び調査への協力等

本事業に関し、研究機関に対して不正行為・不正使用・不正受給(以下、これらをあわせて「不正行為等」)に係る告発等(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘も含む)があった場合は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正)、「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)、機構の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」(平成27年4月1日制定、平成28年2月19日改正、平成28年規則第34号)に則り、速やかに当該予備調査が開始したことを機構に報告してください。

研究機関において、本調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査方針、調査対象及び方法等について機構と協議しなければなりません。この場合、機構は、必要に応じて、本調査中の一時的措置として、被告発者等及び研究機関に対し、本事業の研究費の使用停止を命じることがありますので留意ください。

また、研究機関は、機構の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」(平成27年4月1日制定、平成28年2月19日改正、平成28年規則第34号)に定められた期限以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を機構に提出してください。

なお、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、機構に報告する必要がある他、機構の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を機構へ提出する必要があります。

研究機関は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、機構への当該事案に係る資料の提出又は機構による閲覧、現地調査に応じなければなりませんので留意ください。

研究機関が最終報告書の提出期限を遅延した場合、機構は、研究機関に対し、間接経費の一定割合削減、委託研究開発費の執行停止等の措置を行う場合があります。その他、報告書に盛り込むべき事項等、詳しくは「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正)、「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)、機構の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」(平成27年4月1日制定、平成28年2月19日改正、平成28年規則第34号)を参照してください。

### (2) 不正行為・不正使用・不正受給が認められた場合について

本事業において、不正行為等があった場合、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン

(実施基準)」(平成19年2月15日文科科学大臣決定、平成26年2月18日改正)、「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定)、機構の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」(平成27年4月1日制定、平成28年2月19日改正、平成28年規則第34号)に基づき、研究機関及び研究者に対して、次のような措置を行います。

1) 交付決定の取消し等

機構は、本事業において不正行為等が認められた場合、研究機関に対し、委託研究開発契約を解除し、委託研究開発費の全部または一部の返還を求めます。また、次年度以降委託研究開発費を交付しないことがあります。

2) 応募及び参加の制限

本事業において不正行為等を行った研究者及びそれに関与または責任を負うと認定された研究者等に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、機構の事業への応募及び参加の制限を行います。

【不正行為の場合】

※認定された日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降1年以上10年以内の間で不正行為への関与による区分を勘案して相当と認められる期間

不正行為への関与による区分		不正行為の程度	相当と認められる期間	
不正行為に関与した者	1 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うものと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
		上記以外の著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
	3 1及び2を除く不正行為に関与した者		2～3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

【不正使用・不正受給の場合】

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度		応募制限期間※1(補助金等を返還した年度の翌年度から※2)
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用		10年
	(2) (1)以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者			5年
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者			不正使用を行った研究者の応募制限期間の半分(上限2年、下限1年、端数切り捨て)

※1 以下の場合には申請及び参加を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・ 1.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者に対して、善管注意義務を怠った場合

※2 不正使用等が認定された当該年度についても、参加を制限します。

また、本事業において、不正行為等が認定され、応募及び参加制限が講じられた場合、関係府省及び関係府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等の担当に情報提供することにより、関係府省の研究資金制度において、同様に、応募及び参加が制限される場合があります。

### 3) 他の研究資金制度で応募及び参加の制限が行われた研究者に対する制限

本事業以外の国または独立行政法人等が所掌する、原資の全部または一部が国費である研究資金制度において、不正行為等が認められ応募及び参加の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への応募及び参加資格を制限します。事業採択後に、当該研究者の本事業への応募又は参加が明らかとなった場合は、当該事業の採択を取り消すこと等があります。また委託研究開発契約締結後に、当該研究者の事業への参加が明らかとなった場合は、当該契約を解除すること等があります。

#### 4) 他の研究資金制度で不正行為等を行った疑いがある場合について

本事業に参画している研究者が、他の研究資金制度で不正行為等を行った疑いがあるとして告発等があった場合、当該研究者の所属機関は、当該不正事案が本調査に入ったことを、機構に報告する義務があります。

当該報告を受けて、機構は、必要と認める場合には、委託研究開発費の使用の一時停止を指示することがありますので、留意ください。

また、当該研究者の所属機関が上記の報告する義務を怠った場合、委託研究開発契約の解除等を行う場合があります。

#### 5) 不正事案の公表

本事業において、上記1)及び2)の措置・制限を実施するときは、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正)、機構の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」(平成28年2月19日改正、平成28年規則第34号)等に従い、当該措置の内容等を公表することがあります。

\*詳細については、次のウェブサイトを確認ください。

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/\\_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568\\_02\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568_02_1.pdf)

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日、文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正)

[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/science/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2014/03/18/1343906\\_02.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/03/18/1343906_02.pdf)

機構の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」(平成28年2月19日改正、平成28年規則第34号)

[http://www.amed.go.jp/content/files/jp/kenkyukousei/amed\\_kenkyufuseikisoku.pdf](http://www.amed.go.jp/content/files/jp/kenkyukousei/amed_kenkyufuseikisoku.pdf)

#### 6) JICAとの事業契約における不正行為等への対応

JICAと研究代表者所属機関との間で締結する「取極め」及び「事業契約」において、研究代表者所属機関による虚偽記載、過失による粗雑業務等の腐敗及び不正行為(本節において以下、「不正行為等」)が行われた場合、JICAは契約競争参加資格停止措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づき、当該研究代表者所属機関に対し、一定期間、JICA事業の契約から排除する等の措置を行います。

措置の実施にあたっては、措置の相手方に連絡をするとともに、措置開始日に、JICAウェブサイトにおいて、措置の対象、措置期間及び措置の内容を公表します。

なお、不正行為等の事実に対して措置を行わない場合においても、書面又は口頭により警告又は注意の喚起を行うことがあります。

措置の対象となる不正行為等、各項目に係る措置要件や期間などの詳細は、下記のウェブサイトを参照ください。

## 7. 間接経費に係る領収書の保管に係る事項

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管してください。また、間接経費の配分を受けた各受託機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を報告することが必要となります。詳しくは、「日本医療研究開発機構委託研究開発契約事務処理説明書」で確認ください。

## 8. 繰越について

事業の進展に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが難しい場合には、財務大臣の承認を経て、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

## 9. 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に準じ、以下の通り費目構成を設定しています。

	大項目	定義
直接経費	物品費	研究用設備・備品・試作品、ソフトウェア（既製品）、書籍購入費、研究用試薬・材料・消耗品の購入費用
	旅費	研究開発参加者に係る旅費、招聘者に係る旅費
	人件費・謝金	当該委託研究開発のために雇用する研究員等の人件費、講演依頼謝金等の経費
	その他	上記の他、当該委託研究開発を遂行するための経費 例) 研究成果発表費用（論文投稿料、論文別刷費用、HP作成費用等）、会議費、運搬費、機器リース費用、機器修理費用、印刷費、ソフトウェア外注制作費、検査業務費、不課税取引等に係る消費税相当額等
間接経費 <sup>※8</sup>	直接経費に対して一定比率（30%以内（算出された額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとします。））で手当され、当該委託研究開発の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費としてAMEDが支払い、研究機関が使用する経費	

※8 AMEDが国立大学法人、大学共同利用機関法人、国立教育政策研究所、独立行政法人、特殊法人、特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、民間企業又は私立大学等と委託契約を締結して、研究開発を実施する場合に措置されます。国の施設等機関に所属する研究者である場合は対象外となります。なお、間接経費は、分担機関（国の施設等機関等を除く）についても、配分される直接経費に応じて配分されます。



## 10. 研究倫理プログラムの履修等について

### (1) 履修プログラム・教材について

後記2の履修対象者は、以下のいずれかのプログラム・教材を履修してください。

- CITI Japan e-ラーニングプログラム
- 「科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー」（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会）
- 研究機関等が、上記と内容的に同等と判断したプログラム

### (2) 履修対象者について

履修対象者は、研究機関等が、機構の所管する研究費により行われる研究活動に実質的に参画していると判断する研究者です。

### (3) 履修時期について

履修対象者は、原則、研究開発期間の初年度内に履修してください。その後も適切に履修してください（過去の履修が有効となる場合があります）。

詳細は機構のホームページ（[http://www.amed.go.jp/kenkyu\\_kousei/](http://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/)）掲載のQ&Aをご参照ください）。

### (4) 研究機関等の役割について

研究機関等は、自己の機関（委託先を含む）に属する上記2の履修対象者に、上記1のプログラム・教材による研究倫理教育を履修させ、履修状況を機構へ報告してください。

### (5) 履修状況の報告について

研究機関等が取りまとめのうえ、機構が指定する様式の履修状況報告書を、機構（研究公正・法務部）に電子ファイルで提出してください（押印は不要）。

報告対象者：平成29年度に開始された事業における履修対象者

提出期限：平成30年5月末日

提出書類：「研究倫理教育プログラム履修状況報告書」（機構のホームページより様式をダウンロードしてください。）URL：[http://www.amed.go.jp/kenkyu\\_kousei/](http://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/)

提出先・方法：kenkyuukousei"at"amed.go.jpへ電子メールで送信してください。

- "at"の部分を変えてください。
- 件名【平成29年度履修状況報告書 ▲▲】として、▲▲には研究機関等の名称を記載ください。

## Ⅶ. 応募に際しての留意点

---

### 1. 法令倫理指針等の遵守への対応について（生物遺伝資源等利用に伴う各種規制）

相手国における遺伝資源の利用のほか、相手国からのサンプルや情報、資料、サンプル（※）の持ち出し及び相手国への持ち込みについては、国際ルール（生物多様性条約、外国為替法、安全保障貿易管理等）に配慮し、相手国及び関係国の法令を遵守してください。研究開発計画上、相手国における生物遺伝資源等を利用する場合には、当該国の関連条約等（生物多様性条約、ラムサール条約、ワシントン条約、ボン条約、バイオセイフティに関するカルタヘナ議定書）の批准の有無、コンプライアンス状況等について、必ず応募に先立って十分に確認するとともに、研究資料の提供・受領に伴う有体物移転契約（MTA）の締結など、適切な対応を行ってください。

なお、遺伝資源の利用、生物多様性条約、名古屋議定書等の詳細については、下記ウェブサイトを参照ください。

【参考】「国立遺伝学研究所 ABS 学術対策チーム」[http://nig-chizai.sakura.ne.jp/abs\\_tft/](http://nig-chizai.sakura.ne.jp/abs_tft/)

【参考】「財団法人バイオインダストリー協会」<http://www.mabs.jp/index.html>

【参考】「Convention on Biological Diversity」<http://www.cbd.int/>

**※研究上の物品に限りません。市販品を含むあらゆる遺伝資源（物品）の取り扱いについて、十分に注意してください。**

※成果有体物の取扱いについて

当該国際共同研究により創作または取得された成果有体物については、各研究機関内の規程に基づき適切に管理するとともに、参加する各研究機関間または、第三者への移転が発生する場合には、円滑な活用に留意しつつ、国際共同研究であることを鑑み、MTA の締結等、必要な措置を講じてください。

成果有体物とは、下記に該当する学術的・財産的価値その他の価値のある有体物をいいます（論文、講演その他の著作物等に関するものを除く）。

- (i) 研究開発の際に創作又は取得されたものであって研究開発の目的を達成したことを示すもの
- (ii) 研究開発の際に創作又は取得されたものであって(i)を得るために利用されるもの
- (iii) (i) 又は(ii)を創作又は取得するに際して派生して創作又は取得されたもの

◆例：材料、試薬、試料（微生物、土壌、岩石、植物等）、実験動物、試作品、モデル品、化学物質、菌株等

### 2. 「国民との科学・技術対話」について

『「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)』（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員）を踏まえ、1 件あたり年間 3,000 万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」への積極的な取組をお願いします。詳しくは「Ⅲ. 5. 採択（条件付含む）された後の研究開発代表者等」及び以下のウェブサイトを参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

### 3. バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

- 本プログラムはライフサイエンス分野のデータ産生を伴う事業であるため、本プログラムの実施者は、ライフサイエンス分野における研究に資するよう、本プログラムの実施の結果産生したデータ又はデータベースを、一般に利用可能な形で公開するべく努めるものとします。そのため、本プログラムの実施者は、毎事業年度にまとめる実績報告書の提出に合わせて、論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は本事業で構築した公開用データベースの複製物を、バイオサイエンスデータベースセンター※又は文部科学省の指定する機関に提供するものとします。提供された複製物については、ライフサイエンス分野のデータベース整備（統合データベース構築）に利用するため、これら複製物に関わる知的財産権を非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとします。なお、本プログラムの実施者は、複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報提供に協力するものとします。

※ バイオサイエンスデータベースセンター (<http://biosciencedbc.jp/>)

- バイオサイエンスデータベースセンターは、平成18年度から平成22年度にかけて実施された文部科学省「統合データベースプロジェクト」と、平成13年度から実施されているAMED「バイオインフォマティクス推進センター事業」とを一本化し、新たに我が国のライフサイエンス分野のデータベース統合化に関わる中核的機能を担うセンターとして、平成23年4月にAMEDに設置されました。
- バイオサイエンスデータベースセンターでは、統合データベースの恒久的な体制整備に向けて、上記2つの事業の成果を活用し、「ライフサイエンスデータベース統合推進事業」を実施します。ライフサイエンスデータベース統合推進事業では、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて、関連機関の積極的な参加を働きかけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を4つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進します。これによって、我が国におけるライフサイエンス研究の成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス研究全体が活性化されることを目指します。
- また、バイオサイエンスデータベースセンターでは、ヒトに関するデータについて、個人情報の保護に配慮しつつ、ライフサイエンス研究に係るデータの共有や利用を推進するためにガイドラインを策定しております。

※ NBDCヒトデータ共有ガイドライン

<http://humandbs.biosciencedbc.jp/guidelines/>

### 4. Researchmap への登録について

- Researchmap（旧称 ReaD&Researchmap ※ <http://researchmap.jp/>）は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、平成26年3月現在、約23万人の研究者が登録しています。登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、Researchmapはe-Radや多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することが

できるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。平成 26 年度からは、研究者人材データベース (JREC-IN) の履歴書作成機能とシングルサインオンで連携し、さらに便利にご利用いただけます。

- Researchmap に登録いただいた公開データは、J-GLOBAL (<http://jglobal.jst.go.jp/>) から公開されます。Researchmap、J-GLOBAL の利用者は国内外の大学・企業等、幅広く、将来の共同研究等のアプローチが期待できます。また、AMED でも研究者の業績情報を確認する際に Researchmap を使用しています。
  - Researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、Researchmap に登録くださるよう、ご協力をお願いします。
- ※ 2014 年 4 月 1 日、Read&Researchmap は「Researchmap」に名称が変わりました。

## 5. 研究設備・機器の共用促進に係る事項

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について (中間取りまとめ)」 (平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会) においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」 (平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会) にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」 (以下、「機器共用システム」という。) を運用することが求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んで下さい。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」や各国立大学において「設備サポートセンター整備事業」等により構築している全学的な共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」 (平成 27 年 11 月 25 日、科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)

[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216\\_01\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf)

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について (中間取りまとめ)」 (平成 27 年 6 月 24 日、競争的研究費改革に関する検討会)

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm)

- 競争的資金における使用ルール等の統一について (平成 27 年 3 月 31 日、競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/siyouruuru.pdf>

- 「大学連携研究設備ネットワーク事業」

## 6. 開発したリソースのナショナルバイオリソース (NBRP) 中核機関への寄託

本プログラムの実施者は、ライフサイエンス分野における研究に資するよう、本事業において開発したバイオリソースを使用し、得られた研究成果を論文等で公表した後は、NBRPの中核機関へ当該バイオリソースを寄託<sup>※3</sup>（ただし、NBRPで対象としているバイオリソースに限る）し、広く研究者の利用に供することを原則とします。

なお、当該バイオリソースがNBRPの対象か疑義のある場合は、文部科学省へ確認してください。

※3 当該リソースに関する諸権利は移転せずに、リソース事業（保存・提供）への利用を認めていただく手続です。寄託同意書の中で提供条件について定めておくことで、当該リソースの提供を受ける利用者に対して、用途の制限や論文引用等使用条件を付加することができます。

## 7. 知的財産推進計画に係る対応について

「知的財産推進計画」は、知的財産基本法（平成14年法律第122号）に基づき、知的財産戦略を強力に推進するために、知的財産戦略本部により毎年策定されている計画です。知的財産推進計画2014（平成26年7月4日知的財産戦略本部）<sup>※1</sup>においては、国際標準化活動を更に活性化するために、認証の戦略的活用を促進することとされており、AMEDにおいても、国際標準化・認証を視野に入れた研究開発の促進に取り組むこととされています。

このため、委託研究開発費において、国際標準化・認証に結びつく可能性のある研究を実施する場合には、個別の研究開発計画において、認証に向けた基準策定を盛り込む、研究開発活動に認証機関を参画させる、公的研究機関においては、認証業務の立ち上げの際はその支援を検討するなど、国際標準化を視野に入れた研究開発に取り組むよう、よろしくお願いします。

なお、2015年6月19日に知的財産推進計画2015<sup>※3</sup>が決定されていますので、併せてご参照ください。

### ※1 知的財産推進計画2014（抜粋）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20140704.pdf>

第1. 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築

第4. 国際標準化・認証への取組

(2) 今後取り組むべき施策（特定戦略分野<sup>※2</sup>における国際標準化戦略の推進）

特定戦略分野（市場の規模・成長性、分野の広がり、我が国の優位性、国際標準化の意義といった事項を踏まえて選定）における国際標準化戦略について、国際的な議論を主導するとともに、関係者による自律的な取組を推進する。（短期・中期）（内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

※2 特定戦略分野・・・先端医療、水、次世代自動車、鉄道、エネルギーマネジメント、コンテンツメディア

ア及びロボット

### ※3 知的財産推進計画2015

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20150619.pdf>

(附表) 「知的財産推進計画2015」工程表の項目番号86参照

## 8. 健康危険情報について

厚生労働省においては、平成9年1月に「厚生労働健康危機管理基本指針」を策定し、健康危機管理の体制を整備しており、この一環として、国民の生命、健康に重大な影響を及ぼす情報（以下、「健康危険情報」）については、委託費により研究を行う研究者からも広く情報収集を図ることとしています。研究開発の過程で健康危険情報を得た場合には、厚生労働省への通報をお願いします。

提供いただいた健康危険情報については、厚生労働省において他の情報も併せて評価した上で必要な対応を検討するものであり、情報提供に伴う責任が研究者に生じるものではありませんので、幅広く提供をお願いします。

(参考) ○ 厚生労働科学研究における健康危険情報の取り扱いについて

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/05/dl/s0528-8q.pdf>

○ 厚生労働省健康危機管理基本指針

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/kenkou/sisin/index.html>

## 9. 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等、先端技術や研究用資材・機材等が流失し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究開発を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団等、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下、「外為法」）に基づき輸出規制（※）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守ください。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械等、ある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）があります。

物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品等の技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリ等の記憶媒体で提供することはもちろんの

こと、技術指導や技能訓練等を通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等も含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等 HP で安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記を参照ください。

- 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

- 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック（2012年第7版）

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

- 一般財団法人安全保障貿易情報センター

<http://www.cistec.or.jp/index.html>

- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス（大学・研究機関用）

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/kanri/bouekikanri/daigaku/kibigijyutukanrigaidansu.pdf>

## Ⅷ. ODAによる技術協力の概要

本プログラムは、ODAと一体となって実施されますので、以下の内容についても十分理解のうえ応募願います。

参考のため、Ⅲ章の末尾（27～28 ページ）に〈ODAに関する用語解説〉を掲載しておりますので併せてお読みください。

### 1. 政府開発援助（ODA）とは

政府開発援助（ODA：Official Development Assistance）とは、政府又は政府の実施機関によって、開発途上国の経済社会の発展や国民の福祉向上並びに民生の安定に寄与するために行う資金・技術提供による公的資金を用いた協力のことです。我が国は昭和29年のコロンボプラン<sup>10</sup>への加盟を機に開発援助を始め、長年開発途上国への経済・技術協力を実施してきました。

我が国政府はODA実施のための基本理念、援助実施の原則、援助政策の立案・実施体制等を、「開発協力大綱」に定めています。開発協力大綱では「地球規模課題は一国のみでは解決し得ない問題であり、地域、さらには国際社会が一致して取り組む必要がある」とした上で、「地球規模課題に率先して取り組む。こうした取組を通じ、国際社会全体として持続可能かつ強靱な社会を構築することを目指す」としてあります。

### 2. 技術協力とは

JICAの業務は、開発途上地域の経済及び社会の開発もしくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としており、技術協力（研修員受入、専門家派遣、機材供与等）、有償資金協力、無償資金協力、国民等の協力活動の促進・助長（青年海外協力隊派遣等）、国際緊急援助等を行っています。

技術協力は、開発途上国における制度構築、組織強化、人材育成等を通じて、当該国が諸開発課題に主体的に取り組む総合的かつ内発的な能力の開発を支援することを目的として技術の提供を行うものです。

技術協力の一形態である技術協力プロジェクトは、「研修員受入」「専門家派遣」「機材供与」などを最適な形で組み合わせて実施する技術協力の中心的な事業です。開発途上国の関係機関と協働して事業計画の立案から実施、評価までを一貫して計画的かつ総合的に運営・実施することで、より確実な成果の獲得を図っていきます。

今回の地球規模課題対応国際科学技術協力は、我が国研究機関と相手国研究機関との共同研究をこの技術協力プロジェクトの枠組みで実施するもので、我が国研究機関と相手国研究機関が組織的に国際共同研究を実施することが期待されます。

### 3. 技術協力プロジェクト実施の流れ

#### （1）協力要請からプロジェクトの検討・採択まで

JICAによる技術協力は、開発途上国からの協力要請に始まる一連の流れを踏まえて実施されます。

<sup>10</sup> 南アジア、東南アジア及び太平洋地域諸国の経済・社会開発を促進することを目的とし、昭和25年1月に発足した協力機構。



ODAには、翌年度以降に実施する新規プロジェクトに係る要請を前年度に聴取する「要望調査」というプロセスがあり、相手国研究機関が要請書を作成、所管省庁の承認後、相手国のODA担当省庁を通じて日本大使館に提出し、大使館が外務省（本省）に要請書等の必要書類を送付します。

協力要請があった場合には、日本政府において要請されたプロジェクトの採否が検討され、実施に適していると判断された場合には相手国政府に対してプロジェクト採択の通知がなされ、我が国と相手国との間で国際約束が締結されます

本プログラムにかかる平成 29 年度の協力要請の我が国外務本省到着締切は、**平成 28 年 10 月 31 日（月）正午（日本時間）**です。

**通常相手国政府では、上記の締切日よりも前に**相手国内の締切を設定していますので、相手国研究機関との調整に当たってはご注意ください。e-Radシステムによる研究提案書の受付締切と同様、上記の締切を過ぎて受領した協力要請は選考の対象となりません。

なお、平成 28 年度までの要望プロジェクトとして協力要請が既に提出されている場合でも、今回の平成 29 年度採択プロジェクトに応募する場合には、相手国側は改めて協力要請を提出する必要があります。要請書が期限までに外務本省に到着していないプロジェクトは、たとえ研究提案書が出ているとしても選考の対象となりませんのでご注意ください。

なお、要請書の提出に当たっては、相手国にある日本大使館及び JICA 在外事務所にも事前に情報共有いただくことをお勧めします。

## （2）詳細計画策定調査の実施

上記の国際約束に基づき、JICA は詳細計画策定調査を実施します。詳細計画策定調査においては、協力の対象となる分野の現状と課題や協力要請の背景等について調査するとともに、プロジェクトの基本計画や実施体制及び双方の負担事項等について相手国側の関係者と協議を行い、その協議内容を協議議事録（M/M：Minutes of Meeting）に取りまとめ双方で署名します。この調査には、日本側研究チームを総括する研究代表者に参加していただきます。また、詳細計画策定調査においては、予想される協力効果をより明確にした上で、プロジェクト実施の適切性を総合的に検討するために、事前評価も併せて実施します。

なお、調査の結果、相手国の実施体制や負担事項等に重大な問題があることが判明し、計画どおりのプロジェクト実施が困難であると判断される場合は、計画の大幅な見直しが必要となり、場合によっては、計画自体の中止を検討することがあります。

## （3）討議議事録（R/D）の署名

詳細計画策定調査実施ののち、JICA においては、実施承認にかかる手続きを行うのと並行して、プロジェクトの実施や活動内容及び必要な措置についての合意文書である討議議事録（R/D：Record of Discussions）を作成し、JICA と相手国実施機関の間で署名を行います。

## （4）プロジェクトの開始から終了まで

R/D で定められた協力期間に基づきプロジェクトが開始され、その内容を踏まえて、プロジェクト目標を達成すべく専門家派遣等の必要な投入が行われることとなります。

また、プロジェクトの実施期間中、定期的にモニタリングを行い、当初期待されていた効果の発現等に関して進捗確認を行います（詳細は後述 7. のとおり）。

以上（1）～（4）の一連の流れを図であらわすと、8 ページの図 2 のようになります。

#### (5) 実施上の留意点

条件付採択課題決定後、案件によってはR/Dの署名に時間を要することがあります（条件付採択課題決定後からR/D署名までの標準的なスケジュールは表3をご参照ください）。JICA側経費は、R/D署名後に研究代表者所属機関との間で事業契約が締結されて初めて執行可能となります。また、JICA側経費の支出根拠はR/Dであり、R/D署名前及びR/D記載の協力期間終了後もJICAから経費を支出することはできませんので、併せて留意願います。

※8ページ「I, 4. (3) 国際共同研究実施に向けての準備」も確認ください。

	標準的所要時間 <sup>11</sup>
詳細計画策定調査の準備（打合せ、コンサルタント契約（評価分析担当団員）、調査団派遣手続き、対処方針会議等）	2.5ヶ月程度
詳細計画策定調査（現地調査）、協議議事録（M/M）の署名、帰国報告会	0.5～1ヶ月程度
JICA内での事前評価	1.5～2ヶ月程度
討議議事録（R/D）の署名（JICA在外事務所長と相手国側所管省庁責任者や相手国側研究機関の長等との間で署名）	0.5～2ヶ月程度
実施承認手続、JICAと研究代表機関の取極め及び事業契約書の締結、業務調整員 <sup>12</sup> の選考・派遣手続き等のプロジェクト開始に向けた準備	2～3ヶ月程度
プロジェクト開始	条件付採択後 7～10ヵ月程度

表3 条件付採択課題決定後からR/D署名・プロジェクト開始までのスケジュール

#### (6) その他

プロジェクト実施の詳細については、こちらをご参照ください。

JICA「地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）プロジェクト実施の手引き」

[http://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/ku57pq0000nj5mf-att/general\\_01.pdf](http://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/ku57pq0000nj5mf-att/general_01.pdf)

## 4. 技術協力プロジェクト実施体制

技術協力プロジェクトは相手国との共同事業です。相手国の自立発展を促す意味で相手国のオーナーシップは重要であり、相手国研究代表者も日本側研究代表者と同様に重要な責務を負います（図4を参照）。また、共同研究の円滑な実施を促進するため、原則として日本側と相手国側の双方の関係者（日本側：日本大使館、JICA在外事務所長、研究代表者、研究者、業務調整員等／相手国側：援助窓口省庁、研究機関管轄省庁、関係省庁、研究機関等）から成る合同調整委員会（JCC：Joint Coordinating Committee）を設置し、定期的に会合を開催することにより、共通問題にかかる協議を行いその解決を図ることとなります。この合同調整委員会の運営は、本プログラムが国際共同研究協力であることに鑑み、日本側と相手国側の共同推進体制で行うことが適切です。

<sup>11</sup>実際の所要期間はプロジェクトによって異なります。

<sup>12</sup>業務調整員については、6.にて後述

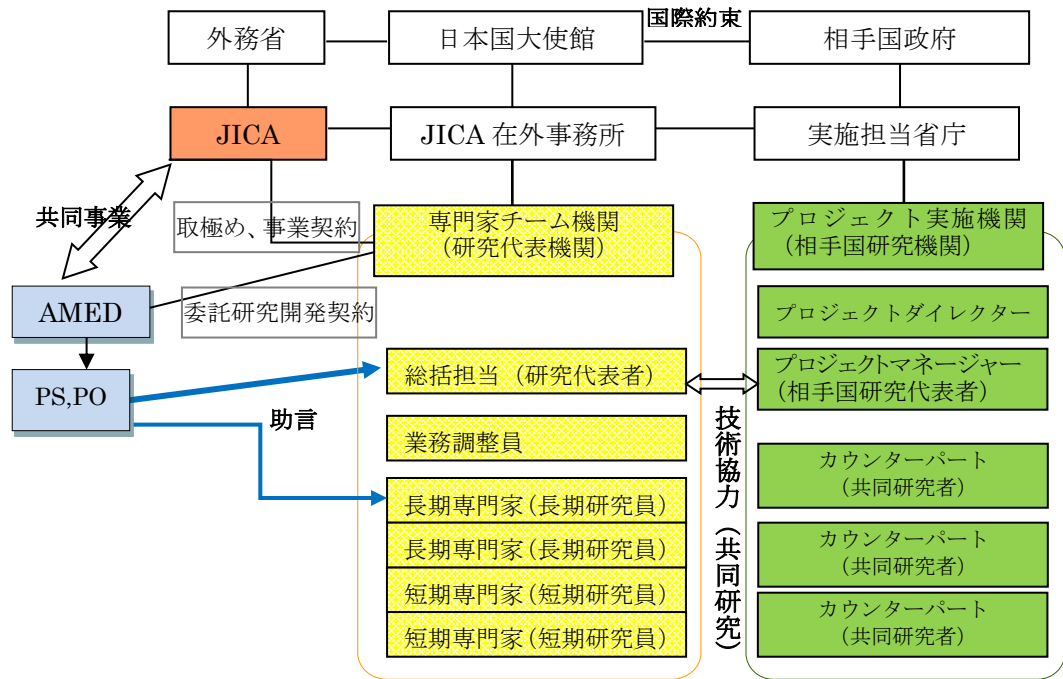


図4 技術協力プロジェクト実施の体制（例）

## 5. プロジェクト採択後のJICAと研究代表者所属機関の契約

本プログラムに採択されたプロジェクトの研究代表者所属機関は、AMEDと委託研究開発契約を締結するとともに、JICAとの間においても「地球規模課題対応国際科学技術協力における技術協力の実施に関する取極め」（以下、取極め）及び事業契約書を交わします。この取極めでは、採択されたプロジェクトに関するJICA及び研究代表者並びにその所属機関の業務内容・責務等が明記されますが、開発途上国において共同研究を実施するに当たり組織としての対応をお願いするものです。

なお、取極めは研究代表者所属機関に一つです。既に取極めがなされている研究代表者所属機関では、プロジェクト実施のために取極め「本体」を新たに締結する必要はなく、別途適用範囲を定めるための「附属書」を作成することとなります。

取極め本体及び附属書並びに事業契約書の様式は、以下ウェブサイトをご参照ください。

本 体：

[http://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/ku57pq0000nj5mf-att/arrangements\\_01.pdf](http://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/ku57pq0000nj5mf-att/arrangements_01.pdf)

附 属 書：

[http://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/ku57pq0000nj5mf-att/arrangements\\_02.pdf](http://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/ku57pq0000nj5mf-att/arrangements_02.pdf)

事業契約書：

[http://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/ku57pq0000nj5mf-att/contract\\_01.pdf](http://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/ku57pq0000nj5mf-att/contract_01.pdf)

取極めと事業契約の内容等は以下のとおりです。

### (1) 取極め

研究代表者所属機関とJICAは双方の責務等を規定する取極めを締結します。研究代表者所属機関は、日本側研究者の相手国への派遣、相手国研究者の日本への招へい、機材調達の実施を担い、関係者の安全配慮義務も有します。その際、研究代表機関の会計規程等関連諸規程を確認・調整の上、研究代表者所属機関

自ら執行を行うものについては当該機関の規程を適用します。研究の結果得られる知的財産権は J I C A ではなく研究機関に帰属します。

## (2) プロジェクトの計画策定

プロジェクトの開始に当たり双方協議の上で予算を含む全体計画及び各期計画を策定するとともに、各期計画に基づく事業契約期間の中間時点においてプロジェクトの進捗に合わせて当該計画を見直します。各期計画の対象期間は、必ずしも 1 会計年度内の範囲にする必要はなく、複数年度に渡る期間を設定することも可能です。なお、機材調達を事業契約に含める場合は、機材の納期が各期計画の期間内となるよう調整する必要があります。

## (3) 事業契約

事業契約書は、プロジェクト実施の内容や経費負担・経理処理等について規定しているものであり、J I C A と研究代表者所属機関の間で各期計画ごとに締結します。経費の執行は、この事業契約書が締結されて初めて可能となります。各期計画の期間は、必ずしも単一の会計年度内に限定しておらず、複数の会計年度に及ぶ期間の事業契約も可能です。

取極めと事業契約に基づき、研究代表者所属機関が当該機関の諸規程に基づき契約経費を執行し、事業契約期間内に精算します。J I C A から契約期間の半期ごとの概算前払い（初回は契約金額の半額程度まで）ができます。事業契約の費目、積算、概算払い、精算等事務処理に関するルールについては、J I C A のウェブサイトに掲載している、下記「SATREPS プロジェクト実施の手引き」をご参照ください。

[http://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/ku57pq0000ni5mf-att/general\\_01.pdf](http://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/ku57pq0000ni5mf-att/general_01.pdf)

## (4) プロジェクト予算の目安額

**1 プロジェクト当たりの経費は年間 6 千万円を目安**とし、5 年間で 3 億円を上限としていますが、この中には、在外研究員派遣（短期・長期）、外国人研究員の受入、機材供与（購入費、相手国への輸送費、保険料、機材現地調達経費等）、事務管理直接経費及び業務調整員が管理する現地研究活動経費が含まれます。したがって、研究代表機関が管理する事業契約金額として 3 億円（5 年間の場合）が確保されているものではないことに留意してください。

業務調整員派遣経費及び各種調査団派遣経費（詳細計画策定調査、運営指導調査等）は、上記上限額に含まれず、必要に応じて J I C A が直接執行します。

(\*業務調整員については、6. にて後述)

## (5) 支出可能な経費

J I C A 事業経費は、共同研究を技術協力プロジェクトの枠組みで実施する際に必要な経費に関して支出が可能です。このうち事業契約では、相手国関係機関と合意した R / D 及び R / D 内容に基づく全体計画又は各期計画に基づき、国際共同研究を目的とした活動に係る経費のうち、①在外研究員（日本側研究者）<sup>13</sup> の派遣にかかる経費、②外国人研究員（相手国側研究者）の受入にかかる経費、③共同研究に必要な機材の供与にかかる経費、④日本国内の事務管理直接経費に対してのみ支出することができます（表 3）。

① 在外研究員（日本側研究者） <sup>13</sup> の日本から相手国への派遣にかかる経費	航空賃、日当・宿泊費、旅行雑費等（派遣期間1年以上の長期派遣者の場合は赴帰任旅費、移転料、各種手当等）
② 外国人研究員（相手国側研究者）の相手国から日本への受入にかかる経費	航空賃、日当・宿泊費、研修経費等。受入れ期間により、短期（1年未満）と長期（1年以上）があります <sup>14</sup> 。
③ 共同研究に必要な機材の供与にかかる経費	先方政府に供与する機材の購入費、輸送費、据付・調整費。日本国内で使用する機材は対象外であり、AMED委託研究開発契約等で対応。
④ 日本国内の業務諸費	事務管理のためのアルバイト雇用経費、消耗品購入経費等（研究用を除く）

表3 JICAが支援する経費

#### （6）相手国負担の原則

ODA事業においては、相手国側の自助努力やプロジェクト終了後の持続性を重視し、原則相手国側負担と定めている経費があります。ODAによる国際協力の一環である本プログラムにおいても、この基本方針を踏まえ、必要な経費の全てを日本側（JICA）が支援するのではなく、相手国側の自助努力を促していくため相手側経費負担を求めている点に留意ください。以下は相手国側に負担を求める経費の例です。

- (a) 相手国研究機関研究者及び関係者並びに当該研究機関が直接雇用している人員にかかる人件費
- (b) 相手国研究機関との活動拠点となるプロジェクト事務所の借上費及び光熱水料
- (c) 相手国研究機関研究者及び関係者による通常業務や研究上必要な相手国内出張にかかる交通費・旅費（日当・宿泊費）及び会議日当
- (d) 相手国側の研究活動に使用される備品・消耗品及び設備費、供与機材の運用や維持管理にかかる経費

なお、研究に必要な設備・備品についても、相手国側による負担や既存の設備・備品の活用を求め、真に必要な支援に絞り込みます。

#### （7）経費管理体制

ODA事業経費に関しては、JICAが直接支出する現地での必要経費を除き、日本側研究代表機関とJICAが締結する取極めに基づき、事業契約書における日本側研究代表機関の執行経費については、日本側研究代表者所属機関で管理していただきます。

なお、ODA技術協力プロジェクトでは、相手国に対する資金の直接供与を行うことはなく、また、相手国研究機関独自の事業活動等に対する支援も行いません。

特に、相手国研究機関に直接プロジェクト経費が配分されることはない点について、相手国研究機関が誤解しているケースも散見されることから、相手国側には必ず事前に説明願います。

<sup>13</sup> 日本側の研究チームのメンバーであっても、学部や大学院等の学生は在外研究員としては派遣できません。

<sup>14</sup> 短期及び長期研究員は、共同研究期間内（＝R/Dに定められたプロジェクト実施期間内）であることが受入条件であるため、研究代表機関においては、候補者選定の段階から計画的に準備を進めていただきます。

## 6. 業務調整員について

JICAでは、業務調整員（上述のような現地におけるJICA支出経費の管理（予算執行を含む）のほか、在外研究員（日本側研究者）の派遣及び外国人研究員（相手国側研究者）の受入に関する相手国政府との事務的なやりとりや諸手続き、あるいは機材の現地調達にかかる在外事務所との連絡調整等を行う人員）を公募により確保し、R/D署名後、できるだけ早いタイミングで現地に配置することとしています。業務調整員は、研究活動そのものには従事しませんが、研究代表機関の研究者や共同研究者とともに日本側研究（プロジェクト）チームの一員です。JICAは、プロジェクトの円滑かつ適正な実施のために、研究代表者をはじめ他のメンバーと十分な情報共有を行うことを、業務調整員に求めています。

なお、JICAでは、国の事情等から、業務調整員を配置せず、研究代表機関が現地業務を含む包括的な契約執行を行い、それに伴う間接経費を導入する契約形態を実施することがあります。

## 7. プロジェクトのモニタリングについて

8ページの図2にて記載のとおり、技術協力プロジェクトでは、定期モニタリングによる進捗確認を行います。

技術協力プロジェクトの実施期間中におけるモニタリングは運営管理の一環として行われることから、日本側研究機関、相手国研究機関等が実施し、モニタリングシートを作成します。

その他JICA事業のモニタリングについてはJICAのウェブサイトにある「SATREPSプロジェクト実施の手引き」を参考にしてください。

[http://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/ku57pq0000nj5mf-att/general\\_01.pdf](http://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/ku57pq0000nj5mf-att/general_01.pdf)

## 8. ODAに関する問合せ先

### (1) JICA本部

JICA本部での本プログラムに関する窓口は、国際科学技術協力室です。ODAによる技術協力の枠組みに関しては、以下へお問い合わせ願います。

独立行政法人国際協力機構（JICA）国際科学技術協力室

E-mail : eigst@jica.go.jp

### (2) JICAの国内、海外拠点

JICA国内拠点一覧

<http://www.jica.go.jp/about/structure/domestic/index.html>

JICA在外拠点一覧

<http://www.jica.go.jp/about/structure/overseas/index.html>

相手国研究者と研究のグランドデザインを十分に練っていただいた上で、お問い合わせ願います。公募要領の内容に関するお問合せについてはJICA在外拠点及び国内拠点では受け付けておりませんので、了承ください。

(3) ODA・技術協力の概要に関する参照ウェブサイト

「外務省ODAサイト」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html>

「ODA国別地域別政策・情報」

(研究課題の目的が、相手国や関連地域における日本のODAの方針に沿っていることを確認する際、ご参照ください。)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/region/index.html>

「JICA「技術協力プロジェクト」」(ODAの一般的な技術協力プロジェクトのウェブサイトです。)

<http://www.jica.go.jp/project/index.html>

「JICA「科学技術協力」」(SATREPSを含む科学技術協力のページです。)

<http://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/index.html>

「JICA図書館蔵書検索」

(案件名で検索すると、過去のSATREPS報告書公開版をPDFで閲覧可能です。)

<http://libopac.jica.go.jp/>

### <ODAに関する用語解説>

#### **ODA担当省庁：**

相手国政府において海外からの援助の窓口業務を担当している省庁。担当省庁は国によって異なるが、外務省、財務省、計画省等。

#### **技術協力要請：**

相手国政府（ODA担当省庁）より日本政府に対して提出される技術協力にかかる要請。外務省及びJICAは、翌年度以降に実施するプロジェクトに関し、相手国政府からの要望を聴取している。相手国政府からの協力要請は、現地の日本大使館を通して本邦の外務省に提出される。

#### **国際約束：**

国又は国際約束締結権限を有する国際機関等が主体となり、国際法上の権利義務関係を設定するもの。

「条約」として国会の承認を必要とするものと、「外交関係の処理」として行政府限りで締結される行政取極に分類されるものがある。通常は閣議決定を要するが、これらの正式な国際約束の他に、閣議決定を経ずに外務省限りで取り交わされるものについても、実務上は国際約束の一種として取り扱われており、本プログラムでいう国際約束にはこの形式も含まれる。

#### **技術協力プロジェクト：**

開発途上国の抱える課題に対し、「専門家派遣」、「研修員受入」、「機材供与」の3つの協力手段（協力ツール）を組み合わせ、一つのプロジェクトとして、特定の目標のもとに一定の期間に実施される活動。

#### **専門家派遣：**

技術協力対象となる行政官や技術者（カウンターパート）に対して、技術移転、政策面のアドバイス、プロジェクトのマネジメント等を行うための人材を、日本から相手国へ派遣すること。本プログラムでは、相手国において研究を行う日本側研究者を「在外研究員」と称し、1回の派遣期間（本邦出発日から帰国日まで）が1年以上の者を「長期在外研究員」、1年未満の者を「短期在外研究員」としてJICA専門家の枠組みで派遣する。なお、短期在外研究員の派遣にかかる諸手続きは研究代表者所属機関が行う（経費もJICAと研究代表者所属機関の間で締結する事業契約経費に含める）が、長期在外研究員に

については J I C A 直営により派遣手続きを行う（経費は事業契約経費に含めない）。

**研修員受入：**

開発途上国よりカウンターパートを研修員として日本や第三国に受け入れ、各分野で専門的知識や技術を移転することにより人材育成支援を行うもの。本プログラムでは、相手国から招へいする共同研究者を「外国人研究員」と称し、J I C A 研修員の枠組みで受け入れを行う。

**事前評価：**

協力実施前に、実施の優先度や必要性を確認し、協力内容や予想される協力効果を明らかにした上で、協力実施の適切性を総合的に判断するもの。事前評価の段階で策定した評価指標は、各段階の評価において、協力の進捗状況と効果を測定する基準として活用される。

**ローカルコスト：**

プロジェクトの実施運営に際し、相手国が負担すべき費用。人件費、土地取得の経費、供与機材の引き取り・輸送に必要な経費、リカレント・コスト（＝建設された施設や供与された機材の運営・維持管理や要員の雇用等のために継続的に必要となる経費）等。

**キャパシティ・ディベロップメント：**

開発課題に対処するための能力（キャパシティ）を途上国自身が強化していくこと。キャパシティ・ビルディングが外からの能力構築を指すのに対して、キャパシティ・ディベロップメントは、途上国のキャパシティを個人・組織・制度・社会と複層レベルで包括的に捉え、途上国側で主体的にキャパシティを向上させていくプロセスを指す。J I C A の協力は、途上国のキャパシティ・ディベロップメントを側面的に支援するファシリテーターとしての役割を担っている。

<http://libopac.jica.go.jp/>

前述の J I C A 図書館蔵書検索ウェブサイトから「キャパシティ」で検索すると、例えばキャパシティ・アセスメントハンドブック等が、以下のとおり閲覧することができます。

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000245021.html>



## IX. Q & A

---

府省開発共通研究管理システム（e-Rad）の運用、所属研究機関・研究者の登録及び e-Rad の操作等に関しては、以下のウェブサイトをご参照ください。

<http://www.e-rad.go.jp/>

### (1) プログラムの目的・趣旨について

**Q** これまでに採択された課題について教えてください。

A JSTよりAMEDへ移管された平成26年度までの課題が、11課題、及び平成27年度は2課題、平成28年度は2課題がAMEDで採択され、現在15課題がAMEDにて実施されています。これまでの採択課題の概要等については、AMEDウェブサイトに掲載されています。また、JSTのウェブサイトにおいても26年度までの採択課題の概要が掲載されていますのでご参照ください。JSTにおけるSATREPS事業紹介パンフレットや下記のSATREPSウェブサイトに掲載していますので、ご参照ください。

<http://www.jst.go.jp/global/kadai/index.html>

**Q** 平成29年度の公募要領の主な変更点を教えてください。

A 平成29年度の公募要領の主な変更のポイントは下記のウェブサイトにて別紙として掲載していますので、そちらをご参照ください。

<http://www.jst.go.jp/global/koubo.html>

**Q** 「開発途上国のニーズ」は、どのように把握したらよいでしょうか。

A 本プログラムでは開発途上国のニーズに則した研究提案になっているか否かが課題選考における重要な視点となっています。したがって、事前の研究交流等を通じて十分に相手国のニーズを把握した提案が望まれます。「国別援助方針」が策定されている国については外務省ウェブサイトにて公開していますのでご参照ください。

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni\\_enjyo.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjyo.html)

また、一部の国においては、下記のウェブサイトにて、JICAが現地の状況を踏まえてニーズがあると思われる研究テーマのリストを紹介しています。

<http://www.jst.go.jp/global/pdf/researchneeds.pdf>

なお、社会実装を目指す国際共同研究の実施のためには、相手国においても相手国の行政機関等を含めた組織的な取組が求められ、その体制が十分に整っているかどうかも選考の際に考慮されます。プロジェクトの形成に当たっては、相手国にある日本大使館及びJICA在外事務所にも事前に情報共有いただくことをご勧めします。

**Q** ODAと連携することになっていますが、研究代表者は長期在外研究員として相手国に常駐しなければならないのでしょうか。

A 必ずしも研究代表者が相手国に常駐する必要はありませんが、研究代表者が相手国に赴き、現場監督することを重要視しています。技術協力プロジェクトでは、「短期シャトル型の専門家」という形態も含め柔軟に対応しています。しかしながら、現地での活動を円滑にし、より多くの効果発現を行うためには、

現地常駐またはそれに近い形で日本側研究者が派遣されることが望ましいことは言うまでもありません。共同研究を通して相手国の自立的な研究開発能力の向上に寄与することが日本側研究者には求められていること、及び研究代表者が総括責任者として当該国際共同研究における在外研究員派遣の責任者であることに留意のうえ、研究員派遣計画を検討ください。

**Q 研究代表者以外の日本側研究参加者について、相手国への常駐が必要でしょうか。**

A 必ずしも日本側研究者が常駐しなければならないというわけではありませんが、適切な対応策を求めます。開発途上国である相手国との共同研究を円滑に推進するため、また、その共同研究を通じて相手国のキャパシティ・ディベロップメントを図るということも事業の趣旨であるため、常駐ではなくとも、例えば現地勤務3ヶ月日本勤務1ヶ月を繰り返すなど現地における研究に重きを置いた継続的な派遣を行うことなどの対応が必要です。選考に当たっては、提案内容における日本側実施体制も踏まえて総合的に評価します。

**Q (相手国でない) 第三国に所在する研究機関に所属する研究者の参加は可能ですか？**

A 第三国に所在する研究機関に所属する研究者が共同研究に参加することは原則できません。ただし、ワークショップ等に招聘することは可能です。また共同研究参加機関（研究代表機関を含む）での身分（客員研究員等）を有し、その所属機関の管轄下で研究に参加することは可能です。

**Q 本プログラムへの、一機関当たりの応募数制限はありますか。**

A 機関ごとの応募件数の制限はありません。ただし、一機関から2件以上応募いただく場合でも、原則、1件の研究提案書類ごとに研究代表者所属機関の長（学長、理事長等）からの承諾書が必要です。

## (2) 主にAMEDが担当する業務に対するQ&A（主に日本国内における研究実施に関するQ&A）

### 1) 応募の要件等について

**Q 応募可能な企業の要件について教えてください。**

A 日本国内に法人格を有する企業等である必要があります。

**Q 企業等は研究開発代表機関になれますか。**

A 可能です。ただし、以下に留意ください。

公共性のある活動を行っている企業は研究代表機関になることができます。また、公共性のある活動を行っていない企業は、大学等との共同提案であれば、研究代表機関になることができます。

**Q 企業等が参画する際の、留意点を教えてください。**

A 以下を留意ください。

AMEDは、企業等との委託研究開発契約に先立ち、委託の可否及び委託方法に係る審査を行います。この審査の結果によっては、AMEDが特に指定する委託方法に従っていただくことがあります。また、財務状況が著しく不安定な場合等は、委託が不可能と判断され、当該研究開発機関では研究開発が実施できない場合があり、その際には研究開発体制の見直し等をしていただくことがあります。

本プログラムは相手国との共同研究が前提であり、研究開発の実施に加え、研究開発成果の公表や知的財産権の共有、相手国からのサンプルや情報の持ち出し等において企業等所属者であっても相手国側で支障がないことをあらかじめ確認願います。

研究開発担当者（研究開発代表者・主たる共同研究開発者）に対する給与等は、直接経費から支出はできません。

研究参加者（当該研究項目に参加するメンバー）に対する給与等は、一定の条件の下で支出する事が可能です。

ODA経費による物品調達の際、原則として、銘柄を指定しない仕様書に基づく競争原理を導入した調達（入札又は相見積もり）を行ってください。

上記についての詳細は下記ウェブサイト「委託研究開発契約事務処理説明書」をご参照ください。

<http://www.amed.go.jp/content/files/jp/youshiki/itaku/00keiyaku/ipwmanual.pdf>

**Q ポスドクは研究代表者として申請できますか。**

A ポスドクは、研究代表者、あるいは主たる共同研究開発者として申請することはできません。

**Q ポスドク及び大学院等在籍の学生は研究プロジェクトに参加できますか。**

A ポスドク及び大学院生については、研究プロジェクトを進めるに当たり一定の役割を担っていること、かつ研究開発計画書に研究参加者として登録することにより、プロジェクトの一員として参加することができます。学部生についても、日本における優れた研究者育成の一環として同様の条件の下に研究に参加することができます。なお、大学院生及び学部生は在外研究員としてODA経費で派遣することはできませんが、所定の条件（所属機関と雇用契約を締結していること、在外研究員が同行することなど）を満たす場合は、学生のRA雇用経費や旅費をAMED委託研究開発費で支出することができます。詳細については、「委託研究開発契約事務処理説明書等」を参照ください。

**Q 日本国籍を持たない研究者は研究代表者として申請できますか。**

A 国内の研究機関に所属していれば、外国籍研究者も研究代表者として応募することは可能です。

**Q 日本国籍を持たない研究者を在外研究員として申請できますか。**

A 本プログラムでは、日本による技術協力の実施意義や先方政府との関係等から、日本国籍を有する研究者の派遣を原則とします。ただし、その研究に必須の技能を持つ人材が他になく、研究事業遂行のため余人をもって代えがたい時で、かつ、当該人が外国籍を持つ場合、相手国政府が在外研究員として認める場合のみODA経費での派遣可能となります（在外研究員として派遣できない場合でも、AMEDの委託研究開発費による出張は原則可能ですが、免税・訴追免除等、相手国との協定等により付与されるべき特権・免除事項が適用されません）。

**Q 所属のない研究者の参加は可能ですか？**

A 所属のない研究者を共同研究に参加させることは原則できません。研究参加機関（研究代表機関を含む）が身分（客員研究員等）を付与し、その所属機関が保障と責任を持ち研究に参加させることは可能です。

**Q** 相手国研究機関で研究を実施することを前提に、海外在住の日本人研究者が、研究代表者として申請できますか。

**A** 日本に研究拠点を持つ研究開発代表者とその所属機関、相手国に研究拠点を持つ相手国の研究代表者とその所属機関との間の共同研究を想定しているため、原則として、認めておりません。

**Q** 非常勤の職員（客員研究員等）でも、研究代表者として申請できますか。

**A** 研究期間中、日本国内の研究機関において自らが研究実施体制をとれるのであれば可能性はあります。当該非常勤職員を研究代表者として当該研究機関と契約及び取極めを締結できるかは、当該研究機関と当該非常勤職員との契約内容によります。

**Q** 研究実施中に研究代表者の移籍等が発生した場合も研究を継続できますか。

**A** 本プログラムでは、研究期間を通じて、採択時の研究代表機関の責任の下で、研究代表者を中心とした研究体制が確保されることを原則としています。やむを得ず研究代表者が移籍する場合は、採択時の研究代表機関内での研究代表者の交代について検討する必要があります。ただし、移籍先において、相手国側との関係も含め当該研究が支障なく継続でき、かつAMEDとの委託研究開発契約、JICAとの取極め、及び相手国研究機関との合意文書（CRA等）を移籍先機関が交わすことができるという条件で研究の継続ができる場合もあります。まずは、研究代表者の移籍等の可能性が生じた段階で、AMED及びJICAまでご相談ください。

## 2) AMEDからの委託研究開発費について

**Q** AMED委託研究開発費の用途について制限はありますか。

**A** 委託研究開発費については、下記ウェブサイト「委託研究開発契約事務処理説明書」に掲載していますので、用途を計画する際にご確認ください。

<http://www.amed.go.jp/content/files/jp/youshiki/itaku/00keiyaku/ipwmanual.pdf>

## 3) 研究実施体制について

**Q** 研究提案書類に記載した研究実施体制を、面接時あるいは採択後に変更することはできますか。

**A** 研究提案書類に記載された内容で選考を行いますので、不必要な変更が生じることのないよう、研究提案時に慎重に検討ください。なお、POの承認のもとでの調整等、もしくは国際共同研究開始に先立ってJICAが相手国研究機関とR/Dを締結する過程で、変更をお願いすることはあります。

## 4) 研究開発契約について

**Q** 日本国内の「主たる共同研究者」が所属する研究機関の研究開発契約は、研究代表者の所属機関を介した「再委託」<sup>(注)</sup>の形式を取るのですか。

(注) 研究開発契約における「再委託」とは、研究代表者の所属機関とのみAMEDが締結し、その所属機関と共同研究者の所属機関が研究開発契約を締結する形式のこと。

**A** 本プログラムでは、研究開発契約は「再委託」の形式はとっておりません。AMEDは、研究代表者及

び主たる共同研究者が所属する研究機関のそれぞれと個別に研究開発契約を締結します。

※ J I C A では、研究代表機関とのみ契約関係が発生し、共同研究機関とは契約等を締結しません。

### (3) J I C A ( O D A ) に関する Q & A (主に相手国内における研究実施に関する Q & A)

#### 1) 国際共同研究対象国について

**Q** 相手国の複数の研究機関との共同研究を実施することは可能ですか。

A 相手国 1 カ国の中で複数の研究機関との共同研究を実施することは可能です。その場合においては、ODA 要請書に複数の研究機関名が全て記載されていること、相手国内で共同研究において主体となる研究機関が特定されることが必要です。

#### 2) 相手国での O D A 申請について

**Q** A M E D への提案書類提出に合わせて、相手国の共同研究機関の働きかけによって、相手国の O D A 担当官庁が、O D A の技術協力プロジェクト実施を申請(協力要請の提出)する必要があるのでしょうか。

A A M E D への研究開発課題の提案書類提出に合わせて、相手国側による O D A 要請書の提出が必須です。所定の期限までに研究提案書と O D A 要請書の双方が提出されたプロジェクトのみ審査の対象となります。どちらか一方が所定の期限までに提出されていないプロジェクトはその時点で不採択となりますのでご注意ください。

**Q** A M E D への提案書類申請時までに、相手国での技術協力プロジェクト実施の要請内容(要請書)を確定させておく必要がありますか。

A 相手国と要請内容について調整いただいた上で、相手国から要請書を提出いただくことが必要です。特に、提案様式にも記載があるとおり、「研究開発課題名(英文)」、「研究開発の目的」、「研究開発の成果達成目標」、「研究開発内容及び研究開発計画」、「実施研究体制」、「機材・人員等のおおよその投入規模・内容」、「研究期間」等については、日本と相手国側でコンセンサスがあることが必要です。なお、条件付採択が決定した後、J I C A では、相手国機関と R / D を署名するために詳細計画策定調査を行います。その結果を反映して、提案の研究計画を修正いただく可能性もあることを了承ください。「研究課題名(英文)」については、O D A 技術協力プロジェクト要請書のプロジェクト名と同じであることが求められます。相手国研究機関と十分調整してください。

**Q** O D A 要請書の様式は、どこかで入手できますか。

A 以下の J I C A ウェブサイトにおいて要請書(雛形)を掲載していますが、各国の O D A 担当省庁が定めている場合がありますので、詳細については、相手国研究機関から所管省庁又は O D A 担当省庁に照会してください。

<http://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/faq/answer.html>

**Q** J I C A から開発途上国各国に本プログラムについて、その趣旨・仕組みを含めて周知されているのでしょうか。相手国での手続き等に関する対応を応募者が行う必要があるのでしょうか。

A 対象となる開発途上国各国のODA担当省庁には外務省／JICAから周知しています。しかしながら、日本側の応募者のカウンターパートとなる相手国研究者まで周知が行き届いているかどうかは各国の国内事情にもよりますので、応募者におかれては、その点理解のうえ相手国研究者（及びその所属機関）との事前調整を十分に行ってください。

### 3) 対象となる相手国研究機関、相手国研究者及びそれらとの関係について

**Q 海外企業・海外NGO等の参画は認められますか。**

A この事業は相手国からの正式要請と二国間の国際約束に基づく技術協力事業として実施しており、政府出資のない純粋な民間企業・NGOは協力対象外となります。ただし、相手国側の研究機関が政府機関で相手国内における連携パートナーとして民間企業やNGOが研究に参加することは妨げるものではありません。

**Q 国際機関の参画は認められますか。**

A 開発途上国にある地域国際機関であれば、参画を排除はしませんが、その場合には、「ODA要請書の提出プロセス」にかかるQ&Aで説明のとおり、当該国際機関を受け入れ特権免除を付与している相手国の所管省庁及びODA担当省庁を通じてODA要請書が日本大使館に正規のルートで提出され、本プログラムの専門家、機材等にも免税等の特権・免除が担保されること、加えて、共同研究の実施に必要となる人員及び経費を自ら確保することが前提条件となります。知的財産権の取扱いについても留意ください。

**Q 日本の研究代表者が所属する研究機関自体が、既に相手国政府や研究機関と協定等を締結している場合、この事業実施のために、JICAが相手国側と協定の類を改めて締結する必要があるのでしょうか。**

A 必要です。本プログラムはODAとの連携事業であり、二国間の国際約束に基づくJICAの技術協力プロジェクトとして実施されます。従って国際約束に基づき、JICAは相手国側とR/D等の文書を締結する必要があります。

### 4) ODA事業経費等について

**Q 研究代表者所属機関とJICAとの間で締結される取極め及び事業契約書の署名者どの程度の職位の者を想定すればよいですか。**

A 取極めのうち、本体（一つの研究代表者所属機関につき初回のみ締結）については、研究代表者所属機関はトップレベル（大学なら学長）、JICAは理事長を想定しています。取極めの附属書（各プロジェクトにつき締結）については、研究代表者所属機関は研究部局の長（学部長等）、JICAはプロジェクト担当部長を想定しています。事業契約書は、研究代表者所属機関は契約権限のある役職者、JICAは契約担当理事を想定しています。

**Q 治験等及び医療行為そのものは共同研究の対象となっていないということですが、もう少し詳しく教えてください。**

A 以下のJICA方針を確認ください。

(a) 治験/臨床試験/臨床研究の扱い

医薬品・医療機器の開発・製造・販売等を目的とする治験（Clinical Trial）及び人体に侵襲を加える、あるいはプライバシーを侵害する臨床試験/臨床研究は、JICA事業として実施しません。なお、これらの実施者（医療従事者等）に対する研修・指導・助言等はJICA事業に含めることができます。

(b) 医療行為<sup>\*</sup>の扱い

医療行為は、JICA事業として実施しません。（在外研究員は医療行為を実施する目的では派遣されていないこと、相手国の医師免許を有さないこと、医療行為の結果に対する責任をJICAが負うことは適当でないのがその理由です。）

<sup>\*</sup>医療行為の範囲は国の状況により異なります。医療行為であっても、採血、検便、検温、血圧測定等、大きな危険を伴わないものについては、安全性や責務等に関する条件についてJICAより事前に了承を得たものについては可とします。ご不明な点がございましたらJICAにお問い合わせください。

(c) 研究事業実施に関する安全策及び倫理的配慮

研究事業は、日本国及び相手国の倫理指針等を遵守し、相手国側の倫理委員会にて審査を経た上で、事業に直接あるいは間接的に関わる全関係者及び環境に対する安全が確保されたのちに実施する方針となります。

別添1 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラムの対象国

No.	地域	国名等	No.	地域	国名等	No.	地域	国名等
1	アジア	インド	41	アフリカ	アルジェリア民主人民共和国	92	中南米	アルゼンチン共和国
2		インドネシア共和国	42		アンゴラ共和国	93		アンティグア・バーブーダ
3		カンボジア王国	43		ウガンダ共和国	94		ウルグアイ東方共和国
4		スリランカ民主社会主義共和国	44		エジプト・アラブ共和国	95		エクアドル共和国
5		タイ王国	45		エチオピア連邦民主共和国	96		エルサルバドル共和国
6		ネパール連邦民主共和国	46		エリトリア国	97		ガイアナ共和国
7		パキスタン・イスラム共和国	47		ガーナ共和国	98		キューバ共和国
8		バングラデシュ人民共和国	48		カーボヴェルデ共和国	99		グアテマラ共和国
9		東ティモール民主共和国	49		ガボン共和国	100		グレナダ
10		フィリピン共和国	50		カメルーン共和国	101		コスタリカ共和国
11		ブータン王国	51		ガンビア共和国	102		コロンビア共和国
12		ベトナム社会主義共和国	52		ギニア共和国	103		ジャマイカ
13		マレーシア	53		ギニアビサウ共和国	104		スリナム共和国
14		ミャンマー連邦共和国	54		ケニア共和国	105		セントビンセント及びグレナディーン諸島
15		モルディブ共和国	55		コートジボワール共和国	106		セントルシア
16		モンゴル国	56		コモロ連合	107		チリ共和国
17		ラオス人民民主共和国	57		コンゴ共和国	108		ドミニカ国
18	中東	アフガニスタン・イスラム共和国	58	コンゴ民主共和国	109	ドミニカ共和国		
19		イラク共和国	59	サントメ・プリンシペ民主共和国	110	ニカラグア共和国		
20		イラン・イスラム共和国	60	ザンビア共和国	111	ハイチ共和国		
21		トルコ共和国	61	シエラレオネ共和国	112	パナマ共和国		
22		パレスチナ自治政府	62	ジブチ共和国	113	パラグアイ共和国		
23		ヨルダン・ハシエミット王国	63	ジンバブエ共和国	114	ブラジル連邦共和国		
24		レバノン共和国	64	スーダン共和国	115	ベネズエラ・ボリバル共和国		
25	欧州	アゼルバイジャン共和国	65	スワジランド王国	116	ペルー		
26		アルバニア共和国	66	セーシェル共和国	117	ベルー共和国		
27		アルメニア共和国	67	赤道ギニア共和国	118	ボリビア多民族国		
28		ウクライナ	68	セネガル共和国	119	ホンジュラス共和国		
29		ウズベキスタン共和国	69	タンザニア連合共和国	120	メキシコ合衆国		
30		カザフスタン共和国	70	チャド共和国	121	キリバス共和国		
31		キルギス共和国	71	チュニジア共和国	122	クック諸島		
32		コソボ共和国	72	トーゴ共和国	123	サモア独立国		
33		ジョージア	73	ナイジェリア連邦共和国	124	ソロモン諸島		
34		セルビア共和国	74	ナミビア共和国	125	ツバル		
35		タジキスタン共和国	75	ニジェール共和国	126	トンガ王国		
36		トルクメニスタン	76	ブルキナファソ	127	ナウル共和国		
37		ボスニア・ヘルツェゴビナ	77	ブルンジ共和国	128	ニウエ		
38		マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	78	ベナン共和国	129	バヌアツ共和国		
39		モルドバ共和国	79	ボツワナ共和国	130	ババニューギニア独立国		
40		モンテネグロ	80	マダガスカル共和国	131	パラオ共和国		
		81	マラウイ共和国	132	フィジー共和国			
		82	マリ共和国	133	マーシャル諸島共和国			
		83	南アフリカ共和国	134	ミクロネシア連邦			
		84	南スーダン共和国					
		85	モザンビーク共和国					
		86	モーリシャス共和国					
		87	モーリタニア・イスラム共和国					
		88	モロッコ王国					
		89	リベリア共和国					
		90	ルワンダ共和国					
		91	レソト王国					

注：①情勢により対象国は変更されることがあります。  
 ②活動地域における治安状況や情勢によって、渡航及び研究実施が制限されることが見込まれる提案については、選考で考慮されることがあります。  
 ③JICA拠点が存在しない国を対象とする場合、JICAから十分な支援が得られないことがあります。



**【お問い合わせ先】**

お問い合わせはなるべく電子メールでお願いします。

また、研究提案募集ホームページ (<http://www.amed.go.jp/koubo/030120160620.html>) に最新の情報を掲載しますので、あわせてご参照ください。

なお、本公募に関する問い合わせ先等は以下のとおりです。

国立研究開発法人日本医療研究開発機構 国際事業部国際連携研究課

E-mail : [amed-satreps@amed.go.jp](mailto:amed-satreps@amed.go.jp)

担当者：石井、新谷

※Email は上記アドレス “at” の部分を@に変えてください。

※メール送付時は、必ずメール件名の先頭に「【公募】」と記載してください。

※土曜日、日曜日、祝祭日を除く。



国立研究開発法人 日本医療研究開発機構

国際事業部 国際連携研究課

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-7-1 読売新聞ビル 23F  
Tel 03-6870-2216 Fax 03-6870-2240

H28.09